



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2012

株式会社日本政策投資銀行

# 株式会社日本政策投資銀行(DBJ)のプロフィール (平成24年7月1日現在)

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
根拠法	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)
代表取締役社長	橋本 徹
従業員数	1,147名(平成24年3月31日現在)
資本金	1兆1,983億16百万円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
URL	<a href="http://www.dbj.jp/">http://www.dbj.jp/</a>
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人2カ所
子会社・関連会社	連結子会社17社、非連結子会社23社、持分法適用の関連会社15社(平成24年3月31日現在)
主たる業務	長期資金の供給(出融資)
目的	出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>●出資・融資・債務保証等の業務を基本として、新金融技術の活用に必要な業務を行う。</li><li>●社債や長期借入金による資金調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行う。</li></ul>
総資産額	15兆5,632億円(平成24年3月31日現在)
貸出金残高	13兆7,049億円(平成24年3月31日現在)
自己資本比率	18.30%(国際統一基準)(平成24年3月31日現在)
発行体格付	Aa3 (Moody's)、A+ (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

(上記は、単体ベース)



本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成24年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

# 目次

■ トップメッセージ	2
■ 日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス	4
■ 企業理念	26
■ ロゴマークとコーポレートカラー	26
■ DBJが目指すビジネスモデル	28
■ DBJの役割	28
■ 第2次中期経営計画の概要	29
■ DBJのあゆみ	30
■ DBJの民営化について	32
■ 平成23年度の事業概況	34
■ 業務の状況	34
■ 連結業績の概要	36
■ 海外業務について	38
■ グループ会社について	39
■ トピックス	40
■ 業務のご紹介	41
■ 投融資一体型金融サービス	42
■ 投融資	44
■ コンサルティング/アドバイザー	55
■ 危機対応業務について	59
■ 東日本大震災への取り組み	62
■ 情報機能の活用	66
■ CSRレポート	71
■ CSR経営の実践	73
■ 投融資等を通じたCSR	78
■ 環境マネジメント	101
■ 事業継続計画(BCP)	104
■ 人材育成と職場環境づくり	106
■ 知的資産報告	109
■ 知的資産経営	110
■ 時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」	114
■ マネジメント体制	115
■ コーポレート・ガバナンスの状況	116
■ 法令等遵守(コンプライアンス)態勢	121
■ リスク管理態勢	122
■ 顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、利益相反管理方針	126
■ ディスクロージャー	128
■ コーポレート・データ	129
■ 財務の状況	147
■ 用語解説	216

#### 本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。  
また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。



## わが国が直面する課題と当行の果たすべき役割

わが国経済は、喫緊の課題として、東日本大震災からの復旧・復興、電力供給問題や円高による産業空洞化の加速懸念、さらには、構造的な課題として、デフレ、少子高齢化等の問題を抱えております。また、欧州債務問題が国際金融資本市場や世界経済に及ぼす影響も懸念されるところです。

当行は、このような課題や今後予想される経済、社会環境の変化等を踏まえ、従来から発揮してきた長期・大口・投融資一体・中立性といった特色を活かし、わが国経済社会の発展に向けて以下のような役割を果たしていく所存です。

まずは、リスクマネーを適切に供給することなどを通じて、「わが国金融市場の機能強化」に貢献するとともに、わが国産業の空洞化対策としての「産業基盤の再構築」、また、わが国の経済的なフロンティアの拡大のための「成長分野の支援」を行ってまいります。

さらに、金融危機や東日本大震災など、危機が生じた際には、機動的・能動的に行動し、「金融市場のセーフティネット」の役割を積極的に果たしてまいります。

こうした役割を実践しながら、株式会社としての自律的な経営を確立すべく、収益力の向上等に向けた取り組みも進めてまいります。

## 当行の足下の具体的な取り組み

このような認識のもと、当行は、昨年度を初年度とする3カ年の第2次中期経営計画を定め、東日本大震災を含む足下の課題に的確に対応するとともに、産業基盤の再構築や成長分野の支援に積極的に取り組んでおります。

東日本大震災に対しては、当行が蓄積してきたノウハウ・ネットワークを十分に活用し、被災地域と産業全般の支援に全力を注いでまいりました。危機対応業務の指定金融機関として足下の資金需要に応え、震災に関する危機対応業務については約1兆円の

融資を行っております(平成23年度末現在)。加えて、当行独自の取り組みとして資本性資金へのニーズにも対応できるよう、地元の地方銀行と共同して復興ファンドを組成するなど、きめ細かな支援体制を整備してまいりました。

産業基盤の再構築や成長分野の支援としては、世界に通じる競争力強化、まちづくり、環境・エネルギー等の分野への取り組みを融資対象とする当行独自のスマートジャパンプログラムを創設しました。特に成長分野への取り組みは、金融的な視点だけでなく、シーズの育成にも力点をしております。少子高齢化を踏まえ、経済活性化に不可欠な女性の社会進出を促進するため、新たに女性起業サポートセンターを設置し、女性起業家を対象にしたビジネスコンペティションを本年6月に実施するなど、具体的な取り組みを開始したところです。

今後も、先に申し上げた当行が果たすべき役割を踏まえ、わが国経済の課題解決に貢献してまいります。

## 私たちの社会的責任(CSR)

企業の社会的責任は、業務を通じて社会的価値を実現していくコミットメントであると、当行は考えています。私どもの事業活動は、さまざまな社会的ニーズや課題を汲み取り、金融機能を通じて、その実現を図ることにありますので、本業に真摯に取り組むことが当行のCSRの根幹となります。そのうえで、社会的なニーズへの感度を磨き、ソリューション提供レベルの不断の向上を図ることで、CSRのレベルアップを進めてまいります。

平成24年7月

株式会社日本政策投資銀行  
代表取締役社長

橋本徹

# 日本社会の豊かな未来づくりに貢献する 金融サービス

お客様の課題解決を実現する私たちの取り組み



**エネルギー分野**

産業の基盤となるエネルギーの  
長期的な安定供給の確保を投融資で支援。

P.6



**運輸・交通分野**

輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう  
交通インフラの整備・更新、さらには利用者の  
高齢化や環境問題などへの対応に向けた取り組みを  
投融資で支援。

P.8



**都市開発  
(不動産)分野**

証券化の手法をはじめとするさまざまな  
ファイナンススキームを駆使して、  
不動産開発・活用事業や流動化事業を支援。

P.10



**環境分野**

地球環境問題に向き合い、  
長期性・中立性・パブリックマインドの  
視点を活かした投融資を推進。

P.12



**医療・福祉分野**

日本の医療・福祉の「質」を維持・向上させる  
取り組みに対し、ファイナンス、コンサルティング、  
情報発信等を通じて支援。

P.14

DBJは、企業理念「金融力で未来をデザインします～  
私たちは創造的金融活動による課題解決で、  
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、  
ともに実現していきます～」に基づき、  
日本社会の豊かな未来づくりに貢献する  
金融サービスを提供しています。



**再編・再生分野**

事業再編、産業再生に寄与する金融手法で、  
競争力強化による企業価値向上をサポート。

P.16



**社会インフラ整備**

政策金融機関の時代から培ってきた経験・ノウハウを  
活かし、社会インフラの整備・改善に向け、  
適切なソリューション提供と投融資により支援。

P.18



**地域活性化**

地域に立地する企業、地方自治体、経済団体・  
商工会議所等と構築したネットワークを活かし、  
適切なソリューションを提供。

P.20



**海外業務**

海外企業による対国内投資への支援に加え、  
高い成長性が期待できる海外への進出や  
業況拡大を図る日本企業に対する支援を推進。

P.22



**危機対応業務**

大規模自然災害など広範な影響を及ぼす  
緊急事態において、セーフティネットとして  
機動的・能動的に独自の役割を遂行。

P.24

## エネルギー分野への取り組み

DBJは、資源開発、石油などの備蓄機能整備等の取り組みに対する投融資を通じ、日本の産業の成長に必要なエネルギーの安定供給の支援を行ってきました。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光、風力およびバイオマスなどを利用する再生可能エネルギーの普及・促進に取り組むお客様のサポートを行っています。

平成24年3月末の電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高は、2兆3,578億円となり、業種別融資残高比率では17.2%となりました。

関連情報

P.79～80

2.3兆円

電気・ガス・熱供給・水道業  
向け融資残高  
(平成24年3月末)

Energy

## 運輸・交通分野への取り組み

DBJは、交通インフラ(鉄道、空港、航空、バス、道路など)の整備・改善に向けて、長期的な視点に立ったプロジェクトの形成から、中立的な立場を活かした複数の企業による連携のサポートまで、幅広く取り組んでいます。

平成24年3月末の交通インフラ向け(運輸業向け)融資残高は、2兆9,779億円となり、業種別融資残高比率では21.7%となりました。



関連情報

P.81

2.9兆円

交通インフラ向け融資残高  
(平成24年3月末)

Transportation

## 都市開発(不動産)分野への 取り組み

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、市場の活性化に取り組んできました。平成23年度には、「DBJ Green Building 認証」制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしています。

平成24年3月末の不動産業向け融資残高は、1兆6,153億円となり、業種別融資残高比率では11.8%となりました。



関連情報

P.82 ~ 83

1.6兆円

不動産業向け融資残高  
(平成24年3月末)

Real Estate

## 環境分野への取り組み

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、これまで40年以上にわたり環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに、「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが独自に開発した格付システムによる「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

平成24年3月末時点の環境格付融資先は310件を超え、融資実績の累計額は、4,912億円となりました。



関連情報

P.84～86、  
101～103

4,912 億円

環境格付融資実績の累計額  
(平成24年3月末)

Environment

## 医療・福祉分野への取り組み

DBJは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス、コンサルティング、情報発信等に取り組んでいます。また、病院の経営改善のサポートに向けて事業計画づくり等の経営コンサルティング業務を行っているほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

平成24年3月末の医療業向け融資残高は、前年度末比4.7%増の469億円となりました。



関連情報

P.87～89





4.7%増

医療業向け融資残高前年度末比  
(平成24年3月末)

Healthcare

## 再編・再生分野への取り組み

国内の需要低迷や需要構造の変化、厳しい競争環境など、企業を取り巻く事業環境の変化が加速するなか、競争力強化による企業価値向上に向けて、事業再構築、産業再編、企業再生などの動きが活発になっています。

DBJは、再生に不可欠な短期の資金繰りを支えるDIPファイナンス、企業の買収や資本再構築に対するバイアウトファイナンスやメザニンファイナンスなど、トータルソリューションを提供し、事業再編・事業再生をサポートしています。



関連情報

P.90～92



# 国内初

平成13年、日本初の  
DIPファイナンス実施

# Restructuring

## 社会インフラ整備への取り組み

DBJは、戦後復興期から日本の経済社会の発展・高度化や国民生活の改善に努めてきた経験・ノウハウを活かし、社会インフラ向けの整備・改善に向けたお客様の取り組みを支援しています。

平成24年3月末の社会インフラ向け（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、不動産業向け）融資残高は7兆5,215億円となりました。



関連情報

P.93～94

7.5兆円

電気・ガス・熱供給・水道業、  
情報通信業、運輸業、不動産業向け  
融資残高

(平成24年3月末)

Infrastructure

## 地域活性化への取り組み

DBJは、豊かな生活の実現に向けた地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備など、地域の抱えるさまざまな課題に対して、長期的な視点から適切なソリューションを提供しています。また、各地域の企業を熟知している地域金融機関と連携して、地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築するなど、これまで築いてきた信頼に基づくリレーションシップを地域活性化に活かしています。

平成24年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は、累計で101機関となっています。



関連情報

P.95～98

101 機関

業務提携金融機関数の累計  
(平成24年3月末)

Network

## 海外業務への取り組み

DBJは、平成20年10月の民営化以降、海外業務への本格展開を推進しています。

海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成24年3月末時点の海外向け投融資の対象国は35カ国以上となっています。



関連情報

P.38、99

**35**カ国以上

海外向け投融資対象国数  
(平成24年3月末)

Overseas

## 危機対応業務への取り組み

DBJは、平成20年10月1日より指定金融機関として危機対応業務を開始しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組んでおり、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うなど、積極的に支援してまいります。



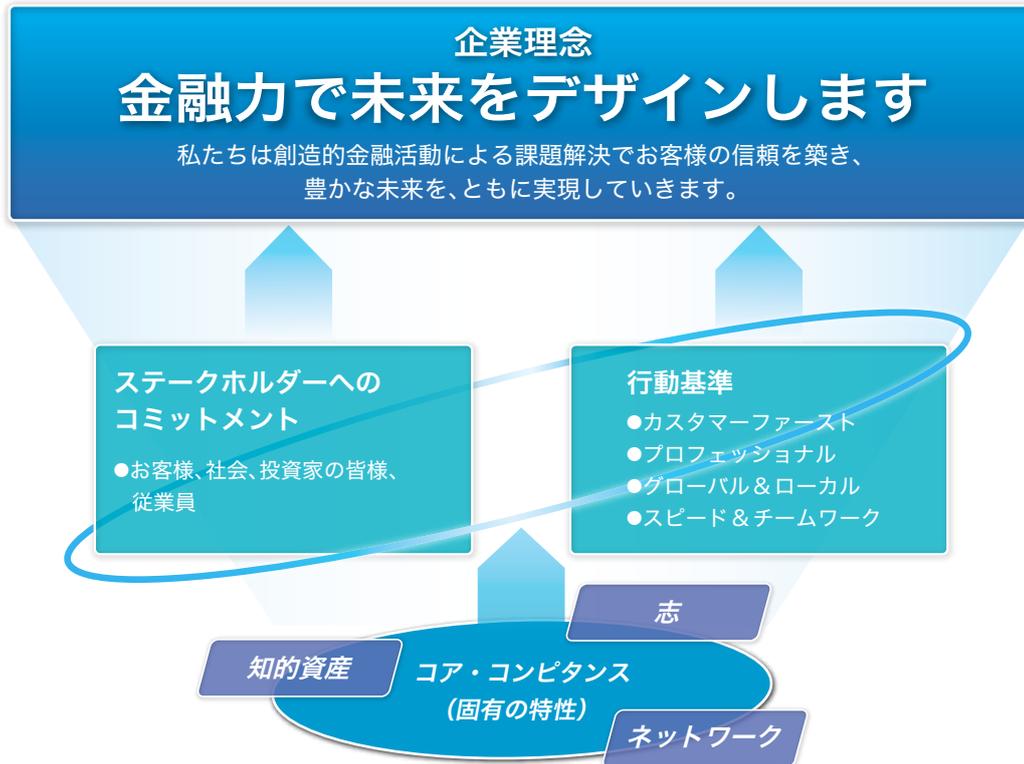
関連情報

P.59～65、  
100

## 復興へ

復興支援に有益な知見・金融  
ノウハウを集約した危機対応  
業務を実施

# Crisis Response



## ロゴマークとコーポレートカラー

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。

## ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

### ステークホルダーへのコミットメント

- ▶ **お客様へのコミットメント**  
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- ▶ **社会へのコミットメント**  
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- ▶ **投資家の皆様へのコミットメント**  
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- ▶ **従業員へのコミットメント**  
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

### 行動基準

- ▶ **カスタマーファースト**  
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- ▶ **プロフェッショナル**  
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- ▶ **グローバル＆ローカル**  
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を維持続ける。
- ▶ **スピード＆チームワーク**  
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

### コア・コンピタンス

- 志** 当行のDNAである「**長期性**」、「**中立性**」、「**パブリックマインド**」、「**信頼性**」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などとのリレーションに基づくネットワーク。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

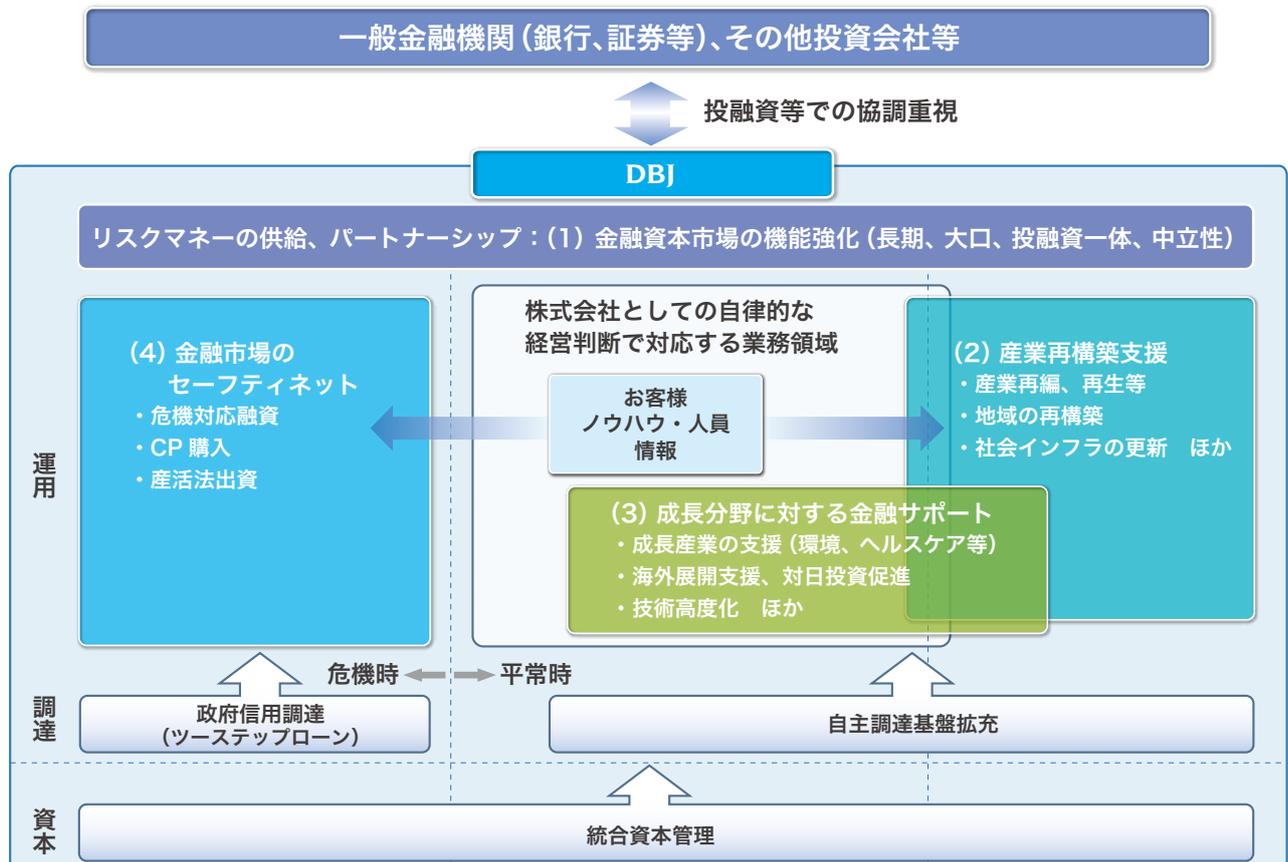
## DBJが目指すビジネスモデル

投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



## DBJの役割

従来よりDBJが発揮してきた投融資一体型等の特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、金融資本市場において果たす役割を4つに整理しています。



## 第2次中期経営計画の概要 (平成23年5月25日公表)

DBJは平成20年10月1日に株式会社日本政策投資銀行として新たなスタートを切ったのち、第1次中期経営計画「Challenge 2010」に基づき、平成22年度までの2年半を「投融资一体型金融サービスの確立」および「基礎力充実の期間」と位置づけて、事業基盤の強化に取り組んできました。

このたび、第1次中期経営計画の成果と課題、およびわが国の経済・社会に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復旧・復興に向けた課題を踏まえ、平成25年度までの3年間を対象とする第2次中期経営計画「Endeavor<sup>※</sup> 2013」を策定しました。

※ Endeavor：「困難を克服しようとする継続的な強い努力」

### 第2次中期経営計画「Endeavor 2013」(平成23年度～平成25年度)の基本方針

1. 今般の東日本大震災は世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、その復旧・復興に向けた施策については、

- (1) 時間軸ごとにステップを刻んだ対応が必要であること
- (2) 地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であること

に留意する必要があると考えています。

当行といたしましては、危機時への対応を主要業務のひとつとして位置づけていることから、地域・産業・エネルギー・インフラに係る豊富な投融资実績等を活かし、長期や投融资一体等のリスクマネー供給という特色ある金融機能を発揮することで、わが国経済・社会に未曾有の被害をもたらした震災からの復旧・復興支援に全力で取り組んでまいります。

2. 震災への対応と同時に、第2次中期経営計画において定めた主要施策、すなわち

- (1) 既存業務の重点化
- (2) 機能多様化の推進
- (3) 人財投資の強化

等の成長戦略を着実に推進することで、将来の発展に向けた事業基盤の強化に注力してまいります。

### 第2次中期経営計画「Endeavor 2013」主要施策

#### ▶ 投融资一体業務の推進

- 顧客ニーズに即した最適なファイナンスの提供
- ミドルリスク分野の投融资を主軸

#### ▶ 重点業種・分野の設定

- 当面、東日本大震災の復旧・復興事業等への集中対応
- 他方、わが国の将来に向けた成長戦略のため以下の点も重点対応
  - ◆ 従来分野の深掘り：エネルギー、運輸・交通、都市開発
  - ◆ 成長分野支援：環境、ヘルスケア
  - ◆ 再編、再生への本格取り組み
  - ◆ インフラ、地域での取り組み

#### ▶ 海外業務の本格展開

- お客様の海外成長戦略に添う形での業務展開
- アジア重視、ストラクチャードファイナンス手法を強化

#### ▶ 調達基盤の拡充

- 自己信用調達の基盤固め
- 流動化等の推進

#### ▶ ノンアセットビジネスの強化

- 手数料収入の多様化

### 人財、業務プロセス等

#### ▶ 人財への投資強化

- 重点分野の強化や新規業務への取り組みに向けた増員
- 重点分野に即したプロフェッショナルの育成
- 若手職員に対する教育強化

#### ▶ 業務プロセス、リスク管理

- 重点業務等を適切に推進しうる業務プロセス、リスク管理態勢を整備

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

### 経済の再建と自立

昭和26年、日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。

### 高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を実行。

昭和31年、北海道開発公庫設立（翌年、北海道東北開発公庫に改組）。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。

### 国際競争力の強化と社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。

### 国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地造成への投融資を実行。

#### 経済復興期

昭和26年～  
昭和30年



川崎製鉄(株)  
(現 JFEスチール(株))：  
千葉製鉄所建設(千葉県)  
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化



トヨタ自動車(株)：  
輸入機械購入による設備近代化  
(愛知県)  
生産設備の一新による国産自動車産業の近代化

#### 高度成長期

昭和31年～  
昭和40年



旭化成工業(株)  
(現 旭化成(株))：富士工場  
カシミロン設備新設(静岡県)  
合成繊維産業の振興



川崎汽船(株)：タンカー「利根川丸」  
エネルギー・原材料輸入に不可欠なタンカーの整備

#### 安定成長期

昭和47年～  
昭和59年



ソニー(株)：  
トリニトロンカラーテレビ工場  
新技術企業化による国産技術の振興



新宿副都心：  
新宿三井ビルほか(東京都)  
浄水場跡地の再開発による  
新副都心形成

出所：DBJホームページ等

**生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化**

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。

**活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定**

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。

**「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション**

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。

**投融資一体型金融サービスの提供と危機対応**  
平成20年10月1日、特殊会社として株式会社化し、株式会社日本政策投資銀行設立。

投融資一体型の特色ある金融機能を通じて、お客様の課題解決に取り組みながら、危機対応業務の指定金融機関として金融危機対応や、東日本大震災復旧・復興支援を迅速に行うなど、DBJならではの役割を推進。

**バブル期**

昭和60年～  
平成7年

**ポスト・バブル期**

平成8年～  
平成12年

**構造改革期**

平成13年～

平成20年「株式会社  
日本政策投資銀行」設立



山形ジェイアール直行特急保有(株)：  
山形新幹線  
地域の基幹鉄道整備



中山共同発電(株)：  
IPP発電事業(大阪府)  
規制緩和にともなう鉄鋼メーカー  
の電力事業進出を本邦初のプロジ  
ェクトファイナンスで支援



旧(株)新潟鐵工所  
DIPファイナンス、M&A、事業再生  
ファンドの考え方を活用した手法  
により、地場企業の持つ優れた技  
術や雇用の維持を図りながら事業  
再生を支援



(株)Vリース  
これまでの知見をもとに国内重工  
各社がコア部品の生産を担う航空  
機エンジンのオペレーティングリ  
ース事業へ参入し、日本の航空機  
産業のさらなる発展を支援



(株)横浜国際平和会議場：  
パシフィコ横浜(神奈川県)  
横浜「みなとみらい21」地区にお  
ける、ホテル、国際会議場などの建  
設・整備



阪急電鉄(株)：  
震災復旧工事(兵庫県)  
震災により破壊された交通インフ  
ラの復旧工事



TOYO TIRES ターンバイク  
(旧箱根ターンバイク)  
豪マッコリー銀行と共同で日本初  
のインフラ投資専用ファンドを設  
立し、旧箱根ターンバイク有料道  
路の営業譲渡取引に対して出資

## DBJの民営化について

### 平成20年10月1日に民営化(株式会社化)

当行は、平成18年5月に国会において成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下「行政改革推進法」という)、および政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という)に基づき、

日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という)の財産の全部(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利および義務(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く)を承継して、平成20年10月1日に設立されました。

#### 新DBJ法のポイント

##### 与信業務

完全民営化に向けて、出資と融資を一体的に行う手法、その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、日本政策投資銀行の長期の事業資金に関わる投融资機能の根幹を維持することが明記されています。

##### 資金調達

借入・債券発行に加え、補完的手段として、譲渡性預金の受入れや機関投資家向けの金融債の発行が可能になります。

##### 段階的措置

現在は、資金調達の大半を政府信用に依存していますが、自力での安定した調達体制への円滑な移行を図るため、完全民営化までの間、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされます。なお、新DBJ設立においては、民間からの長期借入が可能であることが規定されています。

	旧DBJ	新DBJ
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
債券の発行	○	○ (金融債を含む)
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入 + 民間借入
預金	×	○ 決済性預金や 小口預金等の 預金保険の保護 対象預金は 受け入れない

### 新DBJ法改正について(平成21年6月)

当行は、設立以来、指定金融機関として危機対応業務を行っていますが、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に際しては、万全の取り組みを確保するため、政府出資を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「新DBJ法改正法」という)が平成21年6月26日、国会において可決成立し、同年7月3日に公布・施行されました。

新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年

後を目途として完全民営化されることとなっていました。新DBJ法改正法により、平成24年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、平成24年4月1日からおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。ただし、政府は、平成23年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、保有する当行の株式を処分しないものとされました。

※「新DBJ法」「新DBJ法改正法」「財特法による新DBJ法の一部改正等」については、P.140～146をご参照ください。

## 財特法による新DBJ法の一部改正等について (平成23年5月)

その後、東日本大震災による被害に対処するため、新DBJ法の一部改正等を含む「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(以下「財特法」という)が、平成23年5月2日、国会において可決成立しました。

財特法による新DBJ法の一部改正等により、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府

出資可能期間が3年間延長(平成27年3月末まで)され、さらに、平成27年4月1日からおおむね5~7年後を目途として完全民営化するものとされました。また、政府は、平成26年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、引き続き、その保有する当行の株式を処分しないものとされています。

### 新DBJ法一部改正等

第177回通常国会 参議院本会議において、新DBJ法一部改正等を含む

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が可決成立しました。

東日本大震災による被害に対処するため、当行が危機対応業務を円滑に実施できるよう、法改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

- 当行の財務基盤を強化し、危機対応業務の円滑な実施を確保するため、政府による当行への追加出資期間が3年間延長され、平成26年度末まで追加出資を可能とすること。また、交付国債の償還請求を行うことができる期限も、同様に3年間延長され、平成27年6月末までとすること。
- 出資や交付国債の償還に係る期限延長に合わせて、政府保有の当行株式の全部を処分する時期について「平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」という現行の規定を変更し、「平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」政府が当行の株式の全部を処分すること。
- 政府は、当行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時当行の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有する等当行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、「平成23年度末を目途として」、当行による危機対応業務の在り方およびこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずることとされていましたが、見直しの期限を「平成26年度末を目途として」に変更すること。

### ● 根拠法改正について



## 業務の状況

### 金融経済環境

当事業年度は、昨年来のギリシャ財政危機の混迷が続き、欧州債務問題への懸念が広がりました。实体经济にも影響を及ぼし、欧州経済は急速に減速感を強めていきました。米国経済は、財政金融政策に手詰まり感もあり、回復傾向のなかで一時減速感を強めました。

こうしたなか、国内の景気は、「東日本大震災」からの復旧・復興にともない供給制約からは脱しましたが、今年度後半には世界経済減速と円高の進行の影響を受け輸出が停滞したため、回復は緩やかなものとなりました。

企業部門では、「東日本大震災」により寸断されたサプライチェーンが復旧されたことにもない、今年度前半には生産活動は持ち直しました。しかし、世界経済の減速感が強まるなか、円高の進行もあり、今年度後半は輸出が停滞し、回復は緩やかなものとなりました。

家計を取り巻く環境では、就業者数が震災前の水準に概ね回復したものの、所得環境は厳しい状態が続きました。家計部門では、「東日本大震災」からの復旧・復興の進捗にともない消費マインドが改善するなか、自動車購入支援策もあり消費は震災前の水準まで回復しました。住宅着工は概ね横ばいで推移しました。

金融面では、欧州債務問題の影響が広がるなか、金融システムへの不安からリスク回避の動きが強まりましたが、EU等による支援策もあり、今年度終盤にかけてその動きは幾分後退しました。

国内では、東日本大震災直後には資金調達環境が悪化しましたが、金融緩和の効果もあり改善しました。

長期金利は、日本国債への「質への逃避」もあり、1%をはさんだ低位の動きが続きました。

為替レートは、世界経済の回復の遅れや米国の低金利政策による日米金利差の縮小等を背景に、1米ドル＝75円台まで円高が進む局面が見られました。対ユーロでも欧州債務問題を背景に、1ユーロ＝97円台まで円高が進みました。いずれも過度なリスク懸念後退や、日本銀行の金融緩和策等を受け、今年度末にかけて幾分円安方向に戻りました。

平成23年3月末に9千円台であった日経平均株価は、同年9月末には8千円台まで落ち込むなど弱い動きが続きましたが、今年度末にかけて1万円台を回復しました。

物価は、需要不足を背景とした価格の下落圧力が依然として残りましたが、エネルギー価格の上昇が寄与し、消費者物価（生鮮食品を除く）の前年度比の低下幅は縮小しました。

### 企業集団の事業の経過および成果

#### 平成23年度の概況について

DBJは平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行っています。

こうしたなか、平成23年度の概況は次のとおりとなりました。なお、次の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

#### 融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度における融資額は2兆8,490億円（危機対応業務による融資額を含む）となりました。

なお、危機対応業務による融資額については、P.60の「危機対応業務の実績」をご参照ください。

#### 投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。また、当事業年度においては、「東日本大震災」により被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地の地域金融機関と共同で東日本大震災復興ファンドを設立し、当該ファンドを通じたリスクマネーの供給に取り組んできています。これらの取り組みにより、当事業年度における投資額は780億円となりました。

## コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計78億円となりました。

## 子会社の状況

子会社に関しては、震災復興対応を含め、多様化するお客様のニーズに応える金融手法の充実を目的として、平成23年8月に日立キャピタル証券株式会社へ出資を行いました。

なお、同証券については、DBJとの連携の強化を図る観点から平成23年10月1日付でDBJ証券株式会社に社名を変更しています。

## 投融資額および資金調達額状況(フロー)

(単位：億円)

	平成22年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)
投融資額	21,166	29,270
融資等 <sup>(注1)</sup>	20,344	28,490
投資 <sup>(注2)</sup>	822	780
資金調達額	21,166	29,270
財政投融資	5,134	8,014
うち財政融資資金 <sup>(注3)</sup>	3,000	5,000
うち政府保証債(国内債)	795	1,790
うち政府保証債(外債) <sup>(注4)</sup>	1,338	1,224
社債(財投機関債) <sup>(注4、5)</sup>	800	2,631
長期借入金 <sup>(注6)</sup>	3,201	11,707
回収等	12,030	6,917

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値です。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

3. 産業投資借入金を含んでいます。

4. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債については、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しています。

5. 短期社債は含んでいません。

6. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫からの借入は、平成22年度は1,387億円、平成23年度は9,597億円となっています。

## 連結業績の概要

### 連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成22年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)
経常収益	3,451	3,187
経常利益	950	992
特別損益	93	109
当期純利益	1,015	773
総資産	148,452	155,798
貸出金	130,314	136,454
有価証券	11,655	11,766
負債	124,352	131,188
借入金	85,764	91,705
債券および社債	36,293	36,718
純資産	24,099	24,610
資本金	11,811	11,877
自己資本比率(国際統一基準)	20.50%	18.56%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.28%	1.47%
自己資本利益率(ROE)	4.31%	3.18%
総資産利益率(ROA)	0.67%	0.51%
従業員数(人)	1,203人	1,270人

当連結会計年度の業績については、次のとおりとなりました。

#### 連結損益の状況

損益の状況については、経常収益は3,187億円(前連結会計年度比264億円減少)となりました。その内訳は、資金運用収益が2,773億円(同比215億円減少)、役務取引等収益が94億円(同比5億円減少)、その他業務収益が55億円(同比71億円減少)およびその他経常収益が264億円(同比28億円増加)となりました。

また、経常費用は2,195億円(同比306億円減少)となりました。その内訳は、資金調達費用が1,555億円(同比167億円減少)、役務取引等費用が5億円(同比0億円減少)、その他業務費用が26億円(同比93億円減少)、営業経費が378億円(同比11億円増加)およびその他経常費用が230億円(同比56億円減少)となりました。この結果、経常利益は992億円(同比41億円増加)となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については1,218億円(同比48億円減少)、役務取引等収支については89億円(同比4億円減少)と前連結会計年度比で減益となっているものの、その他業務収支については29億円(同比22億円増加)、その他経常収支は、会計上の規則の変更による償却債権取立益の計上等により34億円(同比84億円増加)となりました。

これに加え、厚生年金基金代行返上益の計上等による特別損益109億円(同比16億円増加)により、税金等調整前当期純利益は1,102億円(同比58億円増加)となりました。

また、法人税、住民税及び事業税214億円(同比211億円増加)、法人税等調整額104億円(損)(同比95億円増加)および少数株主利益9億円(同比5億円減少)を計上した結果、当連結会計年度の当期純利益は773億円(同比242億円減少)となりました。

## 連結資産・負債・純資産の状況

資産の部合計については、15兆5,798億円（前連結会計年度末比7,346億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆6,454億円（同比6,139億円増加）となりました。また、有価証券は1兆1,766億円（同比110億円増加）となりました。なお、貸出金の増加については、危機対応業務への取り組みに加え、電力債市場が厳しい状況にあることを背景とした新業向け融資の伸長も要因となっています。

また、コールローン及び買入手形は895億円（同比276億円増加）、買現先勘定は1,528億円（同比1,528億円増加）となりました。これは余裕資金について一時的に運用をしたものです。

負債の部については、13兆1,188億円（同比6,835億円増加）となりました。このうち、債券および社債は3兆6,718億円（同比424億円増加）、借入金は9兆1,705億円（同比5,940億円増加）となりました。

借入金の増加については、「東日本大震災」に係る危機対応業務への取り組みを背景とした株式会社日本政策金融公庫からの借入（ツーステップローン）に加え、市中金融機関からの借入が、主な増加要因となっています。

また、支払承諾については、1,285億円（同比165億円減少）となりました。

純資産の部については2兆4,610億円（同比510億円増加）となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における当期純利益の計上に加え、平成23年12月の交付国債の償還による増資61億7,000万円および平成24年3月の増資4億2,400万円が主な要因となっています。

なおDBJは、平成23年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／平成23年3月31日、配当金総額500億円、1株当たり1,147円、配当性向50.01%）を行っています。

また、DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は193億円（同比61億円増加）となりました。

## リスク管理債権の状況

DBJは「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。その結果、「銀行法」に基づく連結ベースのリスク管理債権は1,999億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.47%となっています。

## 株式会社化後の損益状況推移(連結)

(単位：億円)

	平成20年度 (6ヵ月決算)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
業務粗利益	458	1,218	1,367	<b>1,336</b>
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	△756	867	1,000	<b>957</b>
税金等調整前当期純利益	△1,181	511	1,043	<b>1,102</b>
法人税等合計	△135	△108	△13	<b>△319</b>
当期純利益	△1,283	398	1,015	<b>773</b>
配当金総額(※)	—	100	500	<b>373</b>

(※) 基準日が各事業年度に属する配当金の総額を記載。

## 海外業務について

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務の本格展開に努めており、海外向けリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務展開を推進しています。

海外拠点整備の一環としては、平成20年12月より当行100%子会社DBJ Singapore Limitedを、さらに平成21年11月より当行100%子会社DBJ Europe Limitedを開業しています。

DBJは、海外拠点との密接な連携のもと、お客様の幅広いニーズに対応したグローバルな金融サービスを提供し、お客様の海外事業を支援していきます。

### 海外拠点概要

#### ◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米への進出を図る日本企業、対日進出を考える企業へ情報を提供。

#### ◆DBJ Singapore Limited

開業	平成20年12月
資本金	100万シンガポールドル
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619
代表者	CEO & Managing Director 杉山卓

#### ◆DBJ Europe Limited

開業	平成21年11月
資本金	750万ユーロ
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N 1AR, U.K.
代表者	CEO 桐山毅

### 海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下をはじめとする海外機関と業務提携を行っています。

#### ●国際金融公社(IFC)

世界銀行グループのメンバーとして、主に開発途上国で投融資活動を行う国際金融機関

#### ●中国国家開発銀行

中国におけるインフラ、基幹産業向け金融を担う政策金融機関(平成20年に株式会社化)

#### ●CITIC(中国中信集団公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

#### ●シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関

#### ●バンコク銀行

地方中小企業等の現地通貨建て借入支援のため、地方銀行とともに連携しているタイの大手銀行

### DBJアジア金融支援センターの開設

DBJは、中堅企業などのアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスを提供する、「DBJアジア金融支援センター」を平成23年6月に開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、地方中堅企業等のアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズに対して、アジア各国の開発銀行など公的金融機関と連携するなど、DBJグループのネットワークを活用し、情報面でサポートすることにあります。

平成24年5月末時点で、加盟地方銀行は64行となりました。問い合わせ内容を見ると、国別では中国・タイ・ベトナムの3カ国で6割、分類別では投資関連・資金関連で6割となっています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

### Long-Term Investors Clubへの加盟

Long-Term Investors Clubは、リーマン・ショック後の金融環境変化を受け、各国の長期金融を担う金融機関の協調体制を構築するためのプラットフォームとして、平成21年に設立された組織です。当組織は、世界各地から15機関(13カ国・1地域)が加盟しており、長期金融に関する情報共有、学術研究振興、共同投資の推進等を目的としています。平成24年7月、DBJは日本の金融機関として初めて当組織に加盟しました。今後、加盟機関との連携を深め、グローバルな金融ネットワークのもと、長期金融市場の活性化に向けて取り組んでいきます。

## グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

### 株式会社日本経済研究所

株式会社日本経済研究所は、DBJ全額出資の調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。

日本経済研究所は、公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。

#### ◆株式会社日本経済研究所

設立	平成元年12月
資本金	4億8,000万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階
代表者	代表取締役社長 安藤 隆

### DBJキャピタル株式会社

DBJグループでは、日本の新産業創出をサポートするため、平成8年から高い成長性が期待されるベンチャー企業に対する投資を行っています。DBJキャピタル株式会社は、それらの投資資産の管理体制を再構築し、平成22年6月から新たにスタートを切りました。

これまで培った技術・事業に対する評価能力と、多様なベンチャー企業への投資経験を活かし、リスクマネーを必要とする企業の皆様の成長・発展に貢献します。

#### ◆DBJキャピタル株式会社

設立	平成17年10月(平成22年6月発足)
資本金	9,900万円
事業内容	ベンチャー企業に対する出資等
所在地	東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者	代表取締役社長 小笠原 朗

### DBJ投資アドバイザリー株式会社(DBJ-IA)

DBJ-IAは、中期的な視野に立ち、投資先との信頼関係を重視した「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資(VG投資プログラム)」を推進するため設立されました。

DBJ-IAは、DBJの投資先となる企業の皆様がM&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するために、資金面のみならず、DBJの国内外ネ

ットワークの活用や人材の確保・提供等を通じ、企業の皆様の成長・発展に貢献します。

#### ◆DBJ投資アドバイザリー株式会社

設立	平成21年12月
資本金	6,800万円
事業内容	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関する業務
所在地	東京都千代田区大手町1-9-1
代表者	代表取締役社長 村上 寛

### DBJ証券株式会社

DBJは、多様化するお客様のニーズに応える金融手法の充実を目的として、平成23年8月に日立キャピタル証券株式会社を子会社化しました。また、同社は、DBJとの連携の強化を図る観点から、平成23年10月にDBJ証券株式会社に社名を変更しています。

DBJ証券は、DBJグループの投融資機能を補完する証券機能の担い手として、お客様への金融ソリューション機能の一層の充実を図ります。

#### ◆DBJ証券株式会社

設立	平成10年10月
資本金	5億円
事業内容	証券業
所在地	東京都港区西新橋2-15-12 日立愛宕別館
代表者	代表取締役社長 酒巻 弘

### DBJアセットマネジメント株式会社

DBJアセットマネジメント株式会社は、平成18年12月設立の不動産ファンド運用会社であり、平成24年7月よりDBJ全額出資のアセットマネジメント会社として新たなスタートを切りました。

今後、DBJと企業理念を一にし、長期投資家の運用に資する良質かつ信頼性の高いアセットマネジメント会社として、不動産分野を中心に多様なリスク資金需要に応えながら、日本の金融機能の発展・高度化に寄与することを目指します。

#### ◆DBJアセットマネジメント株式会社

設立	平成18年12月
資本金	1億円
事業内容	不動産ファンドの運用等
所在地	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル
代表者	代表取締役社長 伊東 正孝

平成23年

4月 ●東日本大震災における東北被災地域の復興・復興支援への取り組みとして「東北復興支援室」を設置→ P. 62

●環境・社会に配慮した不動産を対象とする「DBJ Green Building 認証」制度を創設→ P. 51

5月 ●株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等を含む「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が可決成立→ P. 33、145

●平成23年度補正予算成立

平成23年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、(株)日本政策金融公庫に対し、危機対応業務の中堅大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

●第2次中期経営計画「Endeavor 2013」を策定→ P. 29

6月 ●DBJアジア金融支援センター開設→ P. 38、57

●社団法人日本自動車部品工業会と「サプライチェーン・サポート投資事業有限責任組合」を組成→ P. 64

7月 ●産業の国際競争力強化や地域活性化を金融面から支援するため、「総合特区等支援・相談センター」を開設

10月 ●外部環境の変化を踏まえた日本経済のサステナビリティの確保を目的とする「DBJスマートジャパンプログラム」創設→ P. 52

8月 ●地方銀行との共同による東日本大震災復興ファンド組成→ P. 64

●「設備投資計画調査（全国・地域別）」の調査結果を発表→ P. 67

11月 ●女性起業サポートセンターを設置。女性起業家を対象に新ビジネスプランコンペ開催→ P. 57

●「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名→ P. 103

12月 ●日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2011」に出展（11年連続）→ P. 76

●東日本大震災で被災した地域の復興を支援するため「復興特区支援・相談センター」を開設

●平成24年度投融资計画策定

平成24年度予算案（平成23年12月24日閣議決定）を受け、投融资規模：1兆8,500億円、資金調達：財政投融资 8,500億円および自己資金等1兆円の計画をとりまとめました。

平成24年

1月 ●新「DBJ防災格付」融資が World Economic Forum 出版の『Global Risk Report 2012』で紹介

5月 ●優れた病院の取り組みを支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設→ P. 52

●ADFIAPの年次総会において「東日本大震災復興ファンド組成」「DBJアジア金融支援センター開設」の2件が地域経済振興部門賞を受賞→ P. 77

6月 ●「第1回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催→ P. 57



# 業務のご紹介



**DBJ**ではお客様から最も支持される金融機関となるために、社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金の供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用なプロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、新しい金融手法を開発・導入することで金融市場の機能の拡張を図るなど、より効率的な資金供給がなされる金融市場の創造に向けて鋭意取り組んでいます。

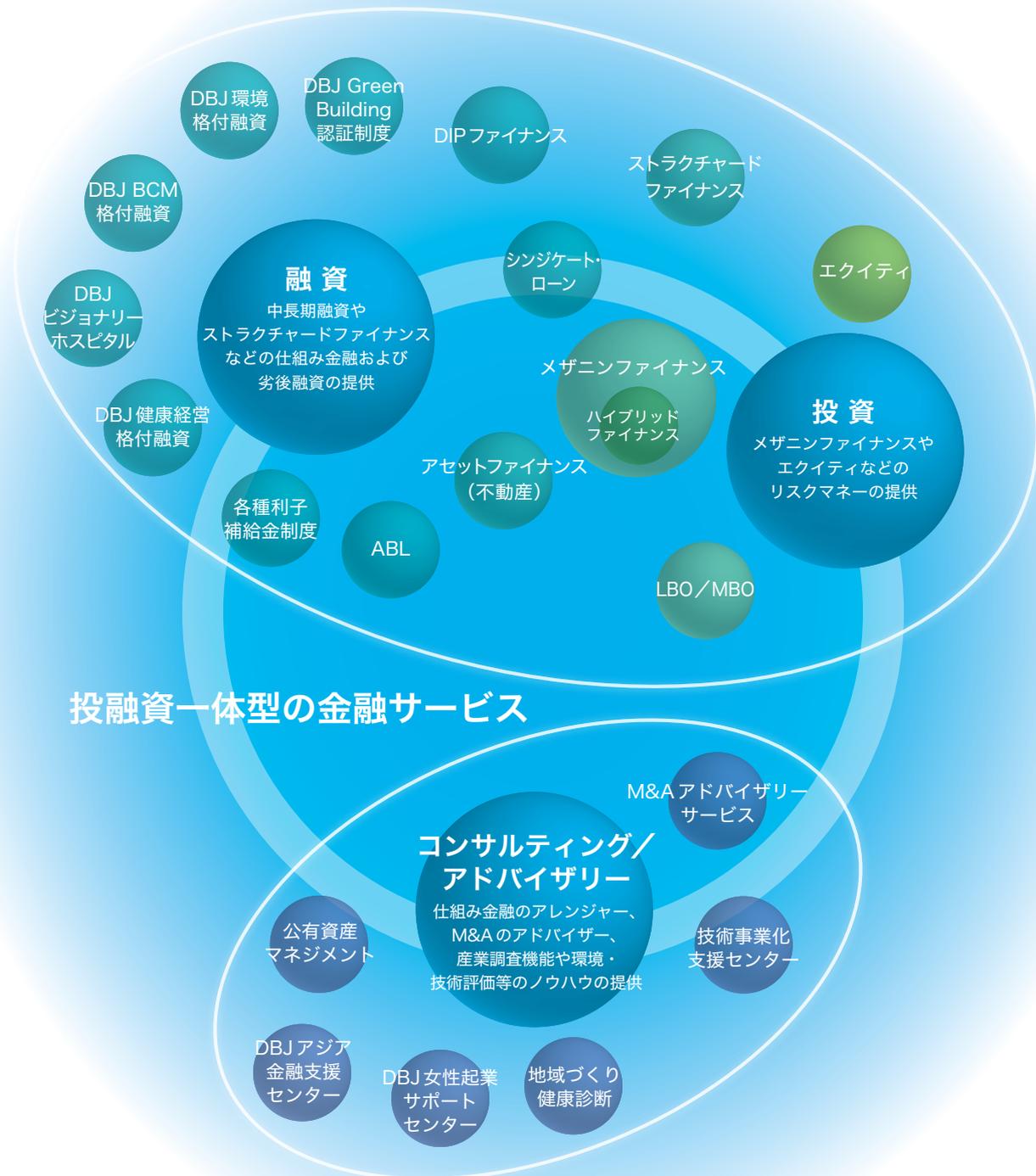
投融資一体型金融サービス	42
投融資	44
コンサルティング/アドバイザー	55
危機対応業務について	59
東日本大震災への取り組み	62
情報機能の活用	66



## 投融資一体型金融サービス

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメザンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザリー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別の金融ニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



※投融資にあたっては、DBJ所定の審査が必要になります。

## 融資

### お客様の多様化する資金調達ニーズに対応したファイナンス

- ▶ 中長期の融資
- ▶ 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化等の評価付き金融など）
- ▶ さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

## 投資

### お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいたリスクマネーの提供

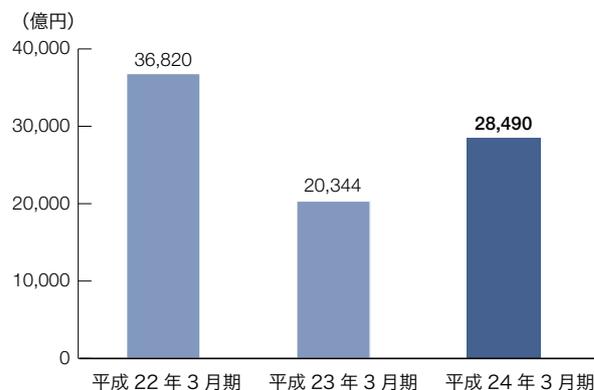
- ▶ 事業再生・再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

## コンサルティング/アドバイザー

### お客様の競争力強化や地域経済の活性化に寄与する案件に対してアドバイザーとしてサポート

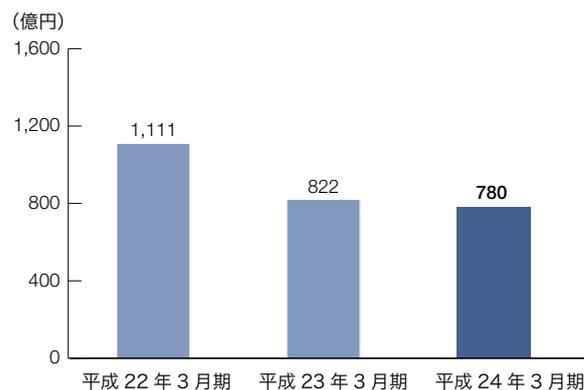
- ▶ M&Aアドバイザーサービス
- ▶ 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ▶ 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

#### ● 融資額実績(単体)(フローベース)



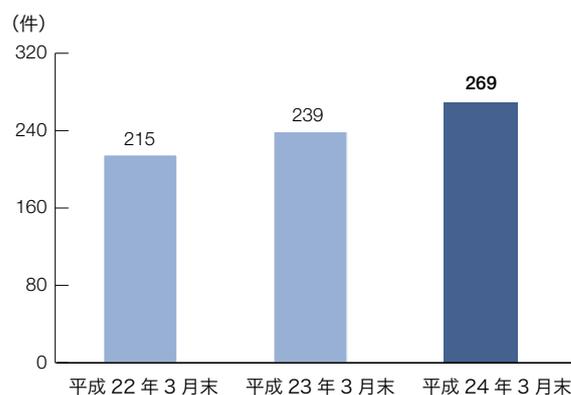
注：社債を含む経営管理上の数値です。

#### ● 投資額実績(単体)(フローベース)



注：有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

#### ● M&Aアドバイザー/コンサルティング契約件数(累計)



## 投融資

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

また、事業拡大、成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

DBJの投融資事例はP.78～100の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

### 融資手続きについて

DBJでは、お客様にとって、どのような資金調達が望ましいか、またどのような条件（金利、期間等）で融資が可能かなどについて、随時、相談を承っています。

融資にあたっては、お客様の会社概要や事業計画の内容について検討し、事業の収益性などを審査のうえ、融資条件等をご相談します。

#### ご融資の条件

- 融資金額

お客様の資金計画などに応じて、ご相談させていただきます。

- 融資期間

お客様の返済計画や、事業の収益性、設備の耐用年数などに応じて、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

- 金利

期間とリスクに応じた当行所定の金利を設定させていただきます。固定金利のほか変動金利にも対応可能です。また、各種利子補給金制度などのご活用も検討いたします。

- 担保・保証

審査の結果に応じて、ご相談させていただきます。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

### 中長期融資

DBJは、政策金融機関として培ってきた長期金融のノウハウを強みとしつつ、お客様の中長期のファイナンスニーズに合わせた融資を行っています。お客様は、事業の

収益性を勘案した中長期の返済計画が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています。

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスを行っています。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大のお手伝いをします。

さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

## メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティブ・ファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還・EXIT方法の設定などのメリットがあります。

DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

### メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後債
- 優先株／種類株
- ハイブリッド証券／ハイブリッドローン 等

### ● メザンファイナンス事例

#### 事例 1 過小資本解消策として



#### 事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



#### 事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



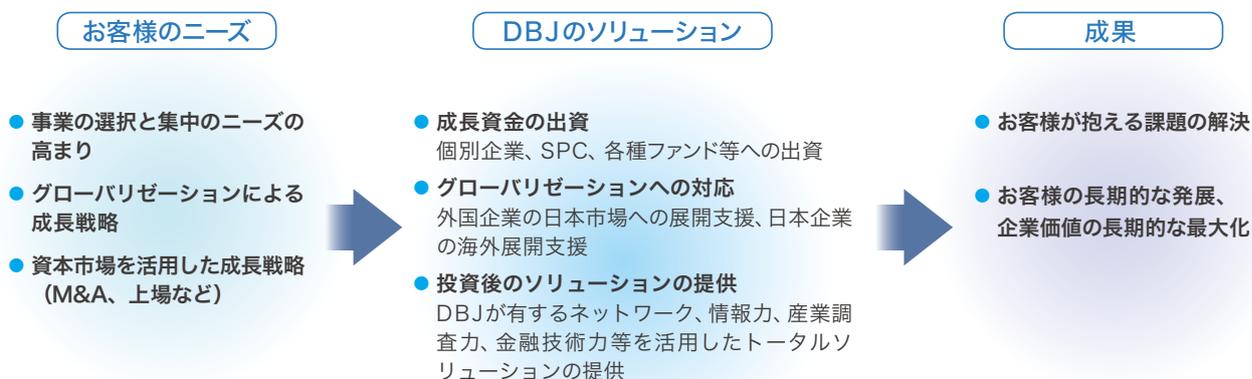
## エクイティ

グループ事業の「選択と集中」や成長戦略のニーズが高まることに加え、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有するネットワーク、情報力、産業調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現し

ます。平成22年度からは「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資（VG投資プログラム）」を強化しています。これは、日本企業へのエクイティ投資を通じて、①M&A戦略、②資本戦略、③海外戦略等において、投資先企業の成長戦略の実現、中長期的な企業価値向上を支援する取り組みです。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。



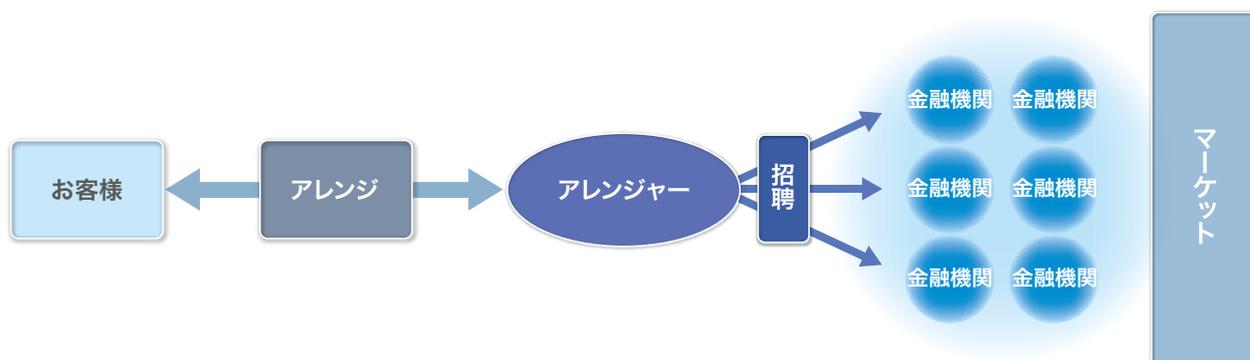
## ▶▶ 仕組み金融・金融技術

### シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、交渉窓口をアレンジャーに一本化することによる事務負担の軽減、エージェントを通じた資金決済事務などによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、アレンジャー

による招聘を通じた取引金融機関の拡大、借り入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特長としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点があげられます。



## ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを行って以降、エネルギー、インフラ分野を中心に、プロジェクトファイナンス、PFI等にて国内有数の実績を積み上げてきました。

平成20年の民営化（株式会社化）以降においては、多様化・グローバル化する日本企業のお客様のさまざまなニーズにお応えすべく、DBJの特性を最大限活かしつつ、国内外においてプロジェクトファイナンス、PFI、オブジェクトファイナンス、証券化等のさまざまな金融プロダクトおよび最適なファイナンス手段（シニアローン、メザニンローン、エクイティ等）を提供し、お客様を全面的にサポートしています。

### ●プロジェクトファイナンス

エネルギー、インフラ分野におけるこれまでの豊富な実績を活かし、主に大規模プロジェクトにおいて、特定企業の信用力や担保価値に依拠しない、対象プロジェクトのキャッシュフローに依拠したファイナンス手法を提供し、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

### ●オブジェクトファイナンス

船舶、航空機、鉄道車輛等のそれぞれのアセット特性に応じて、対象アセットから生じるキャッシュフローに

着目した最適なファイナンス手法を提供することで、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

### ●証券化

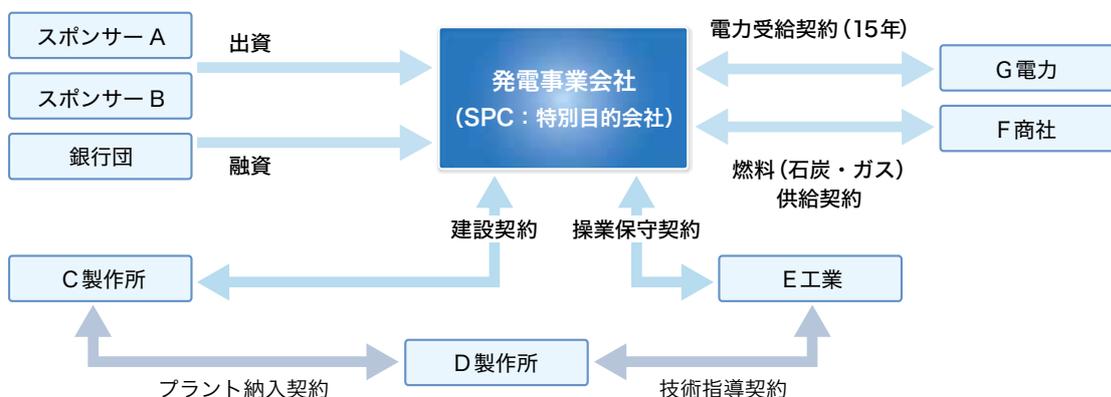
お客様が保有している金銭債権の将来キャッシュフローに着目した金銭債権流動化・証券化や、特定の事業から生み出される将来キャッシュフローを返済原資とする事業証券化（Whole Business Securitization）等のファイナンス手法を提供し、お客様の財務戦略や最適な資金調達の実現をサポートしています。

### ●PFI(Private Finance Initiative) / PPP(Public Private Partnership)

DBJは、平成11年の所謂「PFI法<sup>\*</sup>」成立以降、公共セクターとの強いリレーションを活用して数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとしてこれまで数多くのお客様をサポートしてきました。そのような活動を通じて蓄積したノウハウを活かし、国内外においてPFI / PPPに取り組んでいるお客様の課題解決に向けて、さまざまなサポートを行っています。

<sup>\*</sup>「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

### ●プロジェクトファイナンス—発電プロジェクトの例



## アセットファイナンス(不動産)

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んでまい

た。こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

### 流動化型ファイナンス

**【例1】お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上**

**【例2】お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続**

- ① 資金調達手段の多様化
  - 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
  - オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存
- ② オフバランスによる財務の効率化
  - ROAの向上
  - 含み損益の計画的な実現
  - 有利子負債削減などの財務内容改善
  - 不動産の価格変動リスクの切り離し

### 開発型ファイナンス

**【例】 自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発**

- ① 開発利益の実現
  - 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
  - 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール
- ② オフバランスによるリスクコントロール
  - 自社の財務の健全性を維持
  - 不動産の価格変動リスクの隔離

### DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスの提供やエクイティ投資など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立的な立場から、適切なリスク分散および関係者の利益実現を調整

## LBO / MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するもので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンの極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営陣

は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

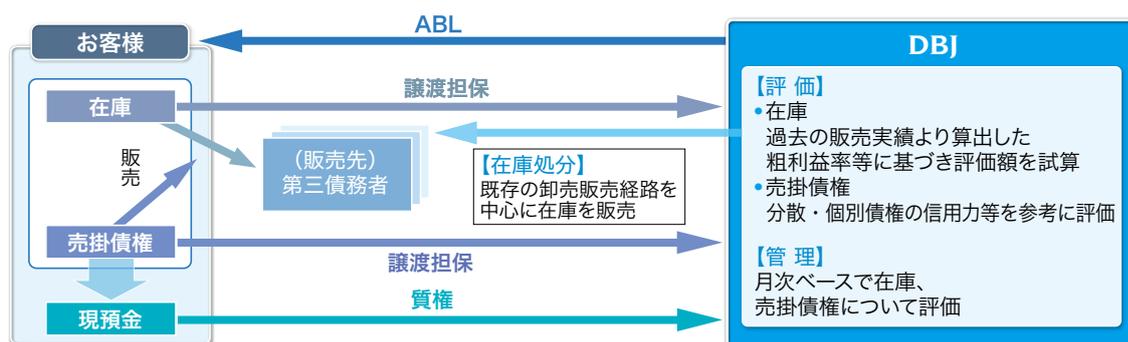
DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体をとりまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO / MBOの場面においてソリューションを提供しています。

## ABL(資産担保融資)

ABL (Asset Based Lending) は、お客様の流動資産（集合動産、在庫、売掛債権等）を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理態勢の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

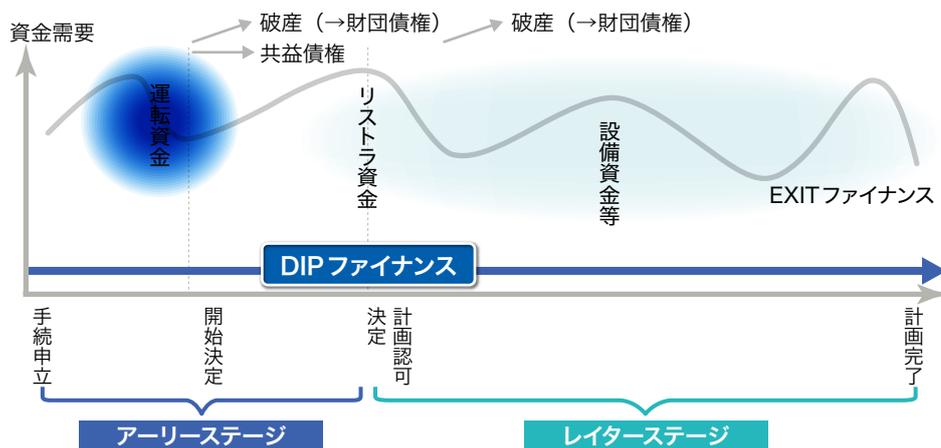


## DIP ファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要なリストラ資金の融資、

再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資 (EXITファイナンス) などを含む「レイター DIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



## ▶▶ 認証・独自プログラム .....

### DBJ環境格付融資

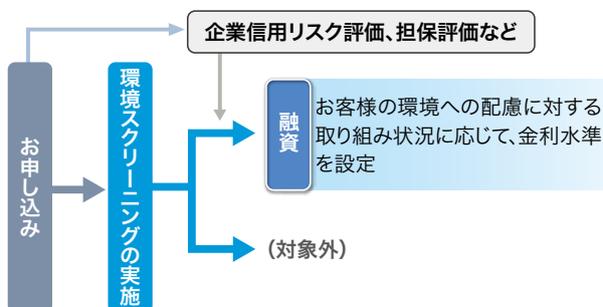
DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年以上の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融资実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム（格付システム）により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、得点に応じて3段階の金利を適用するという、「環

境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。平成19年度には、地球温暖化対策を促進するため、「環境格付利子補給金制度」も開始しました。

平成22年度からは、「DBJ環境格付」融資により得られた経験を活かし、地方銀行が独自で作成する「環境格付」評価ツールの開発を支援するサービスも開始しています。こうした取り組みも交え、わが国における環境金融の一層の普及・向上を図っています。

#### ●DBJ環境格付融資の概要



#### <特徴>

- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価  
UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発。「環境格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

### DBJ BCM格付融資

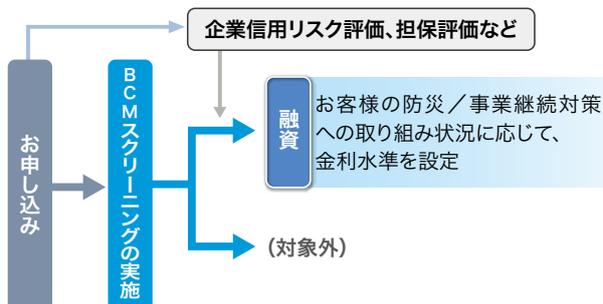
DBJは、防災対策もしくは災害復旧関連の融資を通して、災害に強いまちづくりや被災地復興の支援を行ってきました。これに加え、事業継続の観点から、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対するファイナンス手法の提供を行っています。平成18年度に開始した「DBJ防災格付」融資は、防災および事業継続対策への取り組みの優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「防災格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

評価内容については、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成23年に大幅な改定を行い危機事案発生後の戦略・体制等を含めた企業の事業継続活動を総合的に評価する内容となっています。

平成18年より運用していた「DBJ防災格付」は、①格付評価内容を表現し、②BCMのコンセプトを広く周知することで、「防災格付を通じてレジリエントな日本社会をデザインします」という理念を実現するため、平成24年に「DBJ BCM格付」に名称変更しました。

「DBJ BCM格付」融資の普及を通じて、企業の危機管理/事業継続の取り組みを後押ししています。

#### ●DBJ BCM格付融資の概要



#### <特徴>

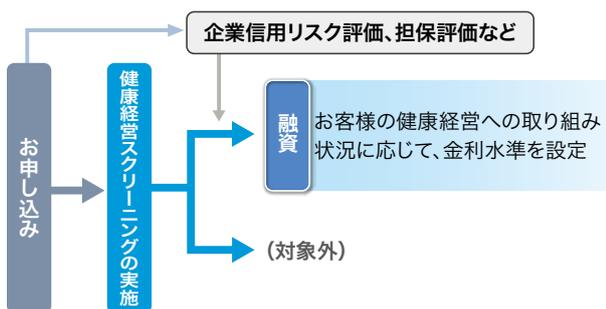
- ◆「BCM格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の危機管理の動向を踏まえた公平中立な評価  
内閣府や世界経済フォーラム、NPO、有識者との情報交換を踏まえ、約100の質問からなるスクリーニングシートを開発。「アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

## DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付融資

平成20年4月の特定健診制度の導入や事業者によるメンタルチェックの義務化が国会で審議されるなど、昨今、企業の自社従業員への健康配慮の必要性が高まる状況にあります。また、将来的な労働人口の減少を受け、人的生産性の向上も重要な課題となっています。「DBJ健康経営格付」融資は、こうした社会情勢を踏ま

え、健康経営の概念を普及・促進させるべく、経済産業省の調査事業に応募し、その一環として開発された独自の評価システムをもとに、従業員の健康配慮への取り組みに優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

### ●DBJ健康経営格付融資の概要



### <特徴>

- ◆「健康経営格付」に応じた段階別金利
- ◆予防医療専門機関等と「健康経営コンソーシアム」を形成し、経済産業省の補助事業として「健康経営プロジェクト」を進めるなかでスクリーニングシートを開発
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

## DBJ Green Building 認証制度

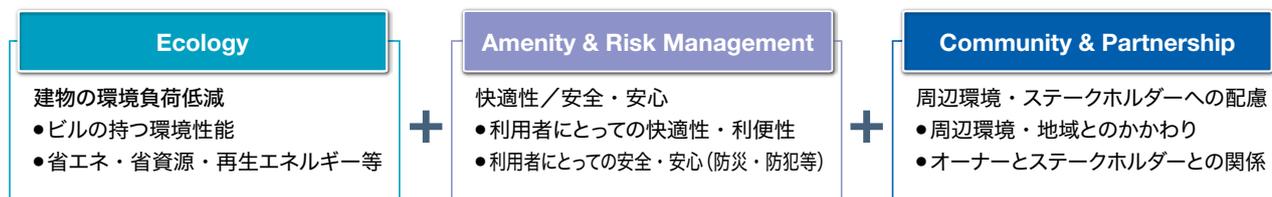
DBJでは、長年にわたる不動産向けファイナンスで蓄積してきたノウハウおよびネットワークと、「DBJ環境格付」融資等で培ってきた環境分野における知見とを活かし、平成23年度に「DBJ Green Building 認証」制度を創設しました。

Building) を所有・運営するお客様を対象に、不動産の開発・改修等の資金ニーズに対してDBJが投融資でサポートすることに加え、金融機関としては先進的かつユニークな取り組みとなる本認証制度を通じて、お客様の環境・社会へ配慮した不動産運営を、IR・PR・CSR活動等の観点から支援しています。

環境・社会への配慮がなされた不動産（Green

### ●DBJ Green Building 認証制度の概要

**評価項目** 環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）が有する特徴を以下の3つの分野で評価



**認証結果** お客様の取り組み状況に応じ、一定以上の評価に対して4段階の認証を付与



国内トップクラスの「環境・社会への配慮」がなされたビル

極めて優れた「環境・社会への配慮」がなされたビル

非常に優れた「環境・社会への配慮」がなされたビル

優れた「環境・社会への配慮」がなされたビル

## DBJビジョナリーホスピタル制度

近年、病院に対して、地域社会における安全・安心の拠点としての役割を求める声が高まっています。DBJは、平成24年5月に、医療機能の高度化に加え、環境配慮・防災および事業継続対策に積極的に取り組む病院を支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設しました。これは、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた病院を対象に、DBJが

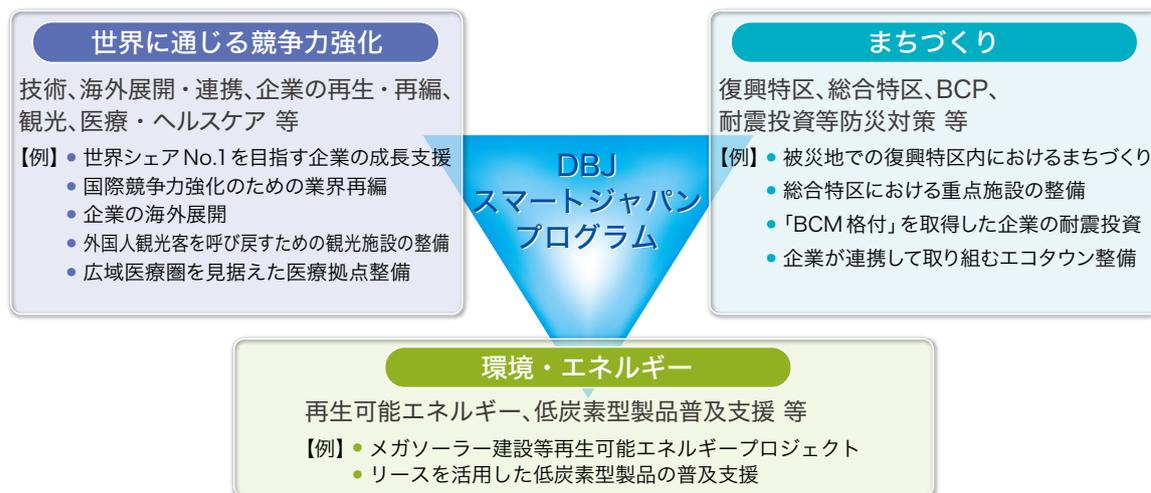
開発した独自の環境評価・BCM評価システムにより、環境配慮・防災および事業継続対策に優れた病院を「DBJビジョナリーホスピタル」と認定し、評価に応じた融資条件を設定する融資メニューです。DBJは、地域社会に良質な医療の提供を持続的に行う病院の取り組みを支援しています。



## DBJスマートジャパンプログラム

震災からの復旧・復興、円高、欧州金融危機、海外を含めたサプライチェーンの途絶など、外部環境の変化を踏まえた日本経済のサステナビリティの確保のため、DBJが資金供給の対象としてきた分野のなかで、「世界

に通じる競争力強化」「まちづくり」「環境・エネルギー」に係る取り組みに対し、総額で5,000億円程度の支援体制を構築します。



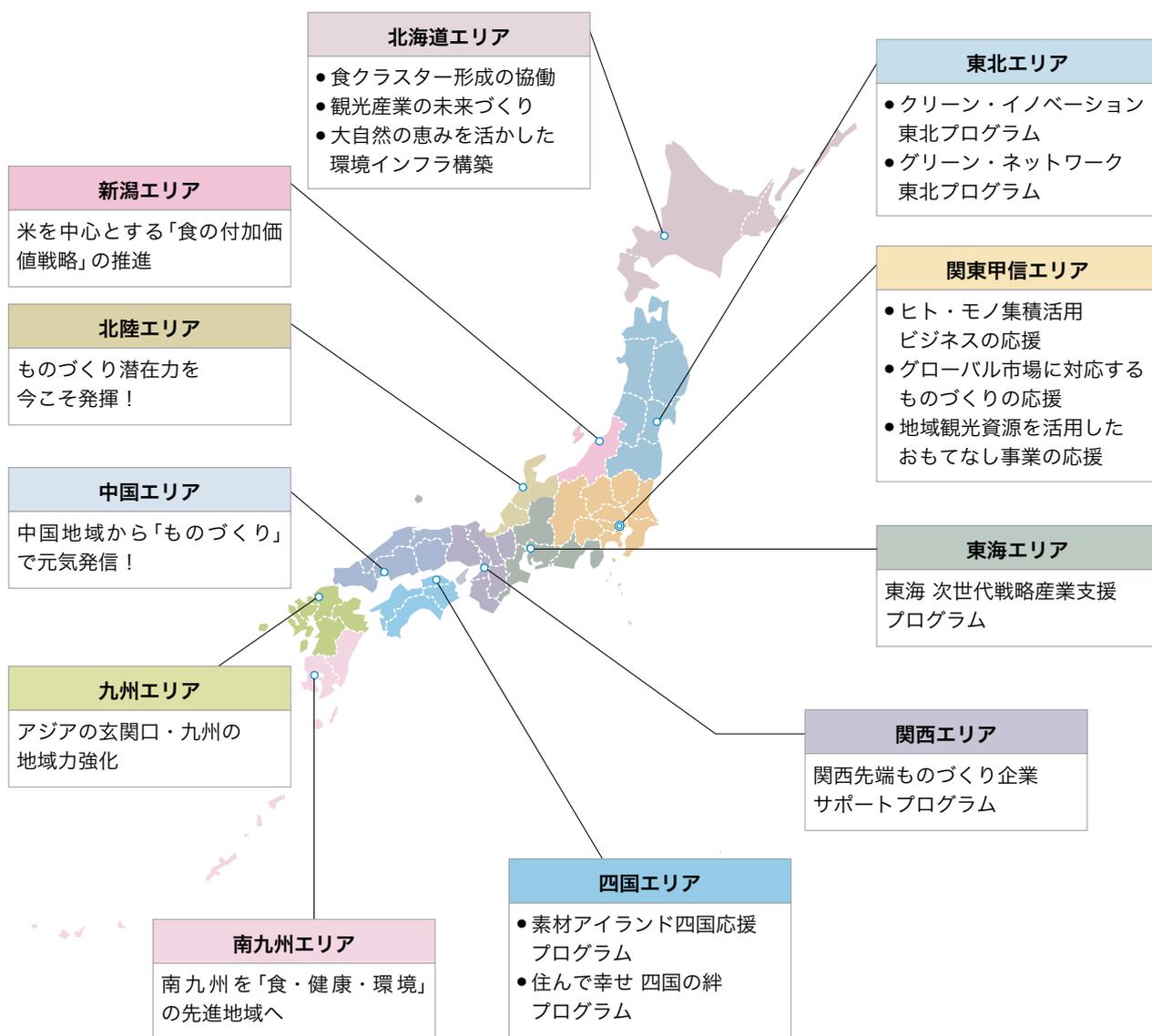
## 地域元気プログラム

現在、各地域は人口、財政、環境面での制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。

DBJでは、こうした地域の強みや潜在力を活かした成長を情報、資金面から後押しする独自の取り組みとして、

「地域元気プログラム」を用意しています。具体的には、地域に対するアドバイザーや提言など、情報面でのサポートを充実させるとともに、各支店において、地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光をあて、地域金融機関と協調しつつ、通常より金利を優遇した融資を行うなど、資金面でのサポートに取り組んでいます。

### ● DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象分野・事業



## ▶▶セーフティネット・公的制度 .....

### 各種利子補給金制度

利子補給金制度とは、特定の産業などを促進するため、特定の事業に対して融資を行った金融機関に対して、あるいは特定の事業を行った事業者に対して、借入者の

利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付する国等の制度です。

#### 利子補給金制度メニュー

- 地域再生支援利子補給金制度

国に認定された各地方公共団体の地域再生計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 地域通信・放送開発事業に対する利子補給金制度

法律に定める指針に定められている地域通信・放送開発事業に従事するお客様が利用できる利子補給金制度。

- 国際戦略総合特区支援利子補給金制度／地域活性化総合特区支援利子補給金制度

国に認定された各地方公共団体の総合特区計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 復興特区支援利子補給金制度

復興特区法の対象地域（227市町村）内で、国に認定された各地方公共団体の復興推進計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。

- 危機対応業務利子補給金制度

政府が認定した危機事案による被害を受けたお客様のうち、制度要件に合致する方が利用できる利子補給金制度。現時点では、東日本大震災に関する事案および円高等対策特別相談窓口が対象。

- 環境配慮型経営促進事業利子補給金(1%利補)制度

地球温暖化防止のための設備投資や研究開発等を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進する事業を行うお客様のうち、「DBJ環境格付」融資の対象となり、かつ5年以内に5%超のCO<sub>2</sub>排出原単位の改善またはCO<sub>2</sub>排出総量の削減を誓約したお客様が利用できる利子補給金制度。

- 国内石油天然ガス開発資金利子補給金(大陸棚利補)制度

国内の石油・天然ガス開発事業を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

- 天然ガス等利用設備資金利子補給金(天然ガス等利補)制度

対象となる天然ガス等利用設備投資を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

- エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(省エネ利補)制度

対象となる省エネルギー化を進めるお客様が利用できる利子補給金制度。

- 資源有効利用促進等資金利子補給金制度

対象となる資源の有効利用を行うお客様が利用できる利子補給金制度。

### 危機対応業務

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その改正を含む）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月に危機対応業務を開始しています。

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23

年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、日本公庫に対し危機対応業務の中堅大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うことにより、今般の震災に対する皆様の取り組みを積極的に支援してまいります。

→P.59～65参照

## — コンサルティング/アドバイザー —

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートしています。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザーサービス、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

DBJのアドバイザー業務事例はP.92の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

### M&A アドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、アジアを中心とした海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A（企業の合併・買収）が脚光を浴びるようになりました。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国内外での関心の高まりなどを背景

に、DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

#### 戦略的コンサルティング

##### ● 総合的事業戦略

長年培われた融資・プロジェクト支援経験を活かし、中立的な立場から、中長期的な視野で事業・経営戦略を提案。

##### ● 充実した企業情報

国内における幅広い産業にわたる3,500社超の取引先とのネットワークと、昭和59年以来、700件超の外資系企業への融資を実施した実績に基づく、国内外の企業情報の提供。

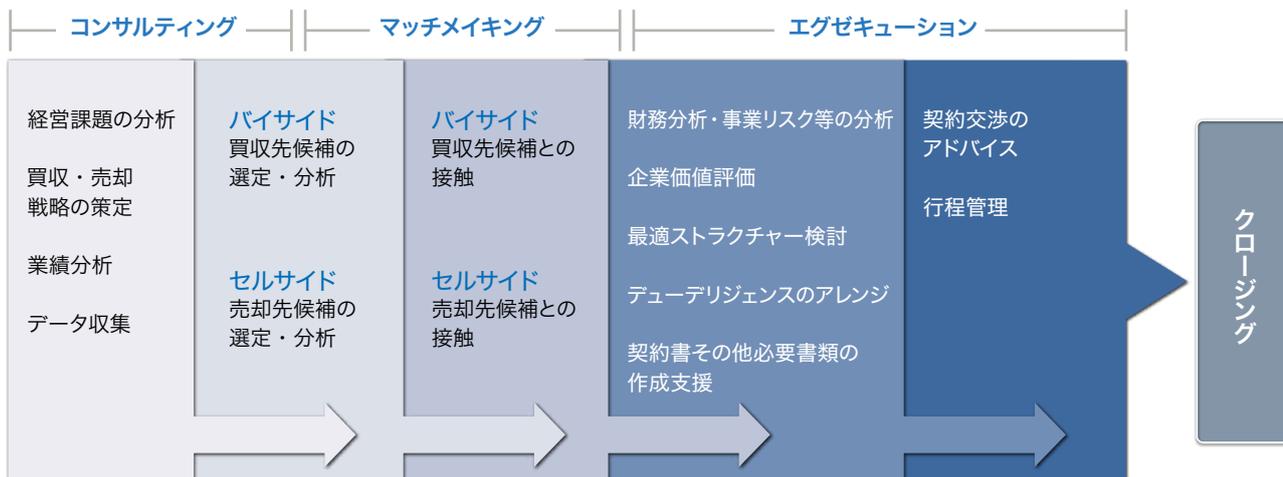
##### ● 密接な国内外の情報ネットワーク

地域の企業を熟知している地域金融機関および国内・海外金融機関、会計事務所・法律事務所との情報ネットワークに基づく的確な情報収集。全国の加盟金融機関（地方銀行、信用金庫）と連携して地域企業のM&Aに取り組む「地銀M&Aネットワーク」を構築。

##### ● M&Aの実施

計画段階から実行段階まで、質の高いM&Aアドバイザーサービスの提供。

#### ● M&A アドバイザーサービスの流れ

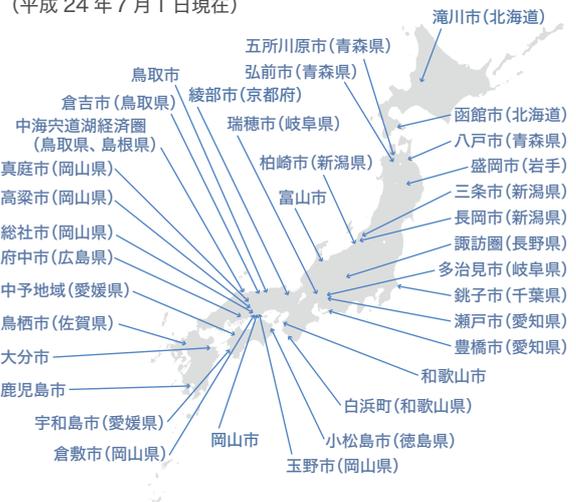


## 地域づくり健康診断

「地域づくり健康診断」とは、DBJが公表データ等から把握し得る地域の現状分析をもとに、現地の実査や地域の方々へのヒアリング等の情報を加えて、独自の分析による地域の診断を行うもので、診断結果を地域の方々に発表するとともにディスカッションを行うことによって、地域の課題と可能性を地域の方々自身に発見していただくプログラムです。

地域の課題と可能性に対する認識の共通化を図り、これを踏まえた“次の行動”(プロジェクト創出等)を起こす契機となるよう支援するもので、これまでに36件の実績があります。

### ● 地域づくり健康診断実績 (平成24年7月1日現在)



## 技術事業化支援センター

DBJは、平成16年2月、製造業における技術開発成果の事業化をサポートするため、「技術事業化支援センター」を開設しました。同センターの役割は、技術を価値に変える経営力(=技術経営力)の評価、技術経営の視点から将来の事業モデルの調査分析・提案、および技術経営に関する研修事業を行うことであり、製造業における新しい価値創造を支援しています。

お客様をはじめ幅広く産業界とともに、世界的課題の解決のための技術経営戦略の検討などイノベーション

(新結合)の視点からエコシステム(企業間の連携)と事業モデルづくりをサポートしていきます。事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンの提供、事業戦略・財務戦略のご相談を含めて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

DBJは中立的かつ専門的な立場から、産業界の良きパートナーとして総合的なナレッジを提供することで、お客様の企業価値向上とわが国製造業の発展に貢献していきます。

### ● 製造業の環境変化

	従来	これから
価値のつくり方	製品自体が価値	世界をリードする技術力 製品、サービスなど多様な要素の組み合わせ
求められる能力	性能アップ、機能向上 効率化、コストダウン	価値のデザイン力と社会とのコミュニケーション能力 ダントツの生産技術力と品質管理能力
時代背景	大量生産 欧米へのキャッチアップ	市場のグローバル化・フラット化と不確実性の高まり 新興国企業の躍進 ICT技術の飛躍的進化

新たな価値創造のサポート

### 技術事業化支援センター

将来の技術・産業ビジョンの調査および提言  
事業モデル分析、エコシステムの構築支援  
経営人材育成のサポート

#### DBJのノウハウ

- 審査ノウハウ
- 産業調査ノウハウ
- 金融ノウハウ

#### DBJのネットワーク

- 技術アドバイザーとの独自ネットワーク
- 全国取引先企業とのネットワーク
- 国、地域、研究機関とのネットワーク

## DBJアジア金融支援センター

DBJは、平成23年6月、中堅企業などのアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスを提供するため、「DBJアジア金融支援センター」を開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、地方中堅企業などのアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズを情報面からサポートすることにあります。具体的には、地方銀行に対し、地方中堅企業などがアジア進出する際に、必要となる投資情報や産業動向などを含む現地情報を提供するほか、地方銀行から寄せられる企業のさまざまな情報ニーズに応じて、アジア各国の開発銀行など公的金融機関と連携するなど、DBJグ

ループのネットワークを活用した個別のコンサルティングサービスを、地方銀行を通じて提供します。

また、同センターのサービス提供にあたっては、一橋大学との間で平成23年6月に締結した包括連携協定等に基づき、アジアに関する共同研究や人材交流など、さまざまな分野における協働を通じて、アジアに関する情報発信力を強化していきます。

平成24年5月末時点で、加盟地方銀行は64行となりました。問い合わせ内容を見ると、国別では中国・タイ・ベトナムの3カ国で6割、分類別では投資関連・資金関連で6割となっています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

## 女性起業サポートセンター DBJ-WEC

わが国では、経済の低迷、少子高齢化にともなう労働人口の減少、東日本大震災からの復興といったさまざまな課題のもと、意欲ある女性の起業活動に期待が高まっています。一方、女性の起業は、情報、ネットワーク、資金面などでさまざまな課題に直面していることから、総合的にサポートする仕組みが重要です。

そこでDBJは、新たなビジネスを志し、その成長を探る女性に対し、資金・ネットワーク・起業ノウハウ等の総合的なサポートを実施することとし、こうした活動を行うためのプラットフォームとして、平成23年11月に「女性起業サポートセンター」を設置しました。

新ビジネス発掘・育成のため、毎年、女性経営者を対象とするビジネスプランコンペティションを実施します。革新性や事業性に優れた新ビジネスに対して、最大1,000万円の奨励金を支給するとともに、コンペティシ

ョン終了後も、外部の起業経験者や各種知見を有する方々と連携し、起業ノウハウのアドバイスやネットワーク紹介等、計画実現へ向けたサポートを行っていきます。



DBJ Women Entrepreneurs Center  
女性起業サポートセンター



第1回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション表彰式



第1回DBJ女性起業大賞(加藤氏)

## 公有資産マネジメント

「公有資産マネジメント」とは、自治体が保有するすべての公有資産を経営的視点から、総合的に企画・管理・活用・処分するための手法です。

自治体が保有する公有資産は、学校、庁舎、公民館等のハコモノから、上下水道、道路等のインフラまで、膨大かつ多岐にわたっていますが、近年、大きく2つの課題が顕在化し始めています。

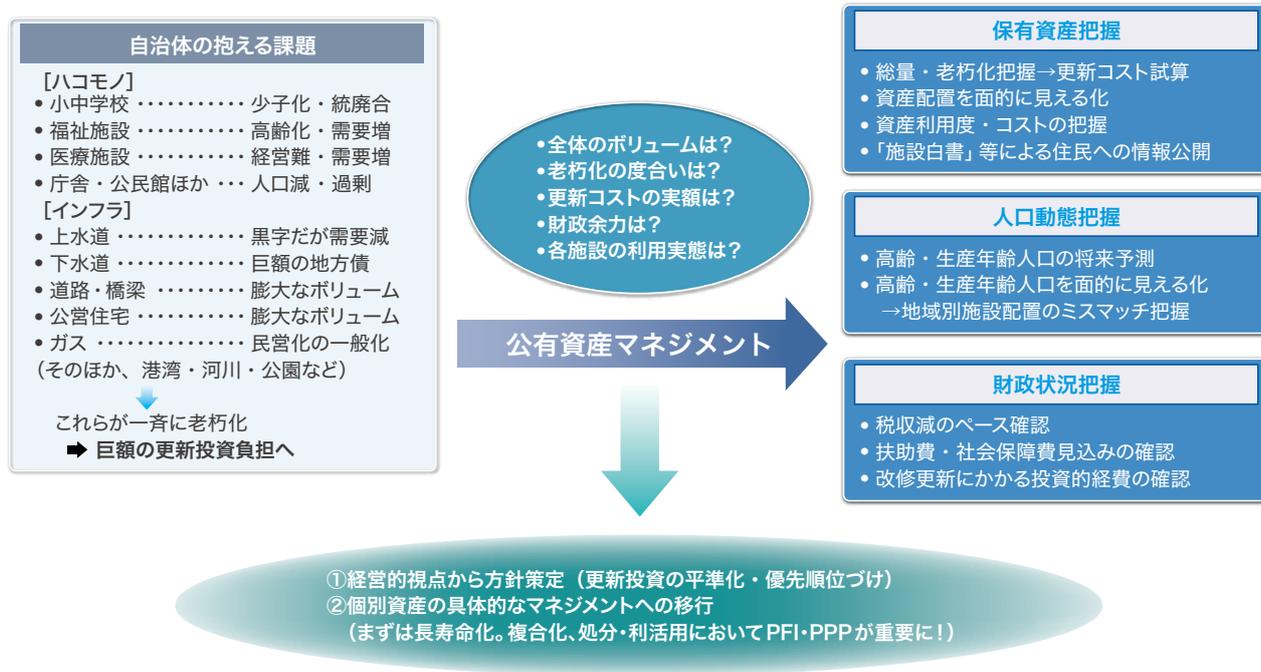
1つ目は、「高度経済成長期に集中的に整備された施設の急速な老朽化」です。公有資産は同時期に大量に整備されているため、老朽化を迎える時期も同時にやってきます。2つ目は、「人口減少・人口構成の変化にともなう住民ニーズと施設供給量のミスマッチ」です。今後、各自治体において生じる総人口の減少・高齢化の進展

にともない、必要とされる公有資産の量やその種別も大きく変化していくことになります。

しかし、長引く景気低迷や生産年齢人口の減少による税収減、福祉予算の増加などにより、老朽化した公有資産の更新や再配置のための予算確保が困難な状況にあります。

そのため、各自治体には、早期に公有資産マネジメントに着手し、持続可能な都市経営を図っていくことが求められています。

DBJは、株式会社日本経済研究所とともに、保有資産の実態把握や、将来コストの試算などをはじめ、公有資産マネジメントのアドバイザー業務に取り組んでいます。



## 危機対応業務について

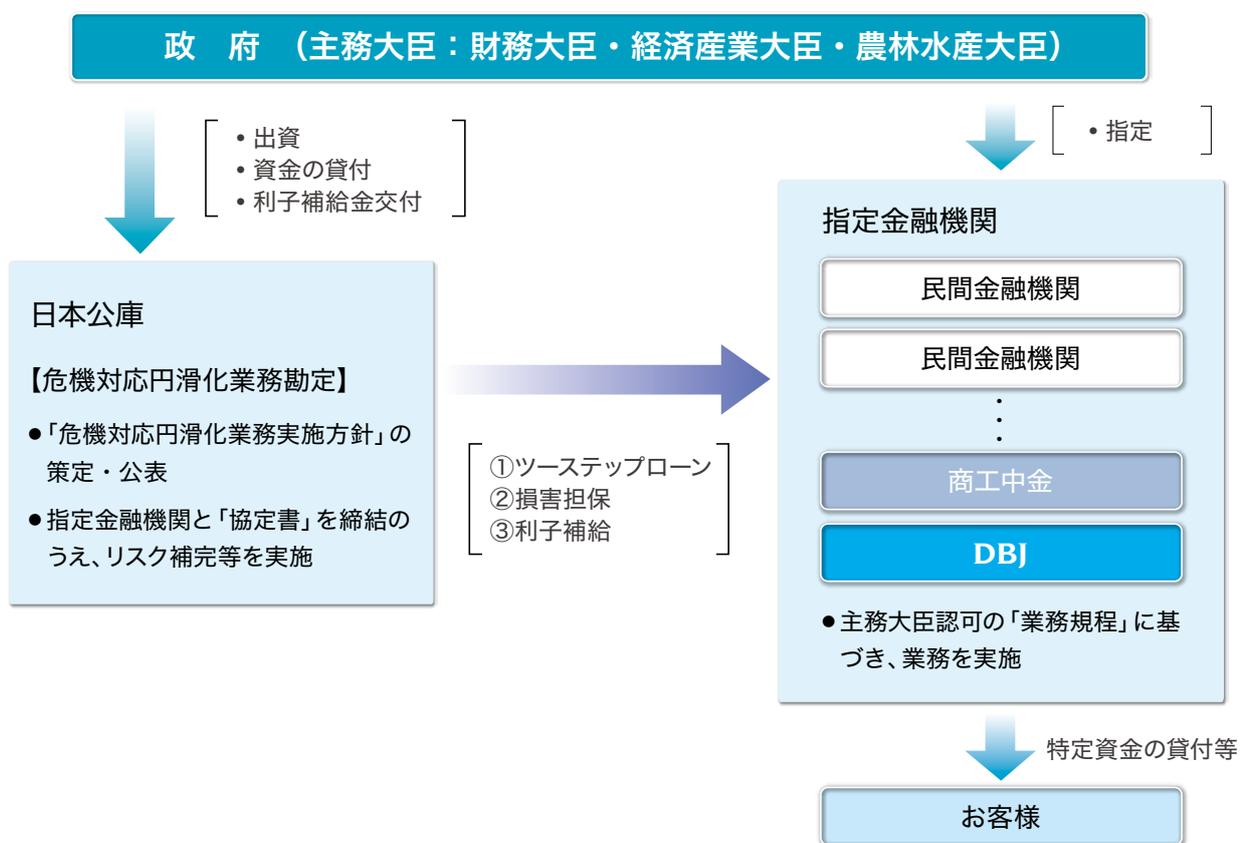
### 危機対応業務とは

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機発生時において、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、危機の被害に対処

するために、必要な資金を迅速かつ円滑に供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月1日に危機対応業務を開始しました。

#### ● 危機対応業務スキーム



### 東日本大震災について

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆

様の取り組みを積極的に支援してまいります。

東日本大震災への取り組みについてはP.62～65をご参照ください。

## 危機対応業務の実績

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行いました。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立した新DBJ法改正法（同年7月3日公布・施行）においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が措置されました。

また、平成23年3月11日以降に発生した東日本大震災に関する事案については、政府が同年3月12日付で危機認定を行っており、当該認定に係る告示におい

て、危機対応業務の実施期間は再延長されています（一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の一部の事案に関する実施期間については、平成23年3月末日までにて終了しています）。

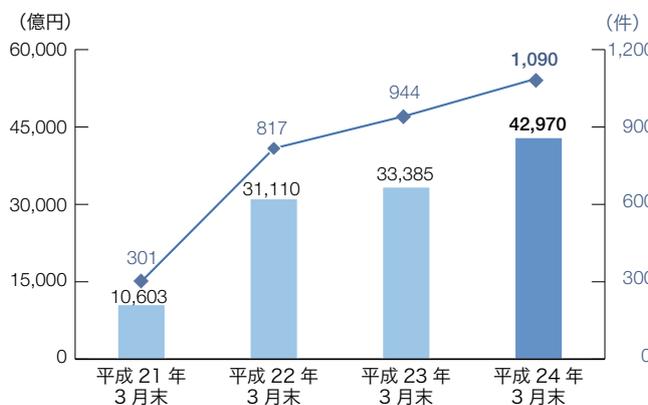
なお、平成24年3月末時点の危機対応融資およびCP購入の実績は、以下のとおりです。

- 融資額累計：4兆2,970億円（1,090件）
- 損害担保契約付融資額累計：2,383億円（46件）  
（日本公庫へ申し込み予定のものを含む）
- CP購入額累計：3,610億円（68件）

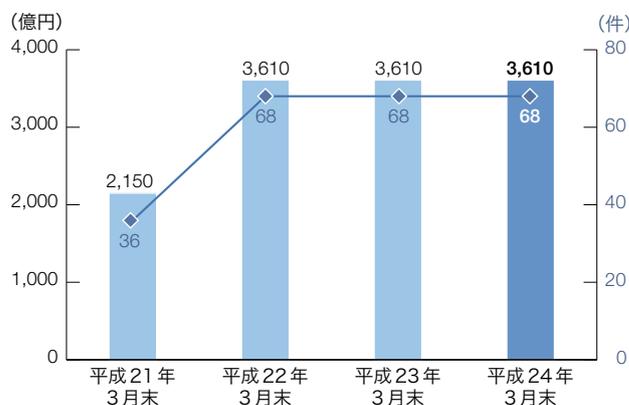
（注1）危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円（当社の更生手続終結により、平成23年4月に確定した額）については、最終的には同契約に基づき、日本公庫により補てんされております。

（注2）当行の取引先であるエルピーゲームメモリ株式会社は、平成24年3月23日付で会社更生手続開始の決定がなされております。当社に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しており、今後、取立不能又は出資金の毀損が発生した場合には、当行は日本公庫に対し補償金の支払い請求を行うこととなります。当行と日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円があります（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません）。なお、当該損害担保取引に係る契約に基づき当行が日本公庫より受領する補償金は、最大277億円となる可能性があります（当該出資額に対する補てん割合は8割（227億円）、当該融資額に対する補てん割合は5割（50億円）とされております）。

● 危機対応融資額・件数（累計）



● 危機対応CP購入額・件数（累計）



## セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影

響を及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融资を行っています。

## 災害復旧対応

### 社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

### DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

#### 【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円  
（平成6年度～平成14年度）  
新潟県中越地震 203億円  
（平成16年度～平成18年度）

## テロ災害等対応緊急ファイナンス

### 社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

### DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円  
（平成13年度～平成16年度）

## セーフティネットの取り組み実績

平成 7年 阪神・淡路大震災復興  
平成 9年 金融環境対応（貸し渋り）  
平成12年 有珠山噴火復興  
東海地方集中豪雨復旧支援  
平成13年 米国同時多発テロ  
SARS対策、BSE対策  
平成16年 新潟県中越地震復興  
平成17年 福岡県西方沖地震復興

平成18年 アスベスト対策  
原油価格高騰対応  
平成19年 能登半島地震復興  
新潟県中越沖地震復興  
平成20年 岩手・宮城内陸地震復興  
金融危機対応  
平成22年 円高等対策  
平成23年 東日本大震災復興

# 東日本大震災への取り組み

## 危機対応業務

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、株式会社日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害

を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してまいります。

なお、DBJは、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務の円滑な実施に加え、DBJ独自の取り組みとして、復旧・復興に必要な資材の増産支援等の業務を行うことにより、大震災からの復旧・復興の取り組みを積極的に支援してまいります。

## 電力供給問題への対応

東日本大震災以後、各電力会社が原子力発電所の停止を余儀なくされるなかで、電力の安定供給はわが国の経済・産業競争力を維持・強化するうえで重要な課題となっています。各電力会社が代替燃料確保のための燃料コスト増加、安全対策の実施等により、結果として事業収支の悪化が見込まれ、また社債の円滑な発行も困難となっている状況のなかで、DBJは電力の安定供給確保に向けた資金確保のため、民間金融機関と協

調しつつ迅速な対応を行っています。

昨年度は、電力各社の資金ニーズに対し的確に応えるとともに、特に東北電力に対しては地元の七十七銀行と協調して総額1,200億円のシンジケート・ローンを組成し、多数の金融機関の参加を得て、直接被災を受けた同社の設備復旧に向けた取り組みを金融面から幅広く支援しました。

## 東京電力に対する対応

東京電力に対しては、事故直後における復旧のための設備投資や燃料費等の長期運転資金に対応すべく、まず平成23年4月に主要行と協調しながら融資を実施しました。

当行としては、被害者への適切な賠償実施と電力の安定供給の両立が何よりも重要との認識のもと、同年9月の原子力賠償支援機構発足後、11月に大臣認定を受けた緊急特別事業計画に際しては、親身・親切的な賠

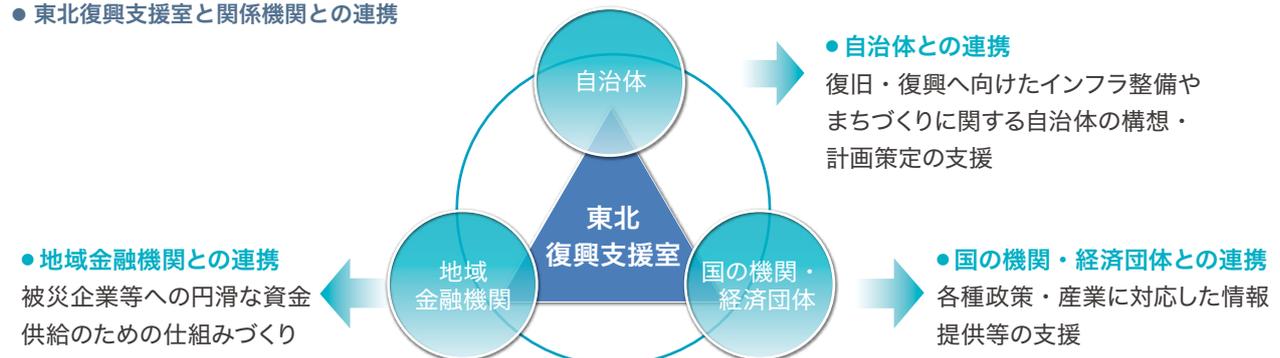
償実施のため、賠償支払いをバックアップするための融資枠設定などを行いました。その後、「新生東電」を目指す総合特別事業計画が平成24年5月に大臣認定を受けたところですが、金融機関として適切な対応を行うべく、関係者とも協力をしながら、引き続き、電力の安定供給と被害者への適切な賠償実施の両立に向けた取り組みを支援してまいります。

## 東北復興支援室

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における東北被災地域の復旧・復興支援に全社を挙げて取り組むために、復興支援に有益な知見・金融ノウハウを集約し、提供することを目的とした「東北復興支援室」を、平成23年4月21日に東北支店内に設置しました。

東北復興支援室は、本店地域企画部、金融法人部など部店横断的な体制で、復旧・復興に関する有益な情報の提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携した調査・企画業務を実施します。

### ● 東北復興支援室と関係機関との連携

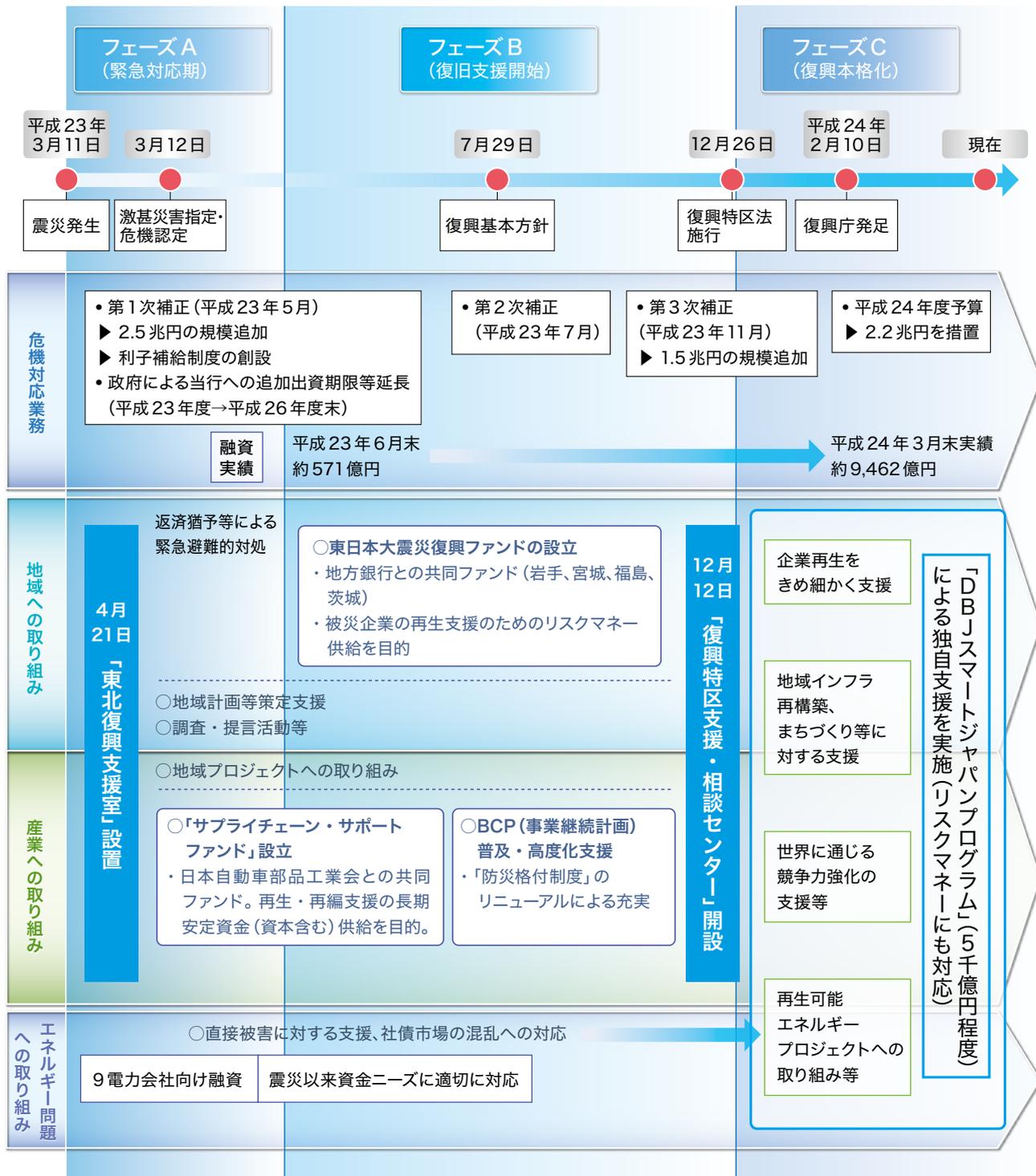


## 復旧・復興に向けた課題と対応

世界的にも類を見ない複合型の大規模災害である東日本大震災の復旧・復興に向けた施策については、時間軸ごとにステップを刻んだ対応を必要とし、また、被

害地域が広範で、復旧・復興対象も多様であることから、地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であると認識しています。

### ● 投融資活動による復旧・復興支援



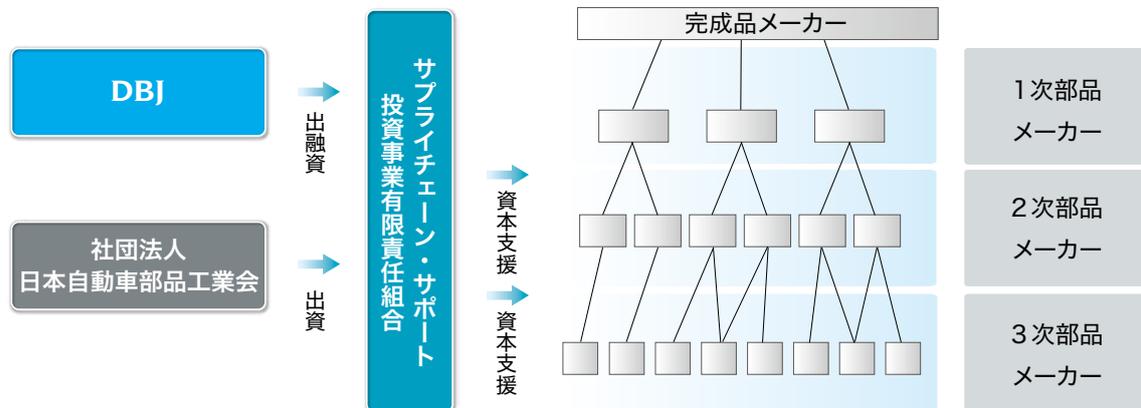
## サプライチェーン・サポートファンド

DBJは、平成23年6月、社団法人日本自動車部品工業会と協働し、東日本大震災の影響を受けている自動車関連サプライチェーン（部品調達網）の復興支援を目的に、サプライチェーン・サポート投資事業有限責任組合を組成しました。

東日本大震災により自動車産業のサプライチェーンが分断し、電力供給などの問題もあり、同産業の生産回復には不透明感が残っています。

DBJは、本ファンドの設立により、わが国の自動車産業においてサプライチェーンを支える企業に対し、資本金資金を含む長期安定資金を供給することで、同産業の震災からの復興、事業再構築、事業再編などを支援し、責任あるグローバルな供給者としての信頼の回復とサプライチェーンの強靱化を図り、ひいては日本の基幹産業としての負託に応えられる事業としての再発展と経営安定化に貢献します。

### ● サプライチェーン・サポートファンドの仕組み



## 東日本大震災復興ファンド

DBJは、東日本大震災で被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成しました。

これらのファンドは、被災により一時的に業況が低

迷しているものの、当該地域の復興に欠かせない地域の有力企業に対して、劣後ローンや優先株等を活用したリスクマネーを提供し、震災地域の早期復興のため支援を行っています。

名称	岩手 元気いっぱい 投資事業 有限責任組合	ふくしま 応援ファンド 投資事業 有限責任組合	みやぎ 復興ブリッジ 投資事業 有限責任組合	いばらき 絆 投資事業 有限責任組合
ファンド規模	50億円(当初)			
設立	平成23年8月	平成23年8月	平成23年8月	平成23年9月
無限責任組合員(GP)	(株)東北復興パートナーズ			(株)SFGパートナーズ
有限責任組合員(LP)	DBJ (株)岩手銀行	DBJ (株)東邦銀行	DBJ (株)七十七銀行	DBJ (株)常陽銀行
期間	投資期間3年、存続期間10年 (ただし、必要があれば、投資期間で2年以内、存続期間で5年以内の延長を行うこともあります。)			

## 情報提供

### 『東日本大震災復興に向けた具体策と課題～財政制約を踏まえた、創造的な復興のための6つの提案』

(平成23年7月)

東日本大震災からどうやって立ち直ってゆくのか。大震災の前から存在した財政の問題にも目を配りつつ、わが国産業の成長に結びつくような創造的復興が求められています。DBJとキヤノングローバル戦略研究所は、そうした問題意識を共有し、具体的な方策を提案するべく共同して、この提言レポートを作成しました。

今回の提案は、①まちづくり、②上下水道、③医療・福祉、④農業、⑤大学の研究機能、⑥PFIの6分野です。提案の分野は網羅的なものではないものの、これから復興計画を策定する関係者にとって検討の一助となれば——との“想い”が込められた労作になっています。

### 『東日本大震災における企業の防災及び事業継続に関する調査～サステナブルなBCPを積み重ね、競争力ある復興へ』(平成23年9月)

東日本大震災を踏まえ、企業の防災・事業継続への取り組みを、今後どのように考えていくかが以前にも増して重要になっています。

当調査では、こうした状況に鑑み、約30社の企業の協力を得て、企業の防災・BCP担当者に対し、緊急ヒアリングおよびアンケートを実施しました。その結果、得られた企業の意識や現状をもとに、既存の防災・事業継続の取り組みの効果を検証するとともに、将来に向かって克服、改善していくべき点を検討し、企業の事業継続の取り組みを支える要件についてもまとめています。

### 『東日本大震災復興に向けた具体策～東北大学の機能を活かした産業創出7つの提案』(平成23年12月)

震災で失われた生活を取り戻すためには、働く場所とセットで復興を成し遂げる必要があります。この点、全国でも有数の知的集積がある東北大学の機能と地域の持つポテンシャルを結びつけ、雇用を生み出す新たな事業・産業を創出することは、被災地域の復興において、非常に重要であると考えられます。DBJと株式会社価値総合研究所は、そうした問題意識を共有し、具体的な方策を提案することで協働しました。

今回の提案は、①再生可能エネルギー、②分散型電源、③電子カルテ、④遠隔医療、⑤介護・福祉ロボット、⑥都市鉱山、⑦MEMS(微小電気機械システム)の7分野において、東北大学が取り組んでいる研究テーマを分析するとともに、それが新しい産業に結びつくような具体的なプロジェクトを描いた内容となっています。

### 『東日本大震災1年の記録～検証・エリア別復旧復興データと今後の課題』(平成24年4月)

東日本大震災から1年を経て、エリアごとの特徴がより鮮明になっているなか、そのデータ分析と今後の課題を提示することを目的に、①被災地の現況、②各自治体の復興計画の策定状況、③主要関係法令・予算措置、④経済・企業・地方財政の動向について、エリア別にデータを取りまとめました。

## 復興地域づくり研究会

DBJは、東日本大震災による東北地方をはじめとした被災地の「創造的復興」を後押しすることを目的として、まちづくり、防災、地方財政等の有識者による「復興地域づくり研究会」(委員長：大西隆・東京大学大学院教授)を設立しました。

地震、津波、原発事故が重なった東日本大震災は、被害規模の甚大さにおいて、また、わが国経済・産業・社会の将来に与える影響の深刻さにおいて、未曾有のものであります。

この研究会では、東北地方をはじめとした被災地の「創造的復興」を後押しするため、①安全・安心、②地域主体、③未来を見据える、という3つの視点に基づ

き、「カラミティ・ブルーの(大災害に強い)国」を目指すための戦略プロジェクトを含めた具体的方策について検討しました。

平成23年5月18日に第1回目の研究会を開催し、以後、平成24年3月までに東京および仙台において計6回の研究会を開催しました。平成24年3月には、ハード面の復旧にとどまらず、持続的な産業振興や生活インフラ復興につなげる創造的復興実現に向けて、民間のノウハウ活用や公民連携強化(震災復興PPP、復興まちづくり会社、サポート機能の必要性)を提言した報告書をまとめました。

## 情報機能の活用

DBJは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言の実施など、質の高い情報発信を行っています。

### 経済・産業動向調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

#### ◆『DBJ Monthly Overview』

内外の経済産業動向を、月次の景気指標と簡潔なコメントで解説したレポートです。

毎月公表される経済・金融指標の分析を軸に、内外の経済動向を解説しています。近年は、世界的に経済・金融面の連携が一段と拡大していることを受けて、マーケットに関連した視点を充実させているほか、海外での財政金融政策を紹介するなどして充実を図っています。



また、産業動向については、タイムリーなトピックスを取り上げて解説しています。

#### ◆「世帯保有台数からみた家電量販店の市場規模予測(試算)」

(『DBJ Monthly Overview』No.165、平成23年10月)

国内家電小売業の市場規模がほぼ横ばいで推移するなか、家電量販店の市場規模は年々上昇し、シェアは平成22年に7割を超えています。

本レポートでは、“家電製品は世帯で保有するモノである”という前提に立ち、「世帯全体で何台保有できるのか」、そして「何年で買い換えを行うのか」というアプローチから、国内家電小売業の市場規模を予測し、トータルで売上の5割を超える主要製品である「テレビ」「パソコン」「白物家電(生活家電)」を個別に推計することで、家電小売業および家電量販店の市場規模を、平成27年まで推計しています。



#### ◆「タイ洪水によるHDDサプライチェーンへの影響」

(『DBJ Monthly Overview』No.166、平成23年11月)

タイには、パソコンや録画再生機などの重要な基幹部品であるハードディスクドライブ(HDD)のサプライチェーンの中核が集中しています。そのため、平成23年の記録的豪雨により発生した「タイ洪水」の影響は世界に波及し、最終製品への影響も懸念されています。本稿では、タイ洪水によるHDDメーカーおよび部材メーカーの被害状況や、HDDのサプライチェーンと操業停止の長期化による日系企業への影響を踏まえ、HDD関連メーカーに向けて、具体的な提言を行っています。



#### ◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様に対する週次の長期金利動向に関する情報として、毎週最初の営業日に提供しています。日米を中心に、前週のマーケット動向を概説するとともに、今週の主要経済指標や国債入札等のイベントを紹介します。当行エコノミストが週内に公表される重要経済指標や金融政策の影響について解説を行い、経済のファンダメンタルズ分析に基づくマーケット動向を展望します。

#### ◆「環境配慮活動の決定要因と企業価値

##### ～環境格付融資事例による分析」

(『経済経営研究』Vol.31 No.1、平成22年4月)

企業の環境配慮活動が市場による評価を経て企業価値に影響を与える、と考えられるようになった点を踏まえ、DBJの環境格付融資に関する新聞報道情報をもとに、環境配慮活動と企業価値の関係について、企業レベルのデータを用いた実証分析を行いました。その分析結果は、環境配慮活動に取り組み、環境格付融資を得た企業は、企業価値や収益性が高まり、同融資を受けるか否かの企業の意味決定については、株主構成や資金調達力が決定要因になっていることを示唆しています。



◆『格差社会を越えて』(宇沢弘文・橋本俊詔・内山勝久[編]、東京大学出版会、平成24年6月)

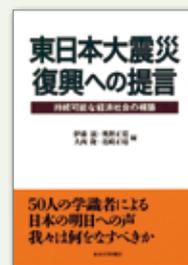
本論文集は、わが国が格差社会のなかにいるという認識を執筆者間で共有し、格差はわが国社会の安定や持続的発展にとって望ましいものではない、という議論を展開することを意図して編まれたものです。各章のテーマには社会的共通資本としての制度資本(財政、金融、教育、社会保障など)を中心に、都市や環境を取り上げ、格差社会との関連について論じています。さらに、格差の小さい安定的な社会を構築し、持続的発展を遂げるために必要となるヴィジョンや社会的共通資本の役割について展望しています。



『東日本大震災 復興への提言～持続可能な経済社会の構築』(伊藤滋・奥野正寛・大西隆・花崎正晴[編]、東京大学出版会、平成23年7月)

日本の経済社会が極めて脆弱な基盤のうえに成り立っていたことを、白日のもとにさらした東日本大震災。価値観の根幹が揺らぐほどの衝撃のなか、被災地の復興や日本の経済社会の再建に向けて、どう取り組めばいいのか――。

本書は、経済学・都市論・産業論など多岐にわたる分野の第一線で活躍する学識者50名の、震災からの復興に向けた提言をまとめたものです。内容は、「第I部 地域の再生」「第II部 日本経済の課題」「第III部 復興と日本社会」の3部構成となっています。



## 設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀以上の歴史を持ち、地域別の設備投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2010・11・12年度設備投資計画調査報告(2011年7月調査)」  
(『調査』第103号、2011年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



## 調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

### (1) 環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「DBJ環境格付」融資等として結実し、多くの企業に活用されています。

### (2) 防災分野

地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか――こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「DBJ防災格付」融資を開始しました。「DBJ防災格付」融資は、平成23年8月に大幅にリニューアルしたのち、平成24年より「DBJ BCM格付」融資へと名称変更しています。

### (3) 技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

## 地域への情報提供

### (1) 地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。



DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人3カ所（平成24年7月1日現在）のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP（Public Private Partnership：官民パートナーシップ）、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。

### (2) 地域づくり支援

地域づくりにDBJのノウハウを活かすため、「地域づくり健康診断」を行っています。「地域づくり健康診断」は、地域診断チームがあらかじめ公表データなどから把握可能な地域の現状分析をもとに、現地取材情報を加え、独自の分析による診断を行い、その結果を解説するものです。診断結果については地域の方々とのディスカッションを行い、それを通して地域の方々自らが地域の課題と可能性を発見し、今後の方向性の検討や行動の契機となるよう支援しています（P.56参照）。

#### 『地域ハンドブック2012年度版～地域データと政策情報』

本書は、地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。なお、「トピックス」では、日本学術会議会長等を務める東京大学大学院の大西隆教授に、「東日本大震災からの復旧・復興への課題」をテーマに特別寄稿していただきました。



#### 『宿泊旅行を中心とした東北観光の課題と展望～震災の影響調査を踏まえて』



本レポートは、東日本大震災によって大きな影響を受けた国内宿泊旅行の分野について、課題と展望をまとめています。本調査は、これまでDBJに蓄積されてきた観光旅館業およびその業界調査のノウハウを活かしつつ、さまざまな有識者にインタビューを行うなど、書面調査と実地調査の両面からアプローチしました。

#### 『復興地域づくり研究会』報告書

現在、震災復興の取り組みが各地で本格化しています。本報告書では、ハード整備だけでなく、創造的な知恵・手法や民間ノウハウを活かすことによって、それらを持続可能にすると説き、産業・生活インフラの振興に向けた取り組みについても、具体的な提言を行っています。



## 支店レポート

### 北海道支店

『海外における北海道「食」ブランドの確立に向けて～「こだわり」の北海道産食品提供と北海道「観光」ブランドとの相乗効果』（ミニレポート、平成23年5月）

東日本大震災および原子力発電所事故等の影響で、海外における日本食および日本産食品に対する自粛・規制が行われていますが、今後においても、北海道にとって、「食」輸出への取り組みは必要不可欠です。



本レポートでは、海外輸出に向けての北海道産食品の特徴を整理し、北海道産食品の輸出促進の取り組みとして、①海外日本食レストランなどでの「こだわり」メニューを通じて北海道産食品の魅力をさらに伝達していくこと、②北海道からの食品輸出障壁に対する「連携」によるブランド力、価格競争力および販路獲得力の強化の必要性を考察しています。また具体的事例として、本場の味に「こだわり」を持つ北海道ラーメン店の海外進出にともなう北海道産食品の輸出拡大や、道内企業間の「連携」による北海道産アイスクリーム輸出を目指す取り組みなどを紹介しています。

## 東北支店

### 『木材需要拡大の動きと東北の森林資源』

(調査レポート、平成24年3月)

本レポートは、東北の森林資源が利用期を迎えていることを踏まえ、今後の木材需要の動向について調査したものです。木材需要は、平成22年10月施行の「公共建築物木材利用促進法」や耐火木造設計技術の進展などにより今後拡大が期待されており、この調査では、公共建築物の木造化による経済効果として、東北6県における学校施設がすべて木造化された場合を例に、需要創出額と雇用増加についての試算を行いました。



## 新潟支店

### 『食と農の成長(輸出)戦略の再構築に関する検討』

(提言レポート、平成24年3月)

本レポートでは、日本食に関する海外での評判と輸出実績のギャップを分析。その原因のひとつとして、食輸出に関する国際ルールへの対応が不十分である点を指摘し、各論として、日本食の代表格である「魚」「米」「酒」について、分野ごとの対応策を提言しました。また、海外消費者向けWebアンケートを実施し、日本食に対するイメージや東日本大震災の影響についても分析を行っています。



## 北陸支店

### 『北陸企業のBCP(事業継続計画)に関する意識調査～北陸企業の事業継続力向上に向けて』

(調査レポート、平成24年3月)

本レポートは、北陸3県に本社を置く企業が、大規模災害や巨大事故などの多様なリスクをどの程度意識し、どのようにその備えを進めているかに関して調査を行ったものです。具体的には、BCPの策定状況やサプライチェーンの途絶に備えた取り組み状況などについて企業向けアンケートを実施したうえで、結果を踏まえて、北陸企業の事業継続性向上に向けた提言を行っています。



## 東海支店

### 『航空機関連産業の課題と将来戦略～機体製造分野Tier2企業を中心に』

(地域レポート、平成23年9月)

DBJは、(株)十六銀行との業務協力協定の一環として、本レポートを共同で発行しました。本稿では、航空機産業の現況、海外主要国の業界動向と新興国の新規参入、MRO (Maintenance, Repair & Overhaul) 産業について調査するとともに、航空機産業が最も集積している東海地域の機体構造分野関連のサプライヤーへのヒアリングを実施(十六銀行と共同実施)することで、同産業の現状と課題を洗い出し、今後の発展に向けた6つの提言を行っています。さらに、カナダのケベック州の事例と比較した日本における航空機クラスター施策の課題を抽出し、今後取り組むべき3つの方向性について考察しています。



## 関西支店

### 『大震災が地域経済に与える影響について～阪神・淡路大震災をケーススタディとして』

(調査レポート、平成23年12月)

この調査レポートは、阪神・淡路大震災発生前後の被災地における各種経済指標の変動を取りまとめ、今般の東日本大震災の被災地における経済指標の変動と比較・分析したものです。具体的には、東日本大震災と阪神・淡路大震災の地域経済への影響比較を筆頭に、阪神・淡路大震災におけるGDP、人口変動、商業、家計・労働、観光、復興需要、地域金融といった指標を通して分析を行い、被災地に対して、多面的な示唆・提言にあふれた力作となっています。



## 中国支店

### 『人口減少・高齢化社会を踏まえた集約型都市構造への転換に関する調査』

(地域レポート、平成24年5月)

中国経済連合会との共同による本調査では、集約型都市構造をめぐる先行研究をもとに、中国地方の各県から5都市を抽出し、DID\*の人口、人口密度、面積の

変化パターンを分類したうえで、人口最多地域（人口および都市施設が最も多い地域）への人口の集中度と都市施設の集積バランスを分析。そして、集約型都市構造への転換における都市施設整備の手法や中国地方で実施されたモデル事例を紹介し、都市の変化パターン別の方向性やその留意点について示しています。



※「Densely Inhabited District」の略。国勢調査の基本単位を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域として設定された地域人口集中地区のこと。

## 四国支店

### 『進化する四国ニッチトップ企業』

（調査レポート、平成23年10月）

四国には、ニッチ（すき間）な分野で全国的もしくは世界的に活躍する企業が多く立地し、それは四国経済の特徴のひとつとして指摘されています。本調査レポートでは、ニッチな分野で活躍する四国本社の代表的なトップシェア企業について最新動向を含めて紹介するとともに、現在に至る事業展開の経緯や取り扱う製品、さらには経営面での特徴を列挙し、これら企業がトップの地位を切り開いた要因や、今後の地域活性化の在り方との関係などについて考察しています。



## 九州支店

### 『JR博多シティ開業後のインパクト～天神と博多：一千人調査から見た行動変化とそれぞれの魅力』

（調査レポート、平成23年11月）

平成23年3月、九州地域のさらなる活性化要素として大いに期待された、駅ビルJR博多シティと九州新幹線全線が開業しました。本レポートでは、JR博多シティ開業後の環境変化を「Ⅰ．天神と博多：一千人アンケート調査」および「Ⅱ．JR博多シティ開業後の変化」にまとめ、分析しています。天神と博多のアンケート調査結果からは、両地区の特性が浮き彫りになり、「それぞれの魅力を伸ばしながら、課題の部分を克服し、天神と博多のトータルとしての魅力向上を図ることが、福岡の発展につながる」と結んでいます。



## 南九州支店

### 『上海から見てきた中国ビジネス環境』

（講演会、平成23年9月）

豊富な観光資源を有する九州では、地域経済を活性化するために、国内からの観光客はもとより、海外からの観光客を増やす工夫が求められています。とりわけ立地的にも近接し、急速な経済発展を遂げる中国からの観光客を誘致することは重要なポイントです。

中国からの観光客誘致のために、まず中国の経済や政治の現状について理解していただけるよう、鹿児島県経済同友会主催の「産業振興委員会」にて、DBJの子会社であるDBJ事業投資（株）の上海事務所長が講演を行いました。

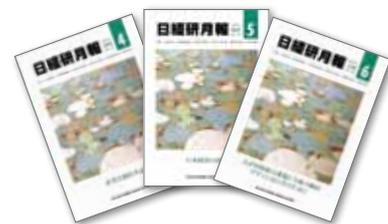


## 一般財団法人日本経済研究所

一般財団法人日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整

備、エネルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の調査に取り組んでいます。

DBJは、日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



**DBJ**では、お客様の課題に対応する  
投融資一体型金融サービスを提供し、社会の持続的な成長を金融面から支えています。

また、DBJにとってのCSR (Corporate Social Responsibility) とは、投融資等を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。

そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができると考えています。

CSR経営の実践.....	73
投融資等を通じたCSR .....	78
環境マネジメント .....	101
事業継続計画(BCP) .....	104
人材育成と職場環境づくり .....	106

### 編集方針

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

平成19年度からは「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告してまいります。

今回も、DBJの成り立ちや業務内容に鑑み、業務の一つひとつを適切に実施することこそがDBJのCSRであるという観点から、最新の活動状況も盛り込みながら、よりわかりやすいレポートとなるよう心がけ、以下の方針に基づいて作成しました。

- 社会の課題解決のためのDBJのCSRの考え方をご説明します。
- DBJの業務と社会とのかかわりについて具体的にイメージしていただけるよう、投融資等を通じたCSR事例の紹介に引き続き力を入れています。

DBJは、このレポートを、DBJを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様との重要なコミュニケーションツールのひとつと位置づけ、さらに進化させていきたいと考えています。忌憚のないご意見・ご感想をお聞かせください。

### 対象範囲

**対象組織**：特に断りのない限り、海外駐在員事務所を含むDBJ全店を対象。

国内：本店、支店10カ所、事務所8カ所

海外：海外駐在員事務所1カ所

**対象期間**：平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

継続的な取り組み状況を紹介するため、投融資事例などは過去のを掲載している場合もあります。なお、調査レポートなど一部の内容は、発行時点までの最新情報を含んでいます。

### 発行情報

**発行時期**：平成24年7月

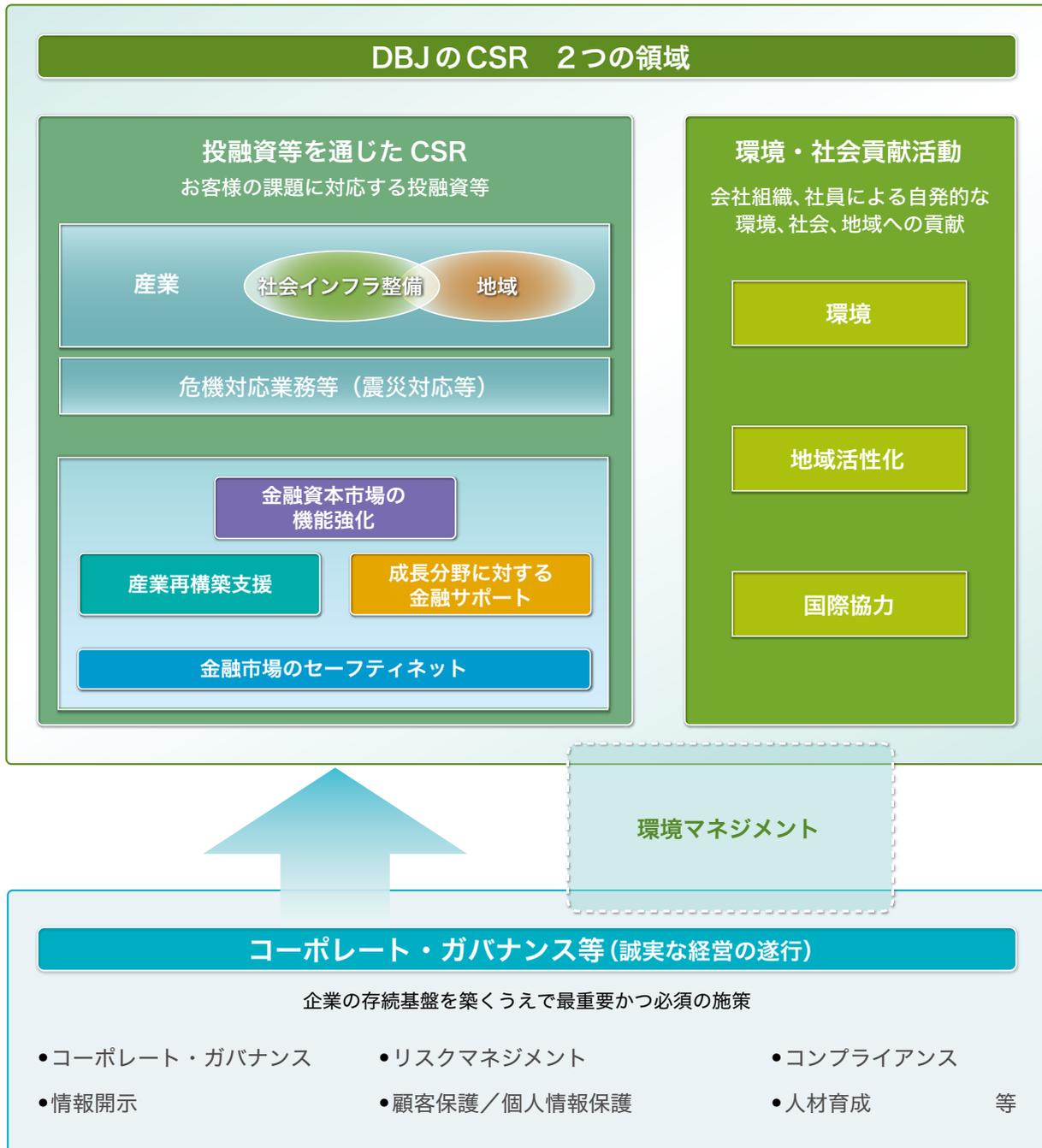
**次回発行予定**：平成25年7月(前回：平成23年7月、発行頻度：毎年1回)

### 参照ガイドライン

作成にあたってはGRI(Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006」および「金融サービス業種別補足文書」を参考にしました。

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、社会の課題解決のためのCSR実践領域を「投融資等を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

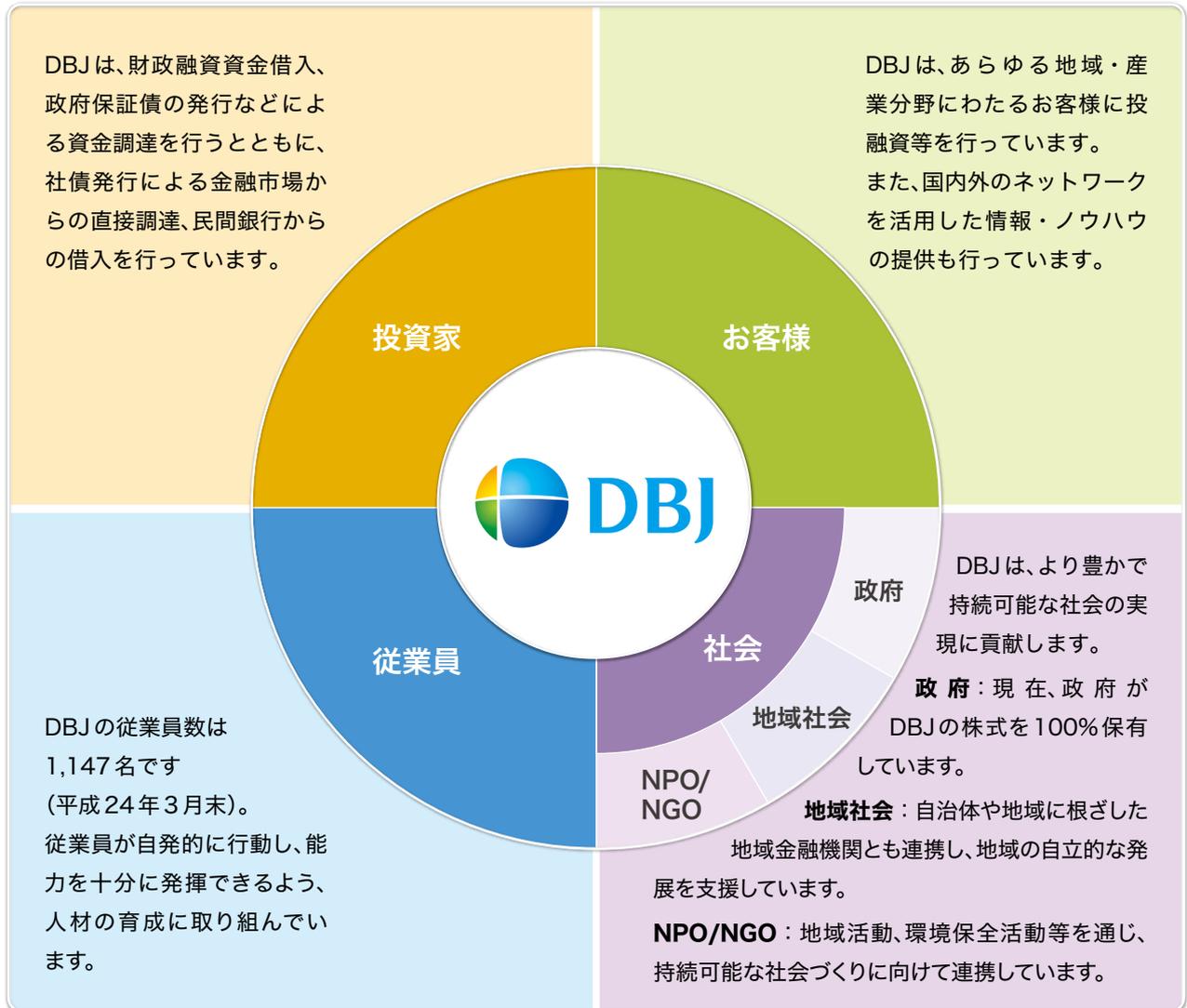
DBJのCSR実践領域



## DBJとステークホルダー

DBJは、業務を行ううえでいろいろな組織・企業・人とのかかわりを持っています。DBJでは、次の世代が受

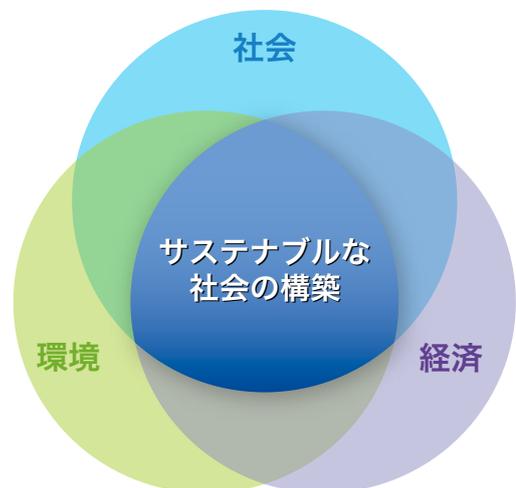
け継ぐ社会をサステナブルなものにするために、ステークホルダーの皆様との対話を一層進めていきます。



## トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、社会・環境・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う投融資等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「投融資等を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動とすることができます。



## 社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての投融资等を通じたCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

## 投融资等を通じたCSR

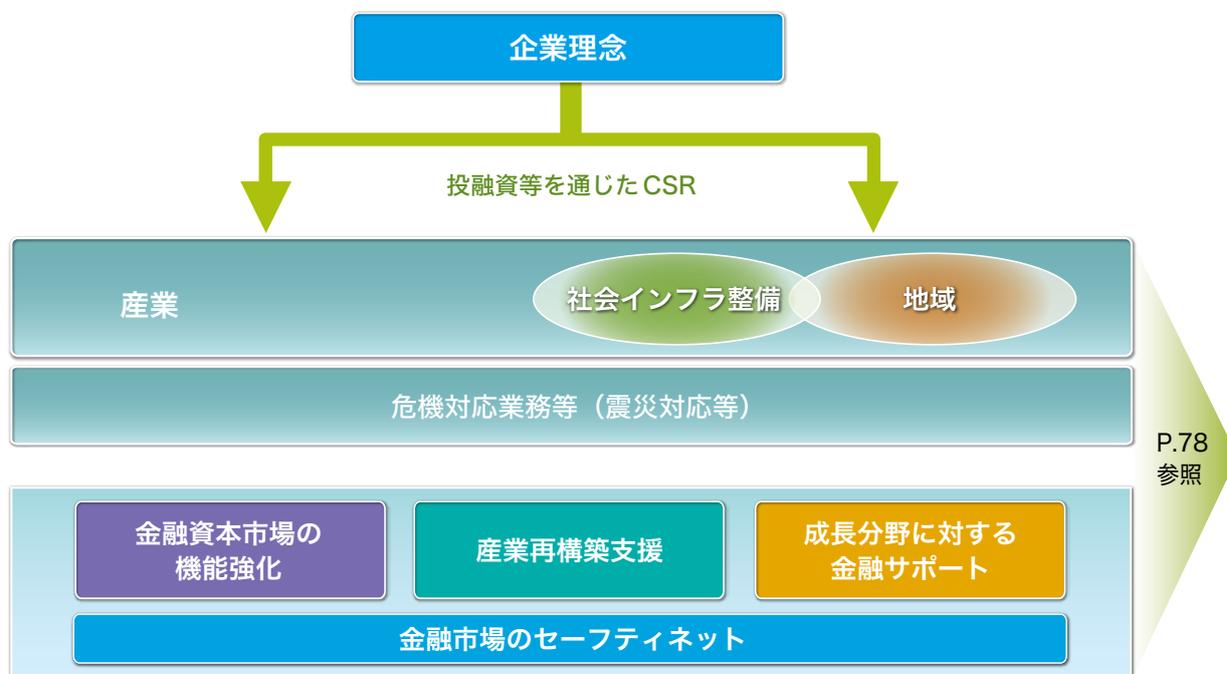
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらし、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、投融资等を通じたCSR活動により、お客様の満足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、

社会から信頼される企業になれるものと考えています。また、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融资をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供することで、「金融資本市場の機能強化」「産業再構築支援」「成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という4つの役割を実現します。



## 環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々とのコミュニケーションを図るよう心掛けています。

### (1) 環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりに対する理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続して出展しています。「DBJ環境格付」や「DBJ BCM格付」など、DBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。平成23年度には、プレゼンステージで「環境金融の最新の動向」をテーマに講演を行い、多数のお客様にご来場いただきました。



エコプレゼンステージ  
（「エコプロダクツ2011」）

また、環境に関するコンテストイベントとしては日本最大規模の「eco japan cup<sup>※</sup>」に、平成21年度より主催者として参加し、実行委員や審査委員を務めています。

※「eco japan cup」とは、環境省、国土交通省、総務省、株式会社三井住友銀行、一般社団法人環境ビジネスウィメンおよびDBJが主催者となり、官民協働事業として行う「エコビジネスの芽を見つけ、育てる」コンテストイベント。

平成17年の「環境ダイナマイト!」というイベントから始まり、平成18年に「eco japan cup」と改称し、毎年、イベントを開催。



### (2) 地域活性化に向けたコミュニケーション

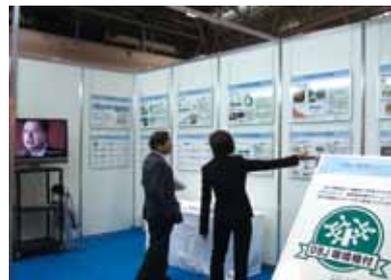
DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地元商工会議所など経済団体と連携して、セミナーやシンポジウムの開催・後援等も行っています。

また、DBJの職員が現地に赴き、客観的な指標と独自の分析手法をもとに、地域の方々とディスカッションを行い、その地域の課題と可能性を地域の方々自身が発見するのをお手伝いする「地域づくり健康診断」を行っています。このプログラムでは、事前に関係者ヒアリングやその地域に存在する各種資源の調査を行い、最終日に、地域の方々に参加するワークショップを実施しています(P.56参照)。

#### <東海支店>

##### ○メッセナゴヤ

愛知万博の理念（環境、科学技術、国際交流）を継承する事業である「メッセナゴヤ2011」に出展しました。今回は、「DBJ環境格付」の環境関連融資や「DBJ BCM格付」の防災関連融資など、DBJの取り組みを紹介しました。



メッセナゴヤ2011出展ブース

### (3) 国際協力でのコミュニケーション

DBJは、戦後日本の産業経済の復興・成長を政策金融により支援してきた経験や、近年省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、株式会社日本経済研究所と協力して、アジアを中心とする開発途上国の政府・開発金融機関等に対して提供しています。

昭和42年以降39回、DBJ本店で実施してきた開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れています。また、世界銀行および国際協力機構

(JICA)等と協力し、中国国家開発銀行、マレーシア開発インフラストラクチャー銀行等に対して、包括的な技術協力を実施してきました。特に平成23年には、ベトナム開発銀行の信用リスク管理支援等プロジェクト(平成20年～)、およびモンゴル開発銀行の詳細設計プロジェクト(平成21年～)を、関係国政府要請のもとサポートしました。

DBJは、ADFIAP(アジア太平洋開発金融機関協会：本部フィリピン・マニラ)の原加盟機関でもあり、昭和51年以来中国・韓国・ASEAN・インド等の金融機関とのネットワークに活用しています。平成24年のトルコ・イスタンブール総会では、東日本大震災復興ファンド等の取り組みがADFIAP Awards受賞案件となり、日本の震災復興と成長戦略を海外発信する機会となりました。



ADFIAP Awards受賞プレゼンテーション

## (4) その他のコミュニケーション

### <情報発信活動>

#### ○CSRへの取り組み紹介映像の制作

平成21年度に、DBJのCSRへの取り組みをわかりやすく紹介する映像「DBJのCSR—金融力を、社会のチカラに。」を制作しました。「エコプロダクツ2011」で放映し、DBJのウェブサイトでも紹介しています。

<http://www.dbj.jp/co/csr/index.html>



#### ○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

### <社会貢献活動への参加>

#### ○TABLE FOR TWOへの参加

DBJは、平成22年3月29日から「TABLE FOR TWOプログラム※」に参加しています。本店社員食堂のメニューのうち、毎日1メニューを「ヘルシーメニュー」に設定しています。多くの従業員の賛同を得て、平成24年5月末時点で3万6,666食分73万3,320円の寄付を行いました。

※「TABLE FOR TWOプログラム」は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalが開始した活動で、対象となる定食や食品を購入することにより、1食につき20円(開発途上国の給食1食分に相当する金額)を、開発途上国の子どもの学校給食として寄付するもの。



ヘルシーメニュー



キャンペーンの様子

### <地域活動への参加>

#### ○環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス『丸の内シャトル』の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。



無料巡回バス『丸の内シャトル』

# 投融資等を通じたCSR

DBJでは、社会の課題解決のために投融資等を通じたCSRを推進しています。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供することで、「金融資本市場の機能強化」「産業再構築支援」「成長分野に対する金融サポート」「金融市場のセーフティネット」という4つの役割を実現します。

## 投融資等を通じたCSR



### 金融資本市場の機能強化

長期・大口・投融資一体・中立性といった特色を活かしてリスクマネーを適切に供給し、他の金融機関とのパートナーシップを強化するとともに、わが国金融資本市場の機能強化に貢献します。

#### 産業再構築支援

社会・経済活動を支える産業基盤の再構築を金融面から支援します。

#### 成長分野に対する金融サポート

わが国の成長戦略の実現に向けて金融面を支援します。

### 金融市場のセーフティネット

市場の機能不全など、危機時において機動的に対応します。

取り組み事例	
• エネルギー	• P.79
• 運輸・交通	• P.81
• 都市開発	• P.82
• DBJ Green Building 認証制度	• P.83
• DBJ 環境格付融資	• P.84
• 環境技術	• P.86
• 医療・福祉	• P.87
• DBJ 健康経営格付融資	• P.89
• 再編・再生	• P.90
• M&A・事業提携	• P.92
• PFI	• P.93
• DBJ BCM 格付融資	• P.94
• 地域活性化	• P.95
• 海外	• P.99
• 東日本大震災対応	• P.100

## エネルギー

エネルギーの長期的な安定供給を確保するためには、さまざまなエネルギーの活用が重要です。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光や風力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーへの関心も世界的に高まっています。温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会を構築するには再生可能エネルギーの活用は不可欠とされています。

### 投融资事例：相馬共同火力発電株式会社

相馬共同火力発電株式会社（本社：福島県相馬市）は、火力発電所の運営や電気の卸供給を行う火力発電事業会社です。

同社は、東日本大震災により発電所などの設備に大きな被害を受けましたが、電力の安定供給の確保に向け、被災した設備の早期復旧に取り組み、平成23年12月に発電を再開しています。

DBJは、相馬共同火力発電に対し、東日本大震災により被害を受けた福島県新地町にある新地発電所の復旧資金として、シンジケート・ローンによる融資を実施しました。



震災前の発電所全景



震災直後の揚炭機



震災後に復旧した揚炭機

### 投融资事例：昭和シェル石油株式会社

昭和シェル石油株式会社（本社：東京都港区）は、石油事業における強固な基盤を確保しつつ、低炭素社会の実現に向けたエネルギービジネスとして、次世代CIS太陽電池<sup>\*</sup>事業を100%子会社ソーラーフロンティア株式会社を通して積極的に展開する、国内石油元売り会社です。平成23年2月に稼働を開始した世界最大規模の宮崎第3工場（国富工場）と、すでに稼働している第1および第2工場とを併せて、年産能力を約1ギガワットに拡大し、グローバルシェア10%の獲得を目指しています。

この宮崎第3工場は、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第2条第4項に規定する特定事業として、同法の定める認定要件を満たしたことから、平成23年3月22日付で経済産業省より特定事業計画の第1号認定を受けています。

この認定を受け、DBJは同法第8条に規定する指定金融機関として、昭和シェル石油に対し融資を実施しました。

<sup>\*</sup>主原料である銅（Copper）、インジウム（Indium）、セレン（Selenium）の頭文字をとった薄膜系の太陽電池。



ソーラーフロンティア国富工場

## エネルギー

## 投資事例：国際石油開発帝石株式会社

国際石油開発帝石株式会社（本社：東京都港区）は、わが国最大の石油・天然ガス開発会社です。平成20年10月に、海外における石油・天然ガス開発のリーディングカンパニーである国際石油開発株式会社と、日本における石油・天然ガス開発のパイオニアである帝国石油株式会社の経営統合により誕生しました。

国際石油開発帝石は、平成26年の操業開始に向け、新潟県上越市直江津港において液化天然ガス（LNG）受入基地の建設工事を行っています。このLNG受入基地を通じ、同社が主導するイクシスLNGプロジェクト（オーストラリア）およびアバディLNGプロジェクト（インドネシア）から生産されるLNGを受け入れる計画であり、LNG気化ガスとして既存の同社国内天然ガスパイプライン網を使って、関東甲信越を中心とする各地域への天然ガスの供給を行い、グローバルガスサプライチェーンの構築に向け積極的な事業の推進を図っていく予定です。

DBJは、中長期的に十分な天然ガスの供給能力を確保し、安定的なガス供給を提供する国際石油開発帝石に対し、融資を実施しました。



建設中の直江津LNG受入基地

## 投資事例：Seajacks International Ltd.

Seajacks International Ltd.（以下「SJ社」、本社：英国ノーフォーク州グレートヤーマス）は、2006年に設立された洋上風力発電設備据付会社です。SJ社は、洋上風力据付特殊船を保有し、英国を中心とした北海地域において、洋上風力発電タービン・付帯設備の据付事業ならびに洋上オイル&ガスプラットフォーム設備向けメンテナンスサービス事業を行っており、業界トップクラスの実績を有しています。

洋上風力発電事業は、北海周辺国を中心とする欧州各国政府の推進政策のもとで急速に成長しており、特にSJ社が保有する特殊船による据付事業の需要は非常に高まっています。

DBJは、丸紅株式会社および株式会社産業革新機構によるSJ社の買収に対し、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三井住友信託銀行、ING Bank N.V.、Swedbank AB (publ) とともに、LBOファイナンスを実施しました。DBJは、本件の実施にあたって、洋上風力発電市場および特殊船

による据付事業の成長性や、SJ社が保有する特殊船の高い性能とそのオペレーション力、また、株主交代により丸紅の発電事業におけるオペレーション・メンテナンス分野の経験やノウハウが付加されることで、SJ社の事業基盤強化が図られる点などを評価しました。



Seajacks社保有船 Leviathan

## 運輸・交通

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

### 投資事例：新日本海フェリー株式会社

新日本海フェリー株式会社（本社：大阪府大阪市）は、昭和44年6月に設立された国内有数の長距離フェリー事業者であり、本州―北海道間に定期便4航路を有するほか、クルーズ事業、ホテル事業などを行っています。

新日本海フェリーは、主要航路である敦賀―苫小牧を就航する船舶「すずらん」「すいせん」（17,300総トン）2隻を、新船舶にリプレースを行います。新船舶は、ハイブリッドCRPポッドシステム\*、排気ガス発電機の搭載などにより省エネを実現しており、旧船舶に比べて環境面に配慮した設計となっています。

DBJはアレンジャーとして、新日本海フェリーに対し、新船舶建造資金を対象としたシンジケート・ローンを組成しました。

\*電気式ポッド推進システムを従来のディーゼルエンジン推進システムと組み合わせたもの。電気式ポッド推進システムとは、電気モーターとプロペラを一体に組み込んだ鰭型（ポッド：POD）推進装置のことであり、ポッド自体を360度回転させることが可能で、港湾内および離着岸時に優れた操縦性を発揮する。



すずらん

### 投資事例：日本エアロフォージ株式会社

日本エアロフォージ株式会社（本社：東京都中央区）は、わが国を代表する素材メーカーである株式会社神戸製鋼所、日立金属株式会社および、同じくわが国を代表する航空機エンジンメーカーである株式会社IHI、川崎重工業株式会社を主体として設立された、航空機向けを主とする大型鍛造品製造業者です。

航空機産業は、全世界で需要の拡大が見込まれる成長分野で、日本の産業全体の成長を考えるうえでも強化すべき分野と位置づけられます。日本エアロフォージは、国内初の能力5万トン級の最新鋭大型鍛造設備の導入を行います。これにより、これまで海外に依存してきた大型鍛造品の国内での安定供給を可能にするとともに、付加価値の高い素材分野において国内市場の創造および技術力の強化が図られることとなります。

DBJは、日本エアロフォージに対し、同社の工場が立地する岡山県の地元金融機関である株式会社中国銀行および株式会社トマト銀行とともに、総額160億円のシンジケート・ローンを組成し、融資を実施しました。



工場外観(イメージ図)

## 都市開発

都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる「まちづくり」をすることが、地域の、さらにはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。

### 投資事例：東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社(本社：東京都墨田区)は、伊勢崎線(浅草―伊勢崎間)および東上線(池袋―寄居間)の2本の幹線を有する大手民鉄事業者です。自立式電波塔としては、現在、世界一の高さを誇る「東京スカイツリー®」を含む業平橋・押上地区再開発事業などの大規模プロジェクトを行っています。とうぎょうスカイツリー駅と押上駅間をつなぐ敷地内には、東京スカイツリー®を中心に、商業施設や水族館、ドームシアターなどが建設され、地域の活性化が期待されています。

DBJは、東京スカイツリー®をはじめとする本プロジェクト資金を対象に、株式会社みずほコーポレート銀行とともにアレンジャーとしてシンジケート・ローンを組成し、融資を実施しました。また、DBJは、電波塔の事業主体である東武タワースカイツリー株式会社に出資しているほか、東武鉄道の100%子会社で、東京スカイツリー地区における熱供給システムを導入

し、事業化を行う株式会社東武エネルギーマネジメントに対し、融資を実施しています。



平成24年5月に開業した東京スカイツリー®

### 投資事例：有限会社東京プライムステージ

有限会社東京プライムステージ(本社：東京都千代田区)は、みずほ銀行大手町本部ビルと大手町フィナンシャルセンターの立地する千代田区大手町1丁目6番地における大規模複合ビル開発事業「(仮称)大手町1-6計画」のため、東京建物株式会社および大成建設株式会社の出資により設立された特別目的会社(SPC)です。

この計画は、基準階面積900坪強の最先端オフィス床と最高級ラグジュアリーホテルの入居するホテル床を持つ高層ビルの建設に加え、敷地内に約3,600平方メートルの広さの緑地を整備するプロジェクトであり、平成26年春に竣工する予定です。

DBJはリードアレンジャーとして、26金融機関が参加し国内最大級の規模となる総額2,700億円のシンジケート・ローンを組成しました。



完成予想図

## DBJ Green Building 認証制度

持続可能な社会の実現に向けて、環境や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。近年、不動産を取り巻くステークホルダーに対し、「経済性」だけでなく、「環境・社会への配慮」を併せ持つ不動産を供給する事業者の先進的な取り組みが進みつつあります。

### 投融资事例：ヒューリック株式会社・日本土地建物株式会社

DBJは、ヒューリック株式会社（本社：東京都中央区）と日本土地建物株式会社（本社：東京都千代田区）が共同で建設した「仙台ファーストタワー」（宮城県仙台市）に対して、「DBJ Green Building認証」を実施し、「極めて優れた『環境・社会への配慮』がなされたビル」として「ゴールド」の認証を付与しました。

「仙台ファーストタワー」は、平成21年6月に竣工した最新鋭のオフィス・商業複合ビルです。今回の認証では、環境・省エネに配慮した技術を取り入れると同時に免震装置を備えていることに加え、長時間の稼働に対応可能な非常用予備電源の設置等による優れた防災性能も有している点、また、公共的屋内広場のアトリウムで各種イベント等を開催して地域に根ざしたビル運営を行っている点などが、高く評価されています。



仙台ファーストタワー

### 投融资事例：飯野海運株式会社

飯野海運株式会社（本社：東京都千代田区）は、原油・ガスおよび石油化学製品等のタンカー輸送と石炭・製紙原料および肥料原料等のドライバルク輸送を主力とする海運事業と、東京都内に有する複数の賃貸オフィスビルにより不動産事業を展開しています。同社は、この2つの事業を社業の両輪と位置づけ、両事業における環境負荷の低減に取り組んでいます。

DBJは、飯野海運が所有する「飯野ビルディング」（東京都千代田区）および「汐留芝離宮ビルディング」（東京都港区）に「DBJ Green Building認証」を実施しました。このうち、平成23年10月に開業した飯野ビルディングは、都心における文化・芸術をはじめ知的活動の交流拠点として、コンサートや講演会などに利用できる「イイノホール」および「イイノカンファレンスセンター」を併設し、また、自然環境との調和を目指し、敷地内に日比谷公園からの緑の景観をつなげる植栽帯「イイノの森」を整備する計画を有しています。DBJは、飯野ビルディングに最高ランクの「プラチナ」

の認証を付与するとともに、その建設資金に関し、「DBJ環境格付」に基づく融資を実施しました。「DBJ Green Building認証」と「DBJ環境格付」の同時適用は、全国で初の事例となります。一方、汐留芝離宮ビルディングには、「ゴールド」の認証を付与しました。



飯野ビルディング

## DBJ 環境格付融資

地球環境問題が喫緊の課題となり、企業は環境に配慮した事業運営を求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資活動を行うことで持続可能な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

「DBJ環境格付」融資金額の推移は下のグラフのとおりです。平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)の実績は1,299億円と前年度比約66%増、平成16年度からの累計は4,912億円となりました。

## ● DBJ 環境格付融資の実績



注1. 平成16年度～平成19年度は旧DBJの数値です。

注2. 平成20年度の数値は、旧DBJの数値(平成20年4月から9月までの数値)を含んでいます。

環境格付の評価内容については、得点率の実績や環境政策動向などを踏まえた改定作業を行っており、その際、外部専門家のアドバイスを受けるため、毎年度、「DBJ環境格付アドバイザー委員会」を開催しています。平成24年度版シート改訂では、ISO26000が発効したことを踏まえ、昨年度と同様にCSR(企業の社会的責任)関連の設問を拡充したほか、近年の海外におけるScope3の開示要求の高まりなどの動向を踏まえ、サプライチェーンの重要性に配慮し、サプライ(バリュー)チェーンに関する設問の再整理を行っています。



DBJ環境ロゴマーク

## 投融資事例：株式会社LIXILグループ

株式会社LIXILグループ(本社：東京都千代田区)は、住まいと暮らしの総合住生活企業であり、「人びとの暮らしが地球と調和することを願い、住まいづくりのあらゆるプロセスにおいて、環境に配慮した主体的な取り組みを続けていきます」との環境理念のもと、環境経営を推進しています。

DBJは同社グループ全体に対し環境格付評価を実施し、同制度に基づき他の金融機関15行とともにシンジケート・ローンを組成しました。

格付評価においては、①自社の事業による生態系への影響をアセスメントし、生物多様性に関する具体的な展開を進めている点、②他社製品を含めた住宅リフォーム廃材の再資源化を推進している点、③国内拠点でのCO<sub>2</sub>排出量削減に向けて高い目標を掲げ、生産効率の改善等を推進している点、④メガソーラーなどの

再生可能エネルギーの導入を積極的に推進している点、⑤住宅建材のトップ企業として、多彩な環境配慮製品を開発および展開している点などを、高く評価しました。



製造における再生可能エネルギーの導入



住宅リフォーム廃材を収集・リサイクルする「エコセンター」

## DBJ 環境格付融資

## 投融資事例：株式会社商船三井

株式会社商船三井（本社：東京都港区）は、中期経営計画「GEAR UP! MOL」の柱のひとつである環境戦略に基づき、世界トップクラスの海運会社としての実績に裏づけられた環境マネジメント体制のもと、海運サービスが本来持つ高い環境効率の一層の強化および安全運航の徹底という形で、海運業界における環境経営像を示しています。

DBJは、格付評価において、①次世代船構想プロジェクト「船舶維新」において、実現可能性を重視したエコシップ要素技術の導入ロードマップを策定・実行することにより、ハード面での環境負荷低減を推進している点、②ソフト面での取り組みとして、蓄積してきた効率的運航に資するノウハウを集約した「ECO SAILING」の徹底によりCO<sub>2</sub>排出量の低減を実現した点、③安全運航に資する取り組みとして、全運航船舶の動向をモニターし、気象および海賊・テロ情報等の提供を24時間体制で行う「安全運航支援センター」を開設している点などを高く評価し、融資を実施しました。

## 次世代船構想「船舶維新」プロジェクト



ISHIN-I  
自然エネルギーを利用した  
ハイブリッド自動車船



ISHIN-II  
LNG燃料を使用した  
フェリー



ISHIN-III  
高効率排熱エネルギー回収  
システムを利用した  
大型鉄鉱石専用船



- (1) 減速運航の適切な実施
- (2) 気象・海象予測、最適トリム
- (3) 最適航路の選定
- (4) 船の浸水表面積の軽減
- (5) 機器類の運用・保守の最適化
- (6) 省エネ船型の開発
- (7) PBCFの装着等の対策

「ECO SAILING」による効率的な運航

## 投融資事例：株式会社ホテルゆのくに

株式会社ホテルゆのくに（本社：石川県加賀市）は、山代温泉において国際観光ホテル整備法登録旅館「ゆのくに天祥」を運営する旅館業者です。ホテルゆのくにには、顧客の満足度と環境負荷の低減を両立させること、地域の文化・環境の重要性を体感する機会を提供することを環境配慮サービスととらえ、歴史ある山代温泉を代表する旅館として、地域と調和した環境活動に取り組んでいます。

DBJは、格付評価において、①従業員の環境改善提案を積極的に水平展開するなど、日々の改善を通じた

省エネ活動を推進している点、②省エネ計測監視設備の導入によるビルエネルギーマネジメントシステムを構築し、水量や燃料消費量の「見える化」を徹底するとともに、温泉の効率的利用やデマンドコントロール装置の導入による電力コストの削減等を実現している点、③関連施設「伝統工芸村ゆのくにの森」を通じて、加賀の伝統文化や自然環境の大切さを観光客に発信している点などを高く評価し、融資を実施しました。



水量や燃料消費量の「見える化」の徹底



伝統工芸村ゆのくにの森

## 環境技術

地球温暖化やエネルギー問題などさまざまな環境問題を解決し、循環型社会の形成を促進するためには、企業が技術開発に取り組むことができるよう金融面からのサポートが重要です。企業の技術力の向上、ノウハウの取得・蓄積とともに、さまざまな成長段階・規模に応じた企業への円滑な資金供給が必要となっています。

### 投融資事例：東邦チタニウム株式会社

東邦チタニウム株式会社（本社：神奈川県茅ヶ崎市）は、世界でも有数の金属チタン製錬メーカーであり、航空機材料や一般工業用材料を世界に供給しています。そのほか、ポリプロピレンの製造用触媒および電子部品材料などの機能化学品事業を手がけています。

DBJは、東邦チタニウムに対し、北九州市にある八幡工場において、世界で初めて量産化に成功したDCスラブ®を生産する大型電子ビーム（EB）溶解炉の増設工事に向けて、融資を実施しました。

この融資は、福岡県、北九州市および福岡市の3者が共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」計画に掲げる、グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成に寄与する設備投資であり、「国際戦略総合特区※支援利子補給金」の全国初の適用事例です。

※「総合特区」とは、政府の掲げる新成長戦略に基づき創設された制度。国際競争力の強化あるいは地域の活性化に向けて、国による指定を受けた地域に対して規制の特例措置を中心に税制・財政・金融上の支援措置等を複合的に実施する。



八幡工場

DCスラブ®(左)と従来インゴット(右)

### 投融資事例：ランドソリューション株式会社

ランドソリューション株式会社（本社：東京都港区）は、水処理および土壌・地下水浄化事業の大手であるクリタグループにおいて、土壌・地下水汚染リスクへのトータルソリューションを提供する会社です。

土壌・地下水汚染は、地下の目に見えないところで発生するため、汚染状態を把握するのが極めて困難であり、放置すれば生態系に深刻な影響を与える恐れがあります。

ランドソリューションは、そうした状況を解消するため、先進的な「土壌・地下水汚染リスク定量化システム」を開発しました。そして、このシステムを活用し、土地の調査・評価から浄化工事、さらには土地の有効活用・流動化、リスクヘッジまで一貫してサポートする、独自の土壌・地下水汚染対策ビジネスを展開しています。

DBJは、土壌・地下水汚染問題に最適なソリューションを提供することにより、環境負荷の低減に貢献するランドソリューションに対し、出資を行っています。DBJは、新たな環境配慮型ビジネス市場の開拓に取り組む企業を、これからも積極的に支援していきます。



掘削工事現場

## 医療・福祉

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した施設の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の充実や関連施設・機器等の整備に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

## 投融资事例：株式会社サクセスアカデミー

株式会社サクセスアカデミー（本社：神奈川県藤沢市）は、「子育て支援」をテーマに、事業所内受託保育事業および公的保育事業を展開する民間保育サービス事業者です。事業所内受託保育分野では、病院内保育施設の運営を中心に20年以上の実績を有し、140カ所を超える病院・大学・企業内保育施設を運営しています。また、公的保育分野においては、直営の認可・認証保育所「にじいる保育園」の運営、学童クラブや児童館の受託運営など、50カ所を超える施設を運営し、多様な子育て支援サービスの提供を行っています。

サクセスアカデミーは、平成24年4月に「にじいる保育園」6施設を新たに開設していますが、平成25年度以降の新規開設に向けて準備を積極的に進めています。

DBJは、子育て支援サービスを提供し、保育所入所待機児童問題の解消に貢献するサクセスアカデミーに対し、「DBJスマートジャパンプログラム」に基づく融資を実施しました。



にじいる保育園

## 投融资事例：社会医療法人河北医療財団

社会医療法人河北医療財団の中核である河北総合病院（所在地：東京都杉並区）は、24時間体制の救急医療を行うなど、地域の救急・急性期医療において中心的役割を果たしています。また、近年は地域の幅広い医療ニーズに対応するため、河北リハビリテーション病院、健診センター、家庭医療学センター、介護老人保健施設を開設するなど、積極的に医療提供体制の整備を進めています。

DBJは、公益財団法人日本医療機能評価機構（JCQHC）の協力を得て、医療機能の高度化、環境配慮・防災および事業継続対策に注力する病院を支援する新しい融資メニュー「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設しました。

DBJは、河北医療財団を「環境への配慮に対する取り組みが先進的」であり、「防災および事業継続への取り組みが優れている」と評価し、「DBJビジョナリーホスピタル」として認定し、融資を実施しました。



手術風景

## 医療・福祉

## 投融資事例：社会医療法人財団石心会

社会医療法人財団石心会は、神奈川県川崎市、埼玉県狭山市を中心に、2つの病院と6つのクリニックおよび11カ所の介護関連事業所を運営しています。石心会の中核病院のひとつである川崎幸病院（所在地：神奈川県川崎市）は、昭和48年の開院以来、約40年にわたり地域医療に携わっており、国が定める平成24年度DPC（診断群分類包括評価）対象病院の医療機関群においては、「診療密度」「医師研修の実施」「高度な医療技術の実施」「重症患者に対する診療の実施」の実績要件において大学病院本院と同等の内容とされる病院群（Ⅱ群）に入りました。

DBJは、建物の老朽化や手狭さを解消し、救急・急性期医療分野のさらなる機能強化を図るため、川崎幸病院の新築移転を決めた石心会に対し、融資を実施しました。

川崎幸病院は、川崎市南部の拠点病院として、ますます救急・急性期医療に貢献することが期待されます。



川崎幸病院

## 『医療経営データ集 2012』

平成24年7月、DBJと株式会社日本経済研究所の監修により刊行。

病院の経営改善のサポートに向けて、現状を総合的に俯瞰するために必要な最新の基礎データとして、下記のような情報をコンパクトな形で提供しています。

- 【巻頭特集】転換期における医療経営（診療・介護報酬改定、トピックス）
- 医療を取り巻く環境の現状分析（施設動向、経営動向）
- 病院経営に関する現状分析（運営費、建設費、資金調達動向等）
- 病院経営に関するトピックス（病院経営改善事例、救急医療の状況等）



## DBJ 健康経営（ヘルスマネジメント）格付融資

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、従業員の満足度の向上、企業の生産性の向上、優秀な人材の確保、健康保険組合の財政改善等につながります。将来的な労働人口の減少が課題となるなか、従業員の健康管理を経営的視点からとらえ戦略的に実践する「健康経営」は、持続可能な社会の実現のために、重要なテーマとなっています。

### 投融資事例：花王株式会社

花王株式会社（本社：東京都中央区）は、明治20年の創業以来、衣料用・台所用洗剤、ヘルスケア製品等、家庭用品のメーカーとして、トイレタリー部門ナンバーワンの地位を築いています。また、個々の従業員の力を最大限引き出すべく、早くから安全・清潔な職場環境の確立とワーク・ライフ・バランスの風土づくりに努めており、品質の高い商品の提供と企業ブランド価値の向上を実現しています。

DBJは、格付評価において、トップの明確なメッセージとしての「花王グループ健康宣言」のもと、①健診データ、レセプトデータ等の定量数値や社内従業員調査等の定性情報をもとに自社従業員の健康レベルの適確な把握・分析に努めている点、②その分析結果に基づき自社の重点施策を明確化のうえ、中期計画を策定し、それに合わせた施策を事業者、健保組合、産業医、外部専門家が協力して実施する体制を構築している点、③当該仕組みを現場レベルに対しては、「健康づくり実務責任者・担当者」を設置することで末端まで浸透させ、経営層に対しては、「健康づくり推進委員会」を通じた報告・改善の場を設け、経営管理課題として全社的に健康づくり事業を位置づけている点、等のまさに組織内で「健康経営」のPDCAサイクルが定着・運用されていることを高く評価し、融資を実施しました。

#### 「花王グループ健康宣言」 5つの支援

- 1 生活習慣病対策**
  - 予防のための保健指導
  - 生活習慣改善への支援
- 2 メンタルヘルス対策**
  - 問診システム導入による早期対応体制の構築
  - マネジャーのメンタルヘルス対応研修
- 3 禁煙対策**
  - 「花王グループ禁煙マラソン」開催
  - 2010年度で計293名参加、136名禁煙達成
- 4 がん対策**
  - 法定健診にがん検診項目を付加
- 5 女性の健康対策**
  - 啓発と婦人科健診の受診率向上

花王グループ健康宣言

## 再編・再生

1990年代後半の不良債権問題の発生以降、企業再生・事業再生は大きな課題となりました。近年は、国際的な金融秩序の混乱や経済のグローバル化の進展などから、企業を取り巻く事業環境の変化は加速する一方で、事業性を有する企業の再生等をいかに円滑に進めるかが、再生事業者、金融機関にとって大きな課題となっています。

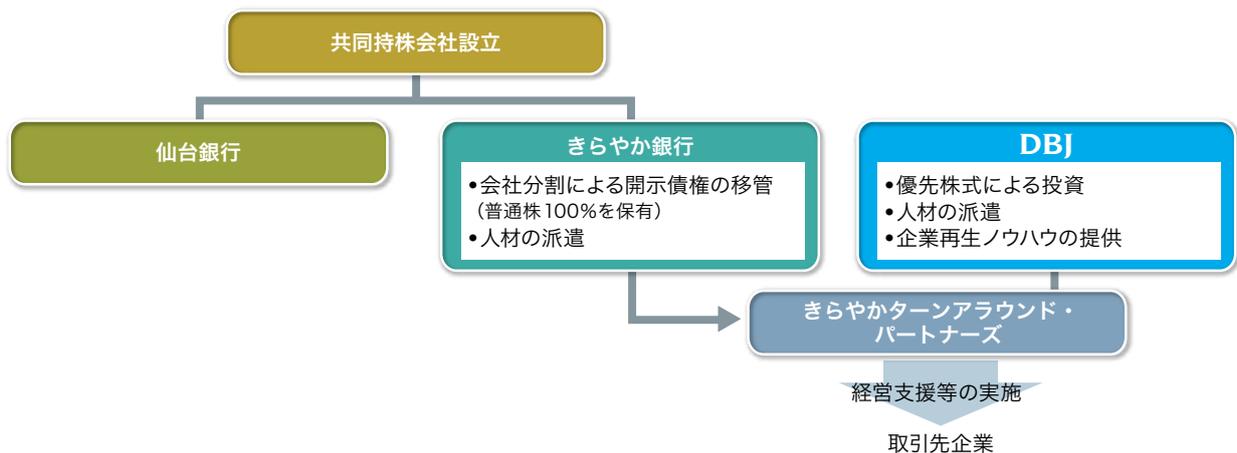
### 投融资事例：きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社

DBJは、株式会社きらやか銀行が取引先企業の集中的な再生支援等の実施を目的として設立した同行100%子会社であるきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（本社：山形県山形市）の事業に関し、きらやか銀行と資本および業務提携に関する協定を締結しました。きらやかターンアラウンド・パート

ナーズは、きらやか銀行の開示対象となっている約125億円相当の貸出債権等を引き継ぎ、その引き継いだ取引先の経営支援・再生支援等を行います。

DBJはきらやかターンアラウンド・パートナーズに対し、議決権のない優先株の形で約10億円の出資を行うと同時に人材を派遣することについて合意しました。

#### ● スキーム図



### 投融资事例：株式会社BookLive

株式会社BookLive（本社：東京都台東区）は、トップグループの電子書籍ビジネスを担う会社として設立され、電子書籍ストア「BookLive!」の運営と電子書籍配信プラットフォーム事業を行っています。

DBJは、三井物産株式会社、株式会社東芝、日本電気株式会社とともに、BookLiveへの出資を行いました。

BookLiveは、戦略的パートナーとして、DBJ、三井物産、東芝、日本電気の4社を新たに加えることにより、各社の長年培った知見を結集することで、サービスが乱立する国内電子書籍市場における業界標準として、総合電子書籍ストア「BookLive!」のプラットフォーム・ビューア・ストアを強化し、電子書籍の新たな可能性を追求し、事業のさらなる発展を図っていきます。



「BookLive!」のウェブサイトトップ画面

再編・再生

投融资事例：東日本大震災復興ファンド

DBJは、東日本大震災で被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成しました。

各ファンドは、被災により一時的に業況が低迷しているものの、当該地域の復興に欠かせない地域の有力企業に対して、劣後ローンや優先株等を活用したリスクマネーを提供し、震災地域の早期復興のための支援を行います。

このうち、DBJと株式会社東邦銀行が共同で出資する東日本大震災復興ファンド「ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合」(通称「ふくしま応援ファンド」)は、常磐興産株式会社(本社：福島県いわき市)に対し、優先株式10億円の引き受けを決定しました。

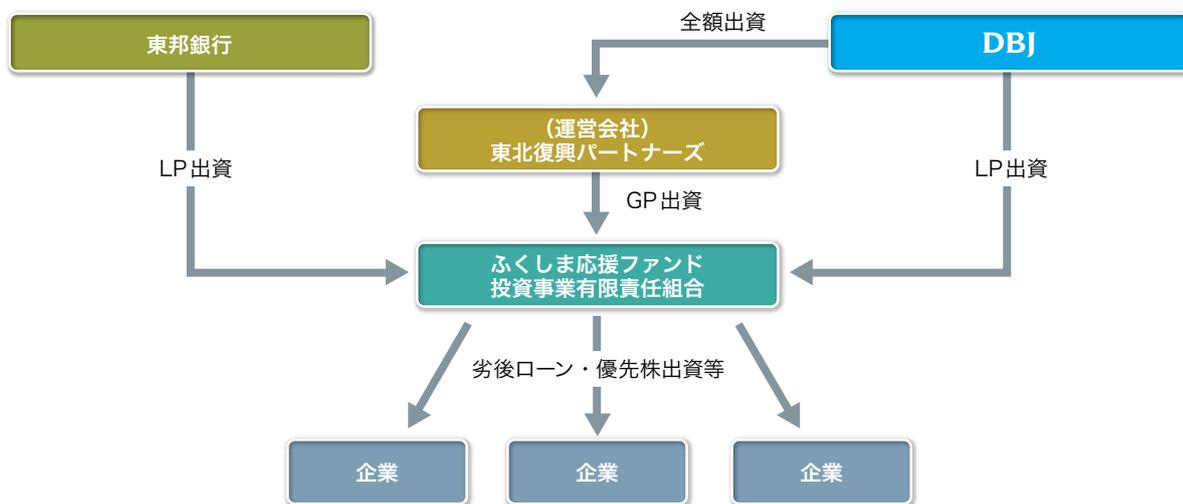
常磐興産は、屋内プール、レジャー施設、ホテルなどからなる温泉テーマパークのスパリゾートハワイアンズ(以下「SRH」)を中核事業としています。

SRHは、東日本大震災で甚大な被災を受け、長期休業を余儀なくされていましたが、復旧工事を進め、平成24年2月に全面再開しました。昭和41年の開業以来、豊富な温泉資源やフラガール等の知名度を活かして積み重ねてきた集客実績を誇るSRHの復興は、地域の復興の契機となります。



平成24年2月に新規開業したモノリス・タワー

● 東日本大震災復興ファンドスキーム図



## M&amp;A・事業提携

企業の発展の形が多様化し、アジアを中心とした海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&Aが脚光を浴びるようになりました。M&Aは、積極的な事業再構築・不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されています。

## アドバイザー業務事例：SATSグループ

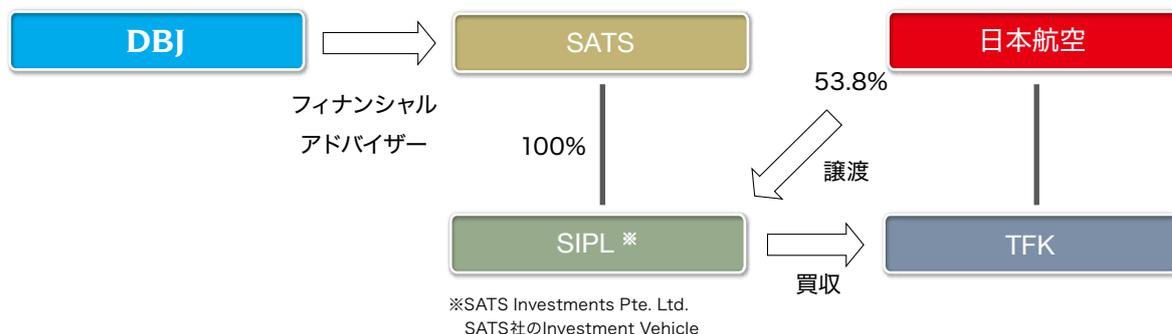
SATS., Ltd.(本社：シンガポール、以下「SATS社」)は、シンガポールチャンギ空港を拠点に、アジア域内において機内食やグランドハンドリング事業を展開している会社です。同社はシンガポール証券取引所に上場しています。

2010年7月、日本航空株式会社は保有する株式会社ティーエフケー(以下「TFK社」)株式の売却(議決権比率で53.8%)を入札により売却する意向を表明し、手続きを開始しました。

DBJは本入札に関心を表明したSATS社のフィナンシャル・アドバイザーに就任し、入札戦略の立案から買収交渉までを一貫してサポートし、2011年12月に買収手続きを完了しました。

SATS社は、日本における機内食事業のリーディングカンパニーであるTFK社の買収により、日本市場への本格参入を果たすとともに、TFK社においても顧客基盤の拡充が期待されています。

## ● TFK社買収のスキーム



## 『コンサルティング実務体系～企業ライフステージ別アプローチ』

(日本政策投資銀行[編]、株式会社きんざい発行、平成24年5月)

企業の創業・新事業開拓期(第1章)、成長期(第2章)、経営改善期(第3章)、事業再生・業種転換期(第4章)、整理・破綻期(第5章)、事業承継期(第6章)といった企業のライフステージにおける各段階の特徴を把握しつつ、それぞれのステージで求められる金融サービスの実務を分かりやすく解説しています。また、コンサルティングの必要性を明記した金融庁の監督指針にも対応しており、求められる金融サービスをはじめ、必要となるノウハウや情報を、豊富な事例を交えながら詳解した実用書となっています。



## PFI

PFI(Private Finance Initiative)事業は、従来、国や地方自治体等が担ってきた公共施設などの整備等について、民間の資金、経営力および技術力を活用して社会資本の整備、維持管理、運営等を行うものです。PFI手法を導入するメリットとしては、国や地方自治体にとっては事業コストの削減、利用者・地域住民にとっては民間のノウハウを活かした質の高い公共サービスの享受、民間事業者にとっては新たなビジネス機会の創出などがあげられます。その一方、複数事業者間の責任分担など事業実施体制上の課題、あるいはファイナンス上の課題も多く、事業遂行能力だけでなく、関係者間の調整能力や管理能力も求められます。

## 投融資事例：東京国際空港ターミナル株式会社

東京国際空港ターミナル株式会社(本社：東京都大田区)は、日本空港ビルデング株式会社を筆頭株主とし、「東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業」を受託するために設立された特別目的会社(SPC)です。

この事業は、国の基幹交通インフラをPFIで整備する初めてのケースです。

DBJは、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行との共同アレンジにて、プロジェクトファイナンス方式による融資を実施しました。航空需要、商業需要等の変動に対して、弾力的なファイナンススキームを構築することによって、着工

から30年という長期間にわたる本事業の推進を、ファイナンス面からサポートしています。



©東京国際空港ターミナル(株)

平成22年10月に開業した国際線旅客ターミナル

## 投融資事例：LONG BEACH JUDICIAL PARTNERS LLC

Long Beach Judicial Partners LLC(本社：米国カリフォルニア州ロングビーチ市、以下「LBJP」)は、カリフォルニア州政府が実施するロングビーチ裁判所プロジェクトを行うために、欧米のPPPプロジェクトに特化したインフラファンドであるMeridiam Infrastructureにより設立された特別目的会社(SPC)です。

ロングビーチ裁判所プロジェクトは、訴訟件数および収容人数においてカリフォルニア州最大級で社会的・政策的に重要である同裁判所の建て替え・運営維持事業を、パフォーマンス・ベース契約型のPPPスキーム<sup>\*</sup>を活用して民間資金によって実施する同州初の社会インフラプロジェクトです。

さらに、このプロジェクトにおいては、収入の約9割がカリフォルニア州政府から安定的なサービス購入フィーとして支払われる一方、高度なリスクマネジメントによりリスクが適切に軽減され、リスクに比して適

切なりターンが期待されています。

DBJは、LBJPに対し、欧米金融機関とともにプロジェクトファイナンス方式による融資を実施しています。

<sup>\*</sup>わが国におけるBOT方式によるサービス購入型PFI事業に類似しているが、PPP契約締結時にコスト、スケジュール、品質等のパフォーマンス目標値を明確に定める一方、プロセスの詳細を指示せず成果を重視することで、入札事業者の提案に柔軟性を認め、質の高い提案や競争の促進を促すことを目指したスキーム。



ロングビーチ裁判所完成予想図

## DBJ BCM格付融資

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、また、東日本大震災といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたす企業も少なくありません。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重大な経営課題となっています。

## 投融資事例：アルプス電気株式会社

アルプス電気株式会社（本社：東京都大田区）は、小型スイッチやセンサー、多機能操作デバイス、車載用ユニットやデータ通信モジュールなど、日常使用されるさまざまなエレクトロニクス機器向けの電子部品メーカーとして世界トップクラスのシェアを有しています。

DBJは、格付評価において、①本社を含む国内外主要事業所の耐震・免震対策や製品生産拠点の地理的分散が図られている点、②社会で顕在化した各種危機事象に対し、自社の被災の有無にかかわらず既存体制について不断の見直しを実施している点、③本社ベースでのリアルタイムな情報共有の仕組みを平時から活用し、有事にも指揮命令系統の一元化が図られ、迅速な意思決定と緊急対応が実行できる環境が整備されている点などを高く評価し、融資を実施しました。

アルプス電気では、東北地域にある7つの工場拠点が東日本大震災で被災しましたが、平時からの防災および事業継続対策への取り組み等が奏功し、被害を最小限にとどめ、通常の生産ラインへの復旧も極めて短期間に成し遂げ、国内外への供給責任を果たしています。



世界有数のシェアを誇る電子部品メーカー

## 投融資事例：TOTO株式会社

TOTO株式会社（本社：福岡県北九州市）は、衛生陶器や温水洗浄便座をはじめ住宅設備機器の製造販売メーカーとして、国内最大手の地位を確立しています。「ユニバーサルデザイン」「環境」「きずな」の3つをミッションとして掲げ、生活価値の創造に取り組んでいます。

DBJは、格付評価において、①本社を含む国内外主要事業所の耐震・免震対策や製品生産拠点の地理的分散が図られている点、②汎用部品の利用率向上および代替困難な重要部品の生産多重化により、事業を継続する際のボトルネックの解消と強靱なサプライチェーンの構築に取り組んでいる点、③重要業務の継続を主眼においた実践的なリスクシミュレーションを継続的に実施している点、④シミュレーションから得られた具体策を日常の業務プロセスの改善に適用している点などを高く評価し、融資を実施しました。

TOTOは、阪神・淡路大震災以降、国内拠点の7割の建物・設備について耐震診断・耐震補強を実施しましたが、東日本大震災を機に、当初計画を前倒しし、平成25年度までに全拠点の防災対策を完了させることとしており、今回の融資はその資金として活用されます。



世界トップレベルの技術・品質を誇る衛生陶器・住宅設備機器メーカー

## 地域活性化

人口や企業立地等の都市への集中が進み、近年、大都市圏と地方圏との経済的格差が拡大しています。さらに、地方圏のなかでも、拠点都市とそうでない地域との格差が拡大するなど、地域間格差は重層的で複雑な様相を呈しています。

今後も地域経済が持続的に存立するためには、広く国内他地域や海外市場を視野に入れた展開を図ることが重要だと考えられます。

### 投融资事例：函館山ロープウェイ株式会社

函館山ロープウェイ株式会社(本社：北海道函館市)は、夜景では抜群の知名度を誇る函館山にてロープウェイ事業を営む会社であり、函館の観光産業において中心的な役割を果たしています。

平成27年度の北海道新幹線・新青森―新函館間の開業に向け、施設の大規模改修による魅力の維持・向上を目指しており、ロープウェイの心臓部である主原動機の大規模更新のほか、今後はゴンドラの交換、展望台の改装等を予定しています。また、太陽光発電や風力発電を活用した照明設備の導入や、暖房・厨房設備の電化による重油やガス使用量の削減など、「クリーン&グリーン」を標語に環境負荷低減のための取り組みも進めています。

DBJは、函館山ロープウェイを、北海道支店の「地域元気プログラム(観光産業の未来づくり)」の対象として認定し、融資を実施しました。



125人乗りの大型ゴンドラ

### 投融资事例：プライフーズ株式会社

プライフーズ株式会社(本社：青森県八戸市)は、第一プロイラー株式会社、株式会社一冷、ゴーデックス株式会社、日本ハイパー株式会社の合併により、平成20年に新たなスタートを切りました。それぞれ従来どおりの業務を担う4つの社内カンパニーにおいて、食鳥・種豚の生産飼育、食肉処理、加工食品製造、販売、食鳥処理設備・機械のエンジニアリングを総合的に行っており、会社総体として畜産の第6次産業を実践しています。

また、主力のプロイラー生産・処理・販売および加工食品の製造・販売を担う「第一プロイラーカンパニー」において、平成15年に業界初のトレーサビリティシステムを採用したパッケージ工場を立ち上げていま

すが、食品のさらなる安心・安全を確保する新たな仕組みづくりにも取り組んでいます。

DBJは、プライフーズを、東北支店の「地域元気プログラム(グリーン・ネットワーク東北プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



五戸加工食品工場内の様子

## 地域活性化

## 投融資事例：株式会社スノーピーク

株式会社スノーピーク(本社：新潟県三条市)は、古くから金物製造が盛んな燕・三条地域でアウトドア用品はもとより、自然指向のライフスタイルの実現に向けたナチュラルライフスタイル商品の製造・販売も手がけている会社です。スノーピークは、業界のリーディングカンパニーとして、地場企業の高度な金属加工技術を核に、テントやシュラフ、小型ストーブやランタン、各種アパレルなどの企画・開発・製造を行い、それらを国内のみならず世界23カ国で販売しています。

スノーピークは、「自らもユーザーであるという立場で考え、お互いが感動できるモノやサービスを提供します」との一文を企業理念に掲げているとおり、ユーザ

ーの声に徹底的にこだわったモノづくりをしており、こうした取り組みが、「スノーピーカー」と呼ばれる熱烈なファン層を国内外に拡大させています。

DBJは、スノーピークを「DBJ成長支援プログラム(日本元気プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



本社および工場外観

## 投融資事例：株式会社シャルマン

株式会社シャルマン(本社：福井県鯖江市)は、眼鏡フレームの企画・開発・製造・販売を一貫して行う国内最大手の企業であり、「シャルマンブランド」製品を中心に、グローバルな事業展開をしています。また、産学共同研究により、パネ性や形状記憶性、ニッケルフリーといった特性を持つ新素材「エクセレンスチタン」や、微細加工が可能なレーザー接合技術の開発に成功するなど、長年の製品開発への取り組みを通じて優れた知的資産を有しています。

さらに、シャルマンは、眼鏡フレーム製造等で培った技術やノウハウを活かし、平成24年4月より、「HORITECH(ホリテック)」ブランドとして、白内障や緑内障の手術で使うハサミやピンセット等の医療器具

の製造販売を開始しました。チタン素材の医療器具は生体への適合性も高く耐食性に優れ、軽量で強度が高く、非磁性のため手術現場で操作しやすく他の器具への干渉がない等、低侵襲手術に必要な器具の特性を備えており、日本の製造業が誇る「品質」にこだわって製品化されたものです。

DBJは、シャルマンを、「地域元気プログラム(ものづくり潜在力を今こそ発揮!)」の対象として認定し、融資を実施しました。



HORITECH(ホリテック)

## 投融資事例：朝日インテック株式会社

朝日インテック株式会社(本社：愛知県名古屋市)は、産業用極細ステンレスロープで培った技術を活かし、医療機器の開発・製造・販売を主軸とする研究開発型の会社です。特に患者への身体的負担が少ない「低侵襲治療」の分野では、心疾患等の患者の治療に用いられるPTCAガイドワイヤー等の製品を提供し、患者のQOL(Quality of Life)向上を図るなど、世界に向けてオンリーワン製品・ナンバーワン製品を供給することで社会に貢献しています。

DBJは、医療機器の分野で世界的な高い技術を有す

る朝日インテックを、東海支店の「地域元気プログラム(東海次世代戦略産業支援プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



伸線技術とワイヤーフォーミング技術

## 地域活性化

### 投融資事例：近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社(本社：大阪府大阪市)は、近畿・中部地区2府3県で私鉄最長の営業路線網を運営するほか、グループで不動産業、流通業、ホテル・レジャー業等の多様な事業を展開している大手私鉄事業者です。

DBJは、近畿日本鉄道が建設を進めている高さ日本一となる超高層複合ビル「あべのハルカス」(大阪府大阪市)に対して、「DBJ Green Building 認証」を実施しました。今回の認証では、最新技術を盛り込んだ非常に優れた環境性能を有している点や、鉄道7路線と直結するアクセスの良さに加え、百貨店やホテルのほか複数のオフィスサポート施設を導入することでテナントの利便性を高め、オフィスとして極めて高いアメニティを提供している点などを高く評価し、建設中のビルに対する全国初のプラン認証※として「プラチナ(プラン認証)」を付与しました。

※竣工前の物件について、その開発計画をもとに、環境性能やテナント利便性、その他オーナーや物件関係者との間で予定されている取り組みを、「DBJ Green Building 認証」のモデルを使ってスコアリングし、その開発計画である「プラン」について認証する仕組み。



平成26年春オープン予定のあべのハルカス

### 投融資事例：株式会社ウェストバイオマス

株式会社ウェストバイオマス(本社：鳥取県境港市)は、山陰地区最大の産業廃棄物処理会社である三光株式会社が主体となって、豊田通商株式会社、日本臓器製薬株式会社とともに下水汚泥炭化処理施設の運営を手がけるプロジェクト会社です。

このプロジェクトは、汚泥炭化処理設備を民間会社主導にて建設し、鳥取県・島根県を中心に複数の自治体等から収集した下水汚泥等を乾燥・炭化させ、製鋼保温材やバイオマス燃料等としてリサイクルする先進的な取り組みであり、バイオマス利活用による温室効果ガスの削減とともに地域経済の発展を促進する、極めて意義深い事業です。

DBJは、ウェストバイオマスに対し、地元金融機関の株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行とともに総額19億円のシンジケート・ローンを組成し、融資を実施しました。



下水汚泥炭化処理施設完成予想図

### 投融資事例：協和化学工業株式会社

協和化学工業株式会社(本社：香川県坂出市)は、創業以来、「独自の技術による独自の製品開発」をモットーに、無機ファインケミカル分野において、人および環境に配慮した製品開発に取り組む化学製品製造会社です。

協和化学工業が資源の有効活用と環境保護を意識して開発・製造する医薬品原料、樹脂用添加剤、難燃剤等の製品は、現代社会に不可欠な素材として、医薬用途や工業用途にとどまらず幅広く利用されています。

DBJは、医家向け緩下剤の需要増加に対応すべく医薬製剤事業所の増設を行う協和化学工業を、四国支店

の「地域元気プログラム(素材アイランド四国応援プログラム)」の対象として認定し、融資を実施しました。



工場外観

## 地域活性化

## 投資事例：福岡地所株式会社

福岡地所株式会社(本社：福岡県福岡市)は、観光拠点として確固たる地位を築いた複合施設「チャンネルシティ博多」をはじめ、福岡都市圏を中心にオフィス・商業施設等の開発・運営を行う地場デベロッパーです。

福岡市は、九州新幹線全線開通等により、九州エリア内外からのさらなる集客が見込まれています。福岡地所は、博多駅周辺地区から天神地区に至る福岡都心部の回遊性を向上させるべく、博多駅前通りに面するチャンネルシティ博多・既存棟の隣接地に「イーストビル」を増床しました。個性的なファストファッションのテナントがそろって出店したイーストビルは既存棟とブリッジでつながり、博多駅～チャンネルシティ博多の人の流れが一層スムーズになりました。

DBJは、チャンネルシティ博多の増床を九州支店の「地域元気プログラム（アジアの玄関口・九州の地域力強化）」の対象として認定し、株式会社西日本シティ銀行をはじめ地元金融機関等と協調のうえ、融資を実施しました。



チャンネルシティ博多イーストビル

## 投資事例：株式会社カミチク・有限会社錦江ファーム

株式会社カミチクおよび有限会社錦江ファーム(本社：鹿児島県鹿児島市)は、黒毛和牛を中心とした肉用牛の繁殖・肥育から、食肉加工、外食事業まで一貫して取り組む企業グループです。既成概念にとらわれない斬新な取り組みとして、自然放牧による繁殖事業や、地域の耕作物や食品残渣を活用した飼料の製造等も進めており、安心・安全で高品質の牛肉を低コストで提供する仕組みを整えています。

DBJは、カミチクグループのこうした取り組みが、わが国畜産業の国際競争力強化等につながりうるものとして高く評価し、農畜産分野として初めて南九州支店の「地域元気プログラム(南九州を「食・健康・環境」の先進地域へ)」の対象として認定し、融資を実施しました。



譲葉育成牧場

## 海外

日本がさらなる成長を遂げるためには、海外の成長を取り込んでいくことが重要となっています。特に急速な成長を遂げているアジアにおいては、中間所得者層の成長が著しく、また、環境問題や都市化など、わが国が先に直面し克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長しているため、日本にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、アジアの成長を下支えするとともに、環境分野やインフラ分野等で固有の強みを結集し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。

## 投融資事例：タイ国際航空

タイ国際航空(本社:タイ王国バンコク市、英文社名: Thai Airways International Public Company Limited)は、タイ王国のナショナルフラッグキャリアです。タイ国際航空は、非常に発達した路線ネットワークを誇り、2010年には海外からの旅行客が1,500万人を超えたタイ王国の観光産業の中核インフラとなっています。現在、タイ国際航空は、燃料効率の高い航空機の導入を企図し、入れ替え計画を進めています。この計画により、タイ国際航空は、環境負荷を増やすことなく、より多くの利用客にサービスを提供することが可能となります。

世界各地で経済が豊かになるにつれ旅行客が増え続けており、それにともない航空需要は大きく伸び、今後20年間で世界の航空機の数は倍増することが予測されます。

こうしたなか、DBJは2011年より本格的に機材ファイナンス業務を開始し、他の国際的金融機関とともに、今後タイ国際航空の中核機材として活用されることが期待されるエアバスA330-300型機を対象としたシンジケート・ローンをアレンジしています。



タイ国際航空 A330-300型機

## 投融資事例：華潤電力控股有限公司

DBJは、電源開発株式会社および三井物産株式会社と共同で、華潤電力控股有限公司(本社:香港、以下「華潤電力」)が進める賀州発電所プロジェクトに、投資会社のJM Energy経由で出資参画しました。

このプロジェクトは、中国広西チワン族自治区賀州市で、同自治区初の超々臨界圧(USC)<sup>\*</sup>石炭火力発電所(100万kW×2基)を新設するIPP事業です。USC発電所は従来型発電所に比べ熱効率がが高く、二酸化炭素の排出量も抑制されるため、この事業は経済発展が著しい中国華南地域における電力の安定供給に貢献するとともに、省エネ・環境改善に寄与する案件となります。

DBJは、今後も、電源開発および三井物産の新たな海外電力事業展開に対し最適なファイナンスソリュー

ションを提供するとともに、中国の発電高効率化を通じた低炭素社会への移行、ひいては地球温暖化防止に取り組む華潤電力のプロジェクトを支援していきます。

<sup>\*</sup>USCはUltra Super Criticalの略。超々臨界圧発電では、蒸気条件を従来型発電より高温・高圧にして発電効率を上げる。



発電所完成予想図

## 東日本大震災対応

地震、津波、原発事故が重なり未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、わが国経済に深刻な影響を与えました。その復旧・復興には、時間軸ごとのステップを刻んだ対応、地域や被害類型に応じたきめ細かな対応に留意する必要があります。

### 投融資事例：リマテック株式会社

リマテック株式会社(本社：大阪府岸和田市)は、廃油・汚泥等をセメント原燃料として再利用可能な形態に処理する技術等、産業廃棄物の再資源化分野において独自の技術開発実績が豊富な産業廃棄物の処理等を行う事業者です。

DBJはリマテックに対して、除塩設備等建設資金を対象とした総額15億円のシンジケート・ローンを組成し、株式会社池田泉州銀行、株式会社商工組合中央金庫および地域金融機関の株式会社岩手銀行とともに融資を実施しました。

東日本大震災の津波により、多量の塩分を含む災害廃棄物が発生しました。リマテックは、同廃棄物を除塩処理するためのプラントを岩手県大船渡市に設置し、セメント業界最大手企業である太平洋セメント株式会社が岩手県から委託された災害廃棄物の処理業

務の一部(除塩処理業務)を請け負っています。この取り組みにより、災害廃棄物をセメント用原燃料として活用することが可能となり、災害廃棄物処理の促進が見込まれることから、被災地域の早期復興につながると期待されています。



除塩設備(岩手県大船渡市)

### 投融資事例：小名浜製錬株式会社

小名浜製錬株式会社(本社：東京都千代田区)は、高度成長期の昭和38年、当時急速に増大していた国内の銅需要に対応するため、日本初の共同銅製錬会社として、三菱金属鉱業株式会社(現三菱マテリアル株式会社)、同和鉱業株式会社(現DOWAグループ/DOWAメタルマイン株式会社)、古河鉱業株式会社(現古河機械金属グループ/古河メタルリソース株式会社)などの共同出資により創設されました。また、現在は、廃自動車シュレッダーダストなどさまざまな産業廃棄物の無害化処理およびリサイクル事業も推進しています。

同社の小名浜製錬所(福島県いわき市)は、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、集中的に復旧工事を進め、平成23年6月30日に操業を再開しました。

DBJは、小名浜製錬に対して、同社の復旧、復興を支援すべく、震災復興資金の融資を実施しました。



精製炉・鑄造機

## 環境マネジメント

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献する取り組みを進めています。

平成13年6月には、日本の銀行として初めてUNEP(国連環境計画)の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)に加盟しました。さらに、

平成14年11月にISO14001の認証を取得、平成23年11月には「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名するなど、環境保全とサステナブルな社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

DBJでは、平成20年10月に定めた「環境基本方針」に則り、支店・事務所の所在する地域においても取り組みを推進しています。

### 環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

#### (目的)

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

#### (投融资業務を通じた環境対策の推進)

第2条 当行は、投融资業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 投融资業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じて、お客様の環境対策に貢献する。

#### (環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進)

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

#### (オフィスにおける環境配慮活動の推進)

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達の促進
- (3) 環境汚染の予防

#### (地域における環境配慮活動の推進)

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

## 環境基本方針の実践

### 投融资業務を通じた環境対策の推進

DBJは、投融资業務を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 「DBJ環境格付」融資 →P.50、84～85
- 「DBJ Green Building 認証」制度 →P.51、83

### 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 環境をテーマとしたコミュニケーション →P.76
- 地域活性化に向けたコミュニケーション →P.76
- 国際協力でのコミュニケーション →P.76～77

### オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進

#### 省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コピー・印刷用紙使用量(kg)	95,992	93,189	100,494
廃棄物排出量(kg)	76,030	61,610	63,530
電力使用量(万kWh)	482	450	353
水使用量(m <sup>3</sup> )	24,856	25,411	24,105

(注) すべて本店ビルのみ。

## (2) 環境配慮物品の調達促進

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んできました。民営化後も継続してグリーン購入を行っています。

### 代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成23年度
紙類	100%
文具類	95.3%
オフィス家具類	94.6%
OA機器	98.2%
照明	95.9%
インテリア	100%

(注) 印刷用紙、メディアケース、タックラベルなど、市場に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品が十分に供されていない、もしくは機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得ない物品については除く。

## (3) 環境汚染の予防

環境法規制を遵守しています。

## 地域における環境配慮活動の推進

DBJは、ヒートアイランド対策など地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献しています。

### ○本店

#### 打ち水プロジェクト2011

大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会/一般社団法人大丸有環



境共生型まちづくり推進協会/NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会)、環境省、東京都、千代田区の主催する「打ち水プロジェクト2011」に参加しました。DBJは「打ち水プロジェクト2008」から継続して参加しています。

#### 球根と花の苗植え付けボランティア

大手町地区と日本橋地区に関わる団体や行政が参加する「千代田区アダプト公園プロモーションシステム

(CAPPS)」主催の常盤橋公園における球根と花の苗付けボランティアに参加しました。DBJは、この取り組みに継続して参加しています。



### ○関西支店

#### 関西エコオフィス宣言

平成20年度から「エコオフィス宣言」に登録し、①夏のエコスタイル、②節電の励行、③グリーン購入の推進、④自動車利用の抑制、⑤ごみの再資源化に取り組んでいます。

### ○四国支店

#### 森林間伐活動

いの町、高知県と三井物産株式会社が協働で取り組んでいる「いの町・三井協働の森事業」の間伐活動に継続して参加しています。



#### 地球にやさしいオフィス

平成21年度に高松市環境部の「地球にやさしいオフィス」に登録し、平成23年度も引き続き、①紙使用量の抑制、②リサイクル品の利用促進、③従業員へのごみ減量・資源化啓発活動、④節電・節水、⑤冷暖房の適切な温度管理に取り組んでいます。



### ○九州支店

#### 天神クリーンデー

We love天神協議会主催の「天神クリーンデー」に参加し、地域の清掃と花の苗付け運動を行いました。



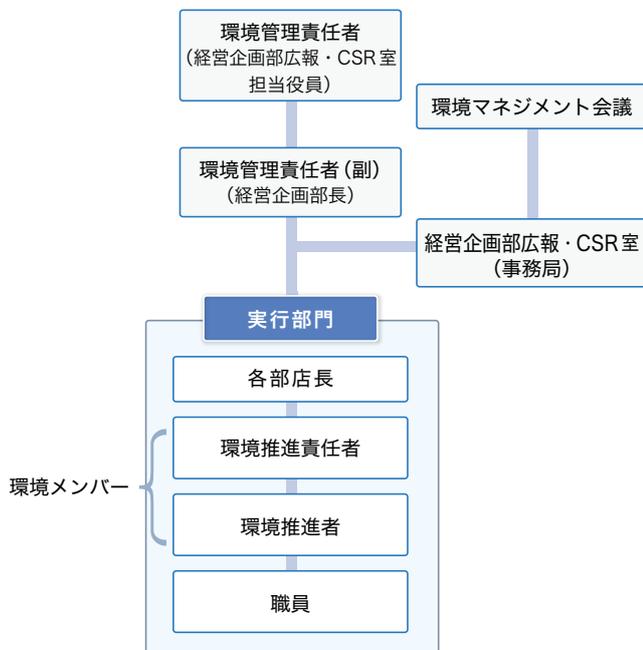
### ○その他の支店等

ペットボトルキャップや使用済み切手の寄付活動、マイ箸・マイカップ持参などの身近な取り組みを進めています。

## 環境管理体制

経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

### ● 環境管理体制



### <環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

### <環境マネジメント会議>

環境マネジメント会議において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

### <経営企画部広報・CSR室>

環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

### <環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各本店に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

### <職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

## 近年の環境分野への主な取り組み

平成11年 10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記	平成18年 8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成13年 4月	グリーン調達、環境研修開始	平成19年 7月	「CSR・ディスクロージャー誌」発行(ディスクロージャー誌にCSRレポートを統合)
6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)	平成20年 10月	株式会社日本政策投資銀行発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定
10月	UNEP「環の国 金融機関環境会議」を主催	初の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」組成	
平成14年 3月	UNEPリオ総会にて基調講演	平成21年 3月	「DBJ環境格付」融資がADFIAP Awards環境部門賞を受賞
7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)	9月	地域金融機関に対する環境格付融資体制整備への協力開始
11月	ISO14001認証取得	平成22年 1月	IFC(国際金融公社:開発途上国で投融資活動を行う世界銀行グループ最大の国際金融機関)と基本協力協定を締結
平成15年 10月	「社会環境報告書」(第1号)発行	4月	損害保険会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結
同月	金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催	12月	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(通称「低炭素促進法」)に基づく指定金融機関に選定
平成16年 4月	「DBJ環境格付」融資開始	平成23年 4月	「DBJ Green Building認証」制度創設
9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書第2号)	11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名
11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立		
12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立		
平成17年 1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任		
9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書第3号)		
10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表		
11月	ISO14001認証取得(更改)		
平成18年 5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催		

## 事業継続計画(BCP)

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、重要業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCPにおいては、継続すべき重要業務や災害からの復旧計画のほか、緊急時における役職員の初動等を定め、緊急時に必要な対応を分かりやすくまとめています。

また、重要業務の継続・復旧にかかる方針を定めるにあたっては、地震や火災といった原因事象に応じて個別に対策を検討するのではなく、大規模災害等の場合における本支店の①建物・設備、②役職員、③システムといった重要な経営リソースの被害状況に応じた対策を検討する手法を採っています。

以下では、DBJのBCPについて、その概要をご説明します。

### 1. 役職員の行動原則

大規模災害発生時等の緊急時における役職員の基本的な心構えとして、①生命身体の安全確保、②的確な状況把握、③冷静沈着な行動の3点を定めています。具体的には、まずお客様や役職員の人命・安全を最優

先し、テレビ・ラジオ等の情報に留意するとともに、パニックに陥らず冷静に避難や安否連絡等を行うこととしています。

### 2. DBJの重要業務

DBJでは、大規模災害発生時等において、①事業継続の基礎・前提となるもの(設備、要員、システム等)、②当行の社会的使命と金融の公共性(投融資実行等)、③金融市場への責任(マーケットでの決済継続)という観点から、継続すべき重要業務として、次の6項目を抽出しています。

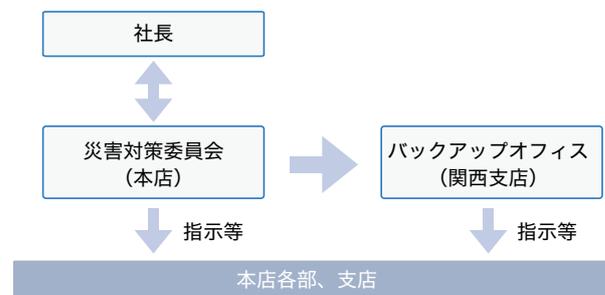
- (1) 役職員の安否確認・安全確保
- (2) 決済関連業務の中断ない継続
- (3) 災害対策委員会の確実な立ち上げ
- (4) ITシステムの維持・復旧
- (5) お客様の罹災状況の確認
- (6) 危機対応業務の迅速な実施

DBJでは、上記の重要業務の継続について最優先に対応する態勢を構築することを主眼にBCPを整備しています。

### 3. BCPの運用体制

大規模災害発生時等においては、緊急事態に対処するため、原則として本店において、社長の下に経営企画部長を委員長とする災害対策委員会を設置し、本支店に対して重要業務の継続についての指示を行うこととしています。また、本店での業務継続が困難な場合には、関西支店が代行することとしています。

#### ●BCP運用体制の概略



## 4. 事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。以下では、主な対策についてご紹介します。

### (1) システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

### (2) 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

### (3) 指揮命令系統と権限委任

重要業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

### (4) 初動対応および重要業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や重要業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部が迅速・確実に重要業務に対応できる態勢を確立しています。

## 5. BCPの実効性維持・向上のための取り組み

DBJでは、BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。

また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直

しについて、定期的に、また必要に応じて随時、経営会議において検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

## 人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であるとする資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人材」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と

安心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、わが国をあるべき方向に導く牽引力の源となるよう日々努めています。

### 人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした主体性・創造性は、常に時代をリードすることが求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJでは、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を推進する人材の育成を行っています。刻々と変化する社会のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する能力に加え、プロフェッショナルとしての専門性やスペシャリティを身につけることが必要です。こうした考えのもとで、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

### 「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的、積極的に業務に取り組み、かつその行動を発展させることができるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-

Check-Act)サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、業務実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップを図っています。

### 安心できる職場環境づくり

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置など、メンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、出産・育児に係る休暇制度、介護休暇制度の充実を図るとともに、定年後の継続雇用制度等を率先して導入しています。

DBJは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(期間：平成17年4月1日～平成22年3

月31日)の達成が認められ、平成22年10月18日に東京労働局より子育てサポート企業としての認定を受けました。具体的には、①配偶者の出産のための特別休暇や育児休業の取得促進、②子育て時間確保のための措置、③年次有給休暇の取得促進策を講じたことなどが、認定の根拠となっています。



次世代認定マーク(通称：くるみんマーク)とは、少子化対策の一環として、子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことです。

## 充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と、職員のスキルやニーズに応じて選択できる自己啓発研修や金融イノベーションに対応した各種選択研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

平成20年度からは、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を開講し、「コーポレート・ファイナンス」「M&A」「金融商品取引法」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を担う実践的

なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて高い専門能力を育成できるよう配属を行う戦略的ジョブローテーションを実施しています。こうした諸制度により、中長期的なビジョンを持って多様な実務経験を積みつつ、高い専門性のある能力を早期かつ着実に開発できる環境を整備しています。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度をより充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、各人の能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

### ●DBJの人材育成制度

	階層別研修	業務関連研修				業務関連(自己啓発)	外部派遣等	
↑ 職位	ライフプラン研修	トップマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資資金ミドルバック実務強化研修</li> <li>・ 債権管理研修 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス研修</li> <li>・ 金融関連法務研修 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計基準関連研修</li> <li>・ 税務基礎研修 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリュエーション研修</li> <li>・ 財務モデリング研修</li> <li>・ M&amp;A研修</li> <li>・ 不動産ファイナンス研修</li> <li>・ RM業務研修</li> <li>・ 事業再生実務研修</li> <li>・ 環境格付セミナー 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通スキル分野</li> <li>・ 問題解決、コミュニケーション</li> <li>・ ロジカルシンキング</li> <li>・ 英会話</li> <li>・ ビジネスマナー 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信教育講座、時間外通学講座 公的資格取得 等</li> </ul>
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修	マネジメント研修						
	入行2次研修	指導役研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格付・資産査定研修</li> <li>・ 投融資関連システム研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約証書作成研修</li> <li>・ 法律基礎研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務分析研修</li> <li>・ 簿記・会計知識研修</li> <li>・ 企業分析研修</li> <li>・ 個別企業分析ケーススタディ研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎ファイナンス研修</li> <li>・ 金利基礎研修</li> <li>・ デリバティブ基礎研修</li> </ul>		
	新人導入研修							<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務分析研修</li> <li>・ 簿記・会計知識研修</li> <li>・ 企業分析研修</li> <li>・ 個別企業分析ケーススタディ研修</li> </ul>
	自律的キャリア形成	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	財務会計知識の習得	金融スキルの習得など戦略・重点分野	業務遂行の基礎となる能力の習得	
	計画的・継続的な人材開発	業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応	業務上必要な知識・スキルの習得		

## より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にす民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、人権問題に関する理解を深める

ための「人権研修」、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後もこうした取り組みに一層注力していきます。

## DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデル実現の中核となる高度な企業向け金融業務を担う人材を組織的に育成するために、主に入行2年目を中心とした若手の職員を受講対象者として、「DBJ金融アカデミー」を概ね週2回のペースで開催しています。平成23年度には、現代ファイナンス入門をはじめ、コーポレート・ファイナンス、金融商品取引法、倒産・事業再生実務などの講座が開催されました。

本アカデミーを通じて、職員一人ひとりの金融力のレベルアップを図り、基礎的な知識の習得・理解の深化を目指しています。また、地域金融機関等から外部

受講者も受け入れており、DBJの金融ノウハウが共有され、幅広い分野で活用されることも期待されます。



### ■DBJ金融アカデミー カリキュラム

**平成23年度** (平成23年5月～平成24年2月)

#### [基本講座]

- 現代ファイナンス入門
- 国際金融
- 特別講義「金融政策」
- コーポレート・ファイナンス基礎
- 投資基礎
- M&A

#### [選択講座]

- ビジネス統計学
- 金融商品取引法
- 不動産ファイナンス
- IFRS会計 基礎と実践
- 倒産・事業再生実務
- コーポレート・ファイナンス演習

#### [特別講座]

- もっと前へ、ニッポン

**平成24年度** (平成24年5月～平成25年3月予定)

#### [基本講座①]

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

#### [基本講座②]

- IFRS会計 基礎と実践
- 倒産・事業再生実務
- 金融システム論
- 国際金融
- 金融力フォローアップ研修
- 金融政策

#### [選択講座]

- 不動産ファイナンス
- 行動ファイナンス

#### [特別プログラム]

- 地域金融機関向け特別プログラム

**DBJ**の役職員は、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAを承継し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代の要請に応える基盤（金融プラットフォーム）を整備し、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

---

知的資産経営 .....	110
時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」..	114



# 知的資産経営

## 企業価値と知的資産経営

### 知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

### 企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

## DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

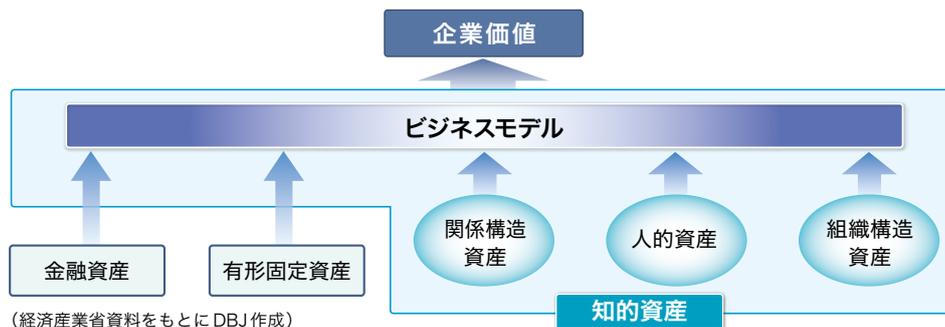
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

### ● 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



## DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤（関係構造資産）、経営陣や従業員（人的資産）、知的財産や業務プロセス（組織構造資産）の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

### 関係構造資産

DBJでは、民営化前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境配慮型経営促進事業利子補給金制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係構造資産となっています。

### 人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソ

リューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

### 組織構造資産

DBJは、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた半世紀にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの組織構造資産であるといえます。

## 知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかであって、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価

値を継続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス※よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテイラーメイドの金融ソリューションを提供しています。

※シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

## DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

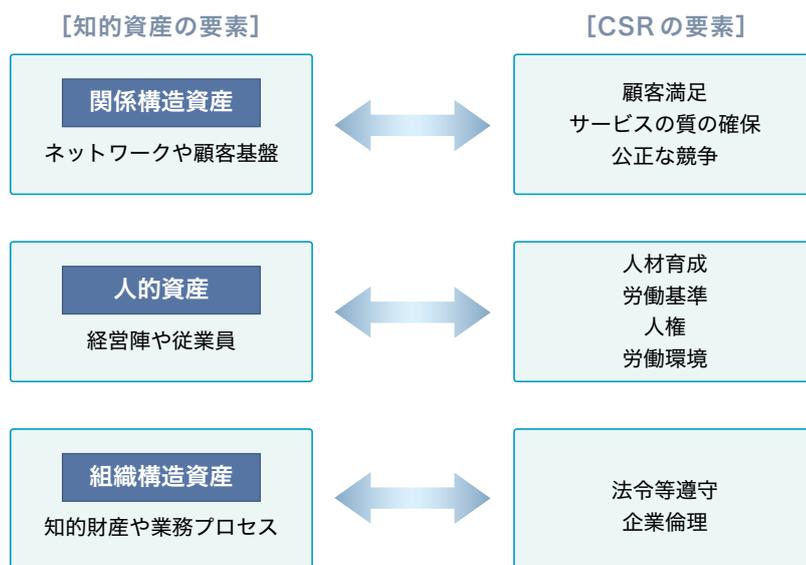
実際、「DBJ環境格付」融資や「DBJ BCM 格付」融資、

「DBJ Green Building 認証」制度を受けた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.42～58に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.78～100に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

### ● 知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

## 金融プラットフォームの定義

DBJでは、各種の金融取引を円滑に進めるために必要とされる無形のインフラの性格を有する金融技術、ノウハウ、スキームなどを、「金融プラットフォーム」と呼んでいます。金融プラットフォームを利用することによって、各経済主体は社会的に見て効率的かつ公正な金融取引を実現することができます。このようなインフラ整備的な機能は、広く社会に普及して多くの経済主体がそれから便益を受けるという意味で正の外部性を有するとともに、公共、公益的な性格を併せ持ちます。

金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。新しい金融スキームが、企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとして実効性を持つようになるためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得よう

な実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。例えば、今では多くの取り組み事例のある、PFI、PPP、シンジケート・ローンなどの金融スキームも、導入当初はアレンジメントやコーディネーションなどのノウハウやスキルが必要であったことから、それほど多くの経済主体が関与できたわけではありません。

さらに、法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

## 金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、従来から、企業のモニタリングに加え、官庁、地方自治体あるいは民間金融機関との情報交流や利害調整など、広範な情報機能を果たしています。投融資部門においては、ストラクチャードファイナンス、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザリー業務、セーフティネット機能などを実践しています。また、研究部門においては、下村治博士を初代所長に迎え、1964年7月に設立された設備投資研究所が、大学の先生を中心とする外部有識者との連携による知的資産創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」

な立場から、持続可能な経済社会の構築に向けて研究活動を推進しています（詳細は、設備投資研究所HP <http://www.dbj.jp/ricf> を参照ください）。DBJは、こうした業務を通して金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.42～58に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.78～100に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザリー業務事例」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。

**DBJ**は、金融機関として、透明性の一層高い経営を実現するとともに、社会からの信頼を得ることを第一とらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけでなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

---

コーポレート・ガバナンスの状況 .....	116
法令等遵守(コンプライアンス)態勢 .....	121
リスク管理態勢 .....	122
顧客保護等管理態勢、個人情報保護方針、 利益相反管理方針 .....	126
ディスクロージャー .....	128



## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

**企業理念**  
金融力で未来をデザインします  
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で  
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、  
ともに実現していきます —

### 固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

#### ①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

#### ②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

#### ③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

#### ①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

#### ②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

#### ③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

#### ④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

## コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### (1)会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、DBJの経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言をいただきます。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任および退任にかかる人事案の評価を行っています。

#### <取締役会および取締役>

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

#### <監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を16回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

荒川 和芳(元住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社常務取締役)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

### <社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容>

該当ありません。

### <業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、1回開催しています。

### <報酬委員会>

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

### <人事評価委員会>

取締役会の諮問機関として、社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任等に係る人事案の評価を行っています。

### <経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、40回開催しています。

### <経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

#### ①ALM・リスク管理委員会

ポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

#### ②一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定および審議

#### ③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

#### ④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

#### ⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

#### ⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

### <アドバイザー・ボード>

DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しています。

アドバイザー・ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

#### ①社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

上條 清文（東京急行電鉄株式会社取締役相談役）

橘・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社代表取締役会長）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

#### ②社外取締役

三村 明夫（新日本製鐵株式会社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

<主務大臣の認可事項>

新DBJ法（株式会社日本政策投資銀行法）により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

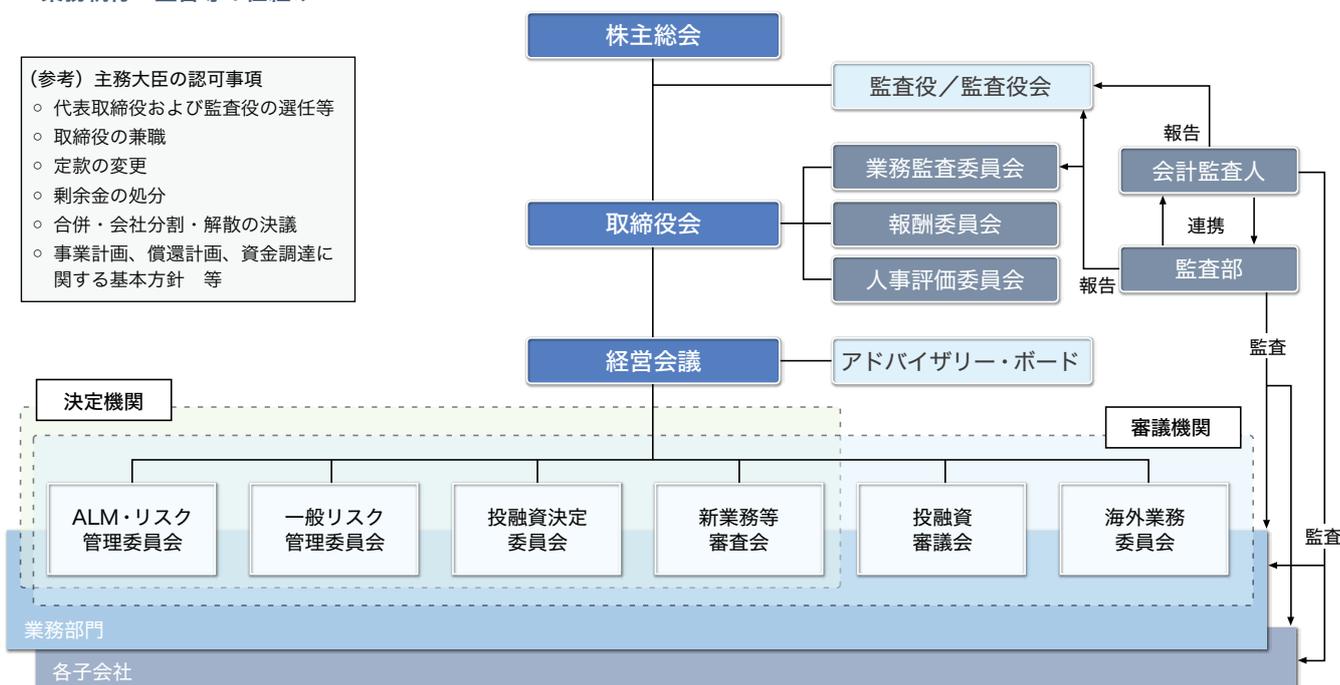
主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更

- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

●業務執行・監督等の仕組み



(参考) 主務大臣の認可事項

- 代表取締役および監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名（取締役兼務者を除く）および執行役員8名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

## 「内部統制基本方針」(全文)

### (目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

### (取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

### (取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

### (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
  - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

### (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に

資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

### (当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

### (監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

### (監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

### (取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。
3. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

### (その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。
2. 代表取締役は、監査役と定期的又は監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

### (3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成24年6月28日現在の監査部の人員は21名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

### (4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当事業年度において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、小野行雄氏（継続監査年数<sup>\*</sup>4年）、吉田波也人氏（同4年）および嶋田篤行氏（同1年）です。

<sup>\*</sup>継続年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、小野氏が4年、吉田氏が4年および嶋田氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家も含め、計49名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

### (5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式会社の代表取締役会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日本製鐵株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

### (6) 社外取締役および社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

### (7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

### (8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

### (9) 取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

### (10) 株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

## 法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守態勢については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

### 法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

- ① 役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

- ② 役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

### 法令等遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定および審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定および審議をしています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

統合リスク管理という観点においては、担当取締役

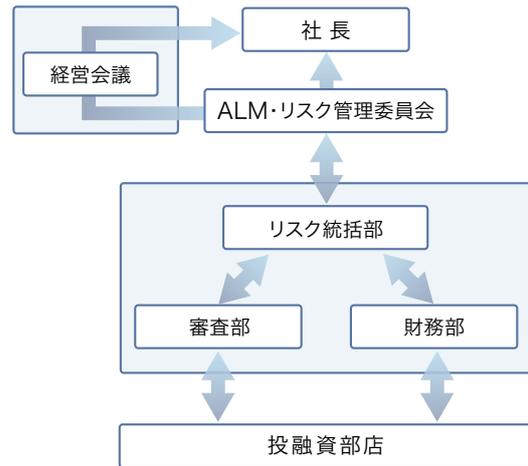
の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

## リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的なモニタリング等を行っています。

### ●ALM・リスク管理態勢の概要



## 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

### 個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

### ①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

### ②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

## ● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

## ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

## 市場リスク・流動性リスク管理

## 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

## ①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融

資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJは特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

## ②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

## 流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

## オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

### システムリスク管理

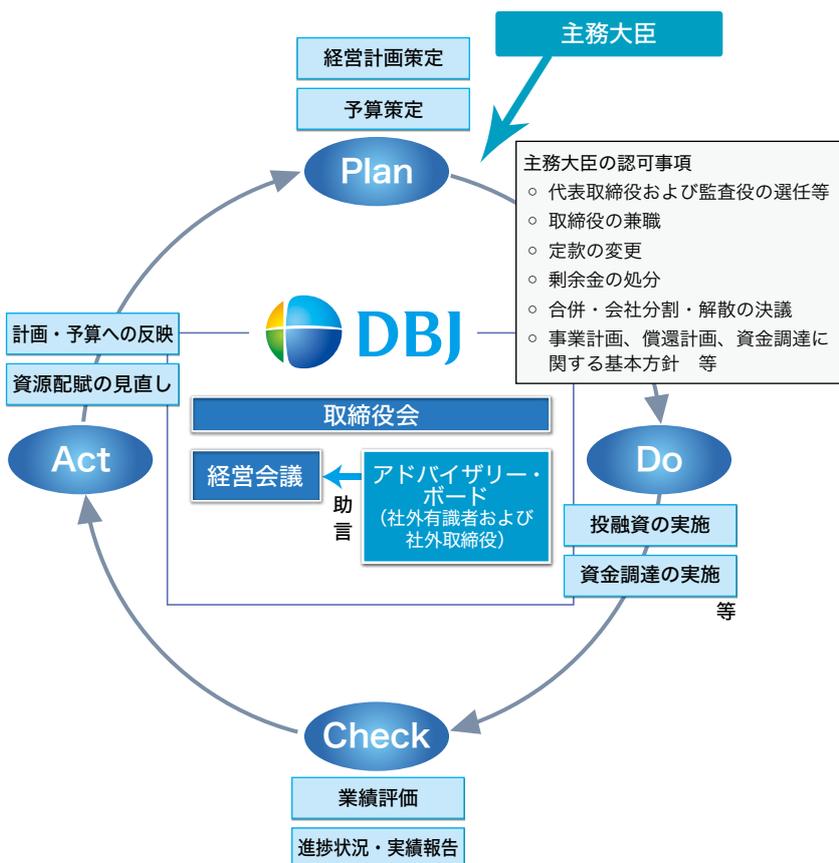
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

## PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対する  
 アカウンタビリティを全うするため、Plan→Do→  
 Check→Actというマネジメントサイクルを活用し、業  
 務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理  
 にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよ  
 う努力しています。

### ●DBJのPDCAサイクル



DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

## 顧客保護等管理基本方針・個人情報保護宣言・利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業

務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

### 個人情報保護宣言

#### 1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

#### 2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

#### 3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましても、それぞれ取得する際に明示いたします。

#### 4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

#### 5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

#### 6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

#### 7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

#### 8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法に従い、利益相反管理に関する実施の方針

を策定し、その概要を公表しています。

## 利益相反管理方針の概要

### 1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記3に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

#### (2) 対象取引の類型

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱いているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっていません。

### 3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成24年7月2日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

DBJアセットマネジメント株式会社  
 サンアローズ・インベストメント株式会社  
 ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社  
 マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社  
 DBJ Europe Limited  
 DBJ投資アドバイザー株式会社  
 株式会社あすかDBJパートナーズ  
 DBJ証券株式会社  
 South East Asia Growth Capital L.L.C

### 4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

### 5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部門の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

## ディスクロージャー

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

### 広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

### 広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

### 情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

#### ①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

#### ②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

#### ③その他

- 『季刊DBJ』（広報誌）  
季刊DBJはiPhone、iPadでもお読みいただけます。  
<http://itunes.apple.com/jp/app/id389307222>
- 「DBJニュースダイジェスト」（メールマガジン）
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>



# コーポレート・データ

---

沿革	130
役員	131
組織図	132
本支店・事務所等 所在地	133
本支店・事務所等 照会先	134
関係会社の状況	138
資本の状況	139
株式会社日本政策投資銀行法	140
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	143
東日本大震災に対処するための特別の財政援助 及び助成に関する法律	145

---

## 日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年 月	事 項
昭和26年 4月	日本開発銀行(以下「開銀」という)設立
昭和27年	開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年 6月	北海道開発公庫設立
昭和32年 4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」という)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年	開銀：高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年	開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年 4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年	開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年 7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年 1月	北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年 6月	日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年 9月	開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成 元年	開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
平成 7年 2月	開銀：震災復旧融資開始
平成 9年 9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年 12月	開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年 6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年 10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年 5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年 6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

## 株式会社日本政策投資銀行

年 月	事 項
平成20年 10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年 12月	DBJ Singapore Limited 開業
平成21年 6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
平成21年 9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
平成21年 11月	DBJ Europe Limited 開業
平成22年 3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
平成23年 5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
平成23年 12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
平成24年 3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
平成24年 6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資

代表取締役社長

橋本 徹 (はしもと とおる)

代表取締役副社長

藤井 秀人 (ふじい ひでと)

代表取締役副社長

柳 正憲 (やなぎ まさのり)

取締役常務執行役員

渡辺 一 (わたなべ はじめ)

経営企画部(広報・CSR室を除く)、情報企画部、管理部担当

取締役常務執行役員

進藤 哲彦 (しんどう てつひこ)

経理部、審査部担当

取締役常務執行役員

竹内 洋 (たけうち よう)

経営企画部(広報・CSR室)、財務部、金融法人部、国際統括部担当

取締役常務執行役員

古宮 正章 (こみや まさあき)

業務企画部、産業調査部担当

取締役常務執行役員

前田 正尚 (まえだ まさなお)

環境・CSR部、企業戦略部、地域企画部(総括)、設備投資研究所、九州支店、南九州支店担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむら あきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえた かずお)

常勤監査役

小林 健 (こばやし たけし)

常勤監査役

三谷 康人 (みたに やすひと)

常勤監査役(社外)

荒川 和芳 (あらかわ かずよし)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとう まこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はった しんじ)

常務執行役員

鈴木 貴博 (すずき たかひろ)

リスク統括部、法務・コンプライアンス部担当

常務執行役員

草野 晋 (くさの すずむ)

都市開発部、企業金融第3部、アセットファイナンスグループ担当

常務執行役員

市江 正彦 (いちえ まさひこ)

企業金融第1部、企業金融第2部担当

常務執行役員

門野 秀行 (かどの ひでゆき)

企業金融第4部担当

常務執行役員

長尾 尚人 (ながお ひさと)

企業金融第5部担当

常務執行役員

橋本 哲実 (はしもと てつみ)

中堅・成長企業ファイナンスグループ、地域企画部、北海道支店、東北支店、新潟支店、北陸支店、東海支店担当

常務執行役員

富井 聡 (とみい さとし)

資金運用グループ、企業ファイナンスグループ、企業投資グループ、ストラクチャードファイナンスグループ、シンジケーショングループ担当

常務執行役員(関西支店長)

小柳 治 (こやなぎ おさむ)

関西支店、中国支店、四国支店担当

執行役員(内部監査担当)

富塚 聡 (とみづか さとし)

執行役員(特命担当)

地下 誠二 (じげ せいじ)

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわ まさふみ)

執行役員人事部長

福田 健吉 (ふくだ けんきち)

執行役員経営企画部長

菊池 伸 (きくち しん)

執行役員リスク統括部長

蜂須賀 一世 (はちすか かずよ)

執行役員業務企画部長

大石 英生 (おおいし ひでお)

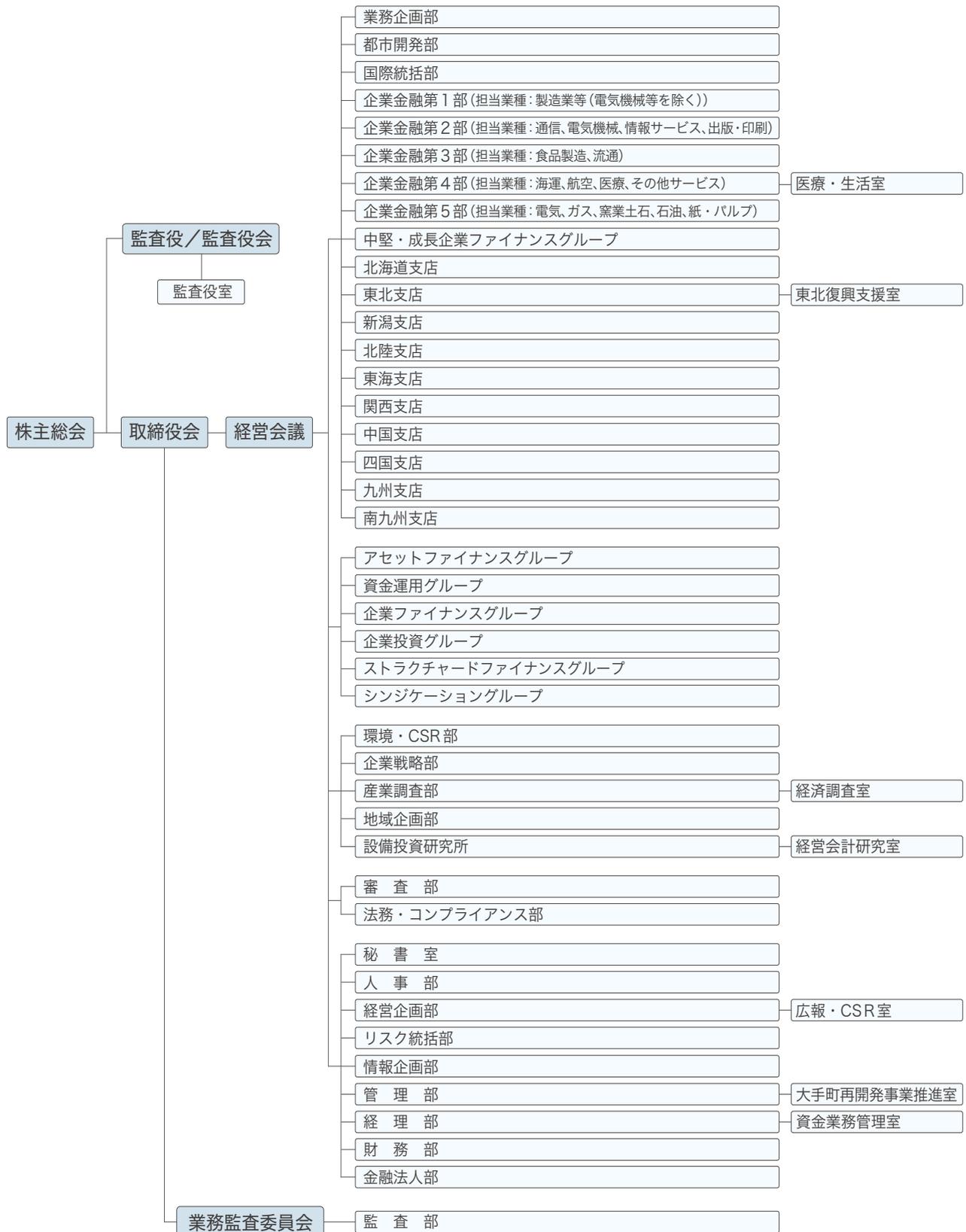
執行役員国際統括部長

川下 晴久 (かわした はるひさ)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 荒川 和芳、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

# 組織図 (平成24年7月1日現在)

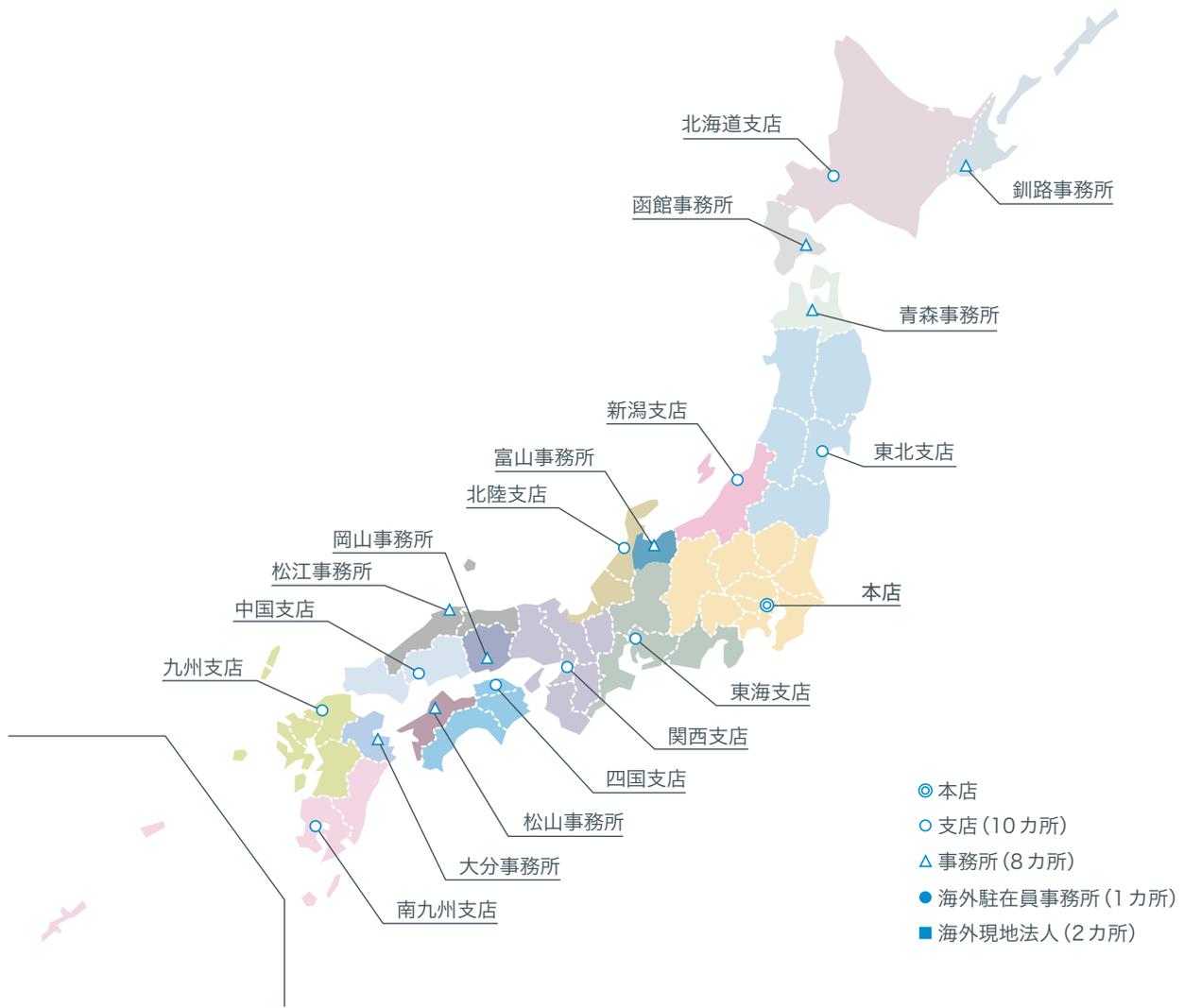


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク

海外現地法人：DBJ Singapore Limited、DBJ Europe Limited

# 本支店・事務所等 所在地 (平成24年7月1日現在)



# 本支店・事務所等 照会先 (平成24年7月1日現在)

## 本店 東京

〒100-0004  
 東京都千代田区大手町1丁目9番1号  
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



## 北海道支店 札幌

〒060-0003  
 札幌市中央区北3条西4丁目1番地  
 (日本生命札幌ビル)  
 TEL 011-241-4111 (代表)



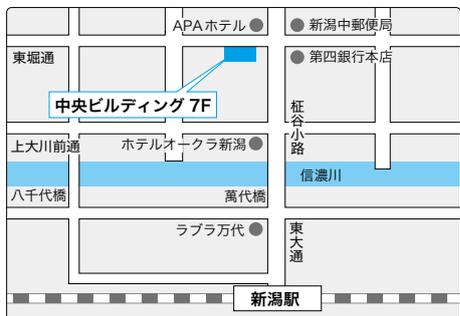
## 東北支店 仙台

〒980-0021  
 仙台市青葉区中央1丁目6番35号  
 (東京建物仙台ビル)  
 TEL 022-227-8181 (代表)



## 新潟支店 新潟

〒951-8066  
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1  
 (中央ビルディング)  
 TEL 025-229-0711 (代表)



## 北陸支店 金沢

〒920-0031  
 金沢市広岡3丁目1番1号  
 (金沢パークビル)  
 TEL 076-221-3211 (代表)

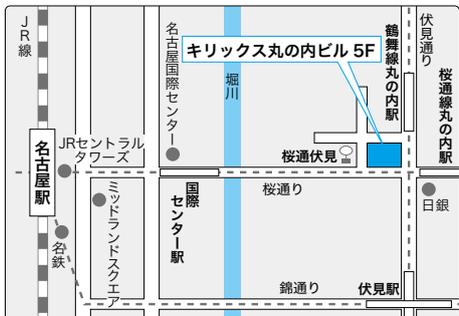


(北陸支店は、平成24年7月17日に上記住所に移転しました。電話番号に変更はありません。)

東海支店

名古屋

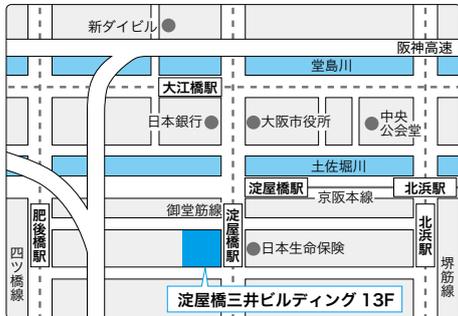
〒460-0002  
 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号  
 (キリックス丸の内ビル)  
 TEL 052-231-7561 (代表)



関西支店

大阪

〒541-0042  
 大阪市中央区今橋4丁目1番1号  
 (淀屋橋三井ビルディング)  
 TEL 06-4706-6411 (代表)



中国支店

広島

〒730-0036  
 広島市中区袋町5番25号  
 (広島袋町ビルディング)  
 TEL 082-247-4311 (代表)



四国支店

高松

〒760-0050  
 高松市亀井町5番地の1  
 (百十四ビル)  
 TEL 087-861-6677 (代表)



九州支店

福岡

〒810-0001  
 福岡市中央区天神2丁目12番1号  
 (天神ビル)  
 TEL 092-741-7734 (代表)



南九州支店

鹿児島

〒892-0842  
 鹿児島市東千石町1番38号  
 (鹿児島商工会議所ビル)  
 TEL 099-226-2666 (代表)



函館事務所

函館

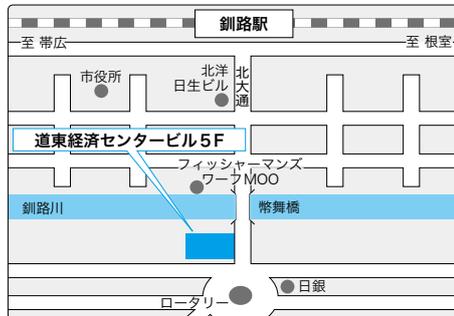
〒040-0063  
 函館市若松町 14 番 10 号  
 (函館ツインタワー)  
 TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847  
 釧路市大町 1 丁目 1 番 1 号  
 (道東経済センタービル)  
 TEL 0154-42-3789 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822  
 青森市中央 1 丁目 22 番 8 号  
 (青森第一生命ビル)  
 TEL 017-773-0911 (代表)



富山事務所

富山

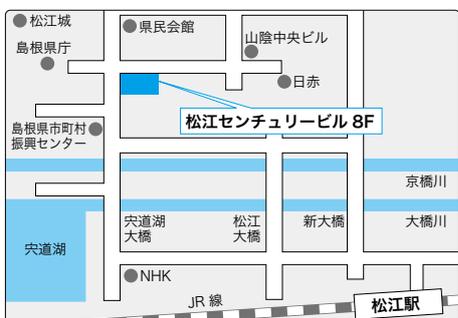
〒930-0005  
 富山市新桜町 6 番 24 号  
 (COI 富山新桜町ビル)  
 TEL 076-442-4711 (代表)



松江事務所

松江

〒690-0887  
 松江市殿町 111 番地  
 (松江センチュリービル)  
 TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821  
 岡山市北区中山下 1 丁目 8 番 45 号  
 (NTT クレド岡山ビル)  
 TEL 086-227-4311 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003  
松山市三番町7丁目1番21号  
(ジブラルタ生命松山ビル)  
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021  
大分市府内町3丁目4番20号  
(大分恒和ビル)  
TEL 097-535-1411 (代表)



相談センター

福井市 TEL 0776-36-5459    宮崎市 TEL 0985-22-1130  
(相談日は電話にてご確認ください。なお、相談日以外是最寄りの本支店に転送されます。)

海外

- **ニューヨーク駐在員事務所**  
1251 Avenue of the Americas,  
Suite 830, New York, NY 10020,  
U.S.A.  
Tel: +1-212-221-0708
- **DBJ Singapore Limited**  
9 Raffles Place,  
#30-03 Republic Plaza, Singapore  
048619  
Tel: +65-6221-1779
- **DBJ Europe Limited**  
Level 20, 125 Old Broad Street,  
London EC2N 1AR, U.K.  
Tel: +44-20-7507-6070

子会社・グループ会社等

- **一般財団法人日本経済研究所**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-2-1  
(新大手町ビル)  
TEL 03-6214-3605 (代表)
- **株式会社日本経済研究所**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-2-1  
(新大手町ビル)  
TEL 03-6214-4600 (代表)
- **DBJキャピタル株式会社**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-6-2  
(日本ビル)  
TEL 03-3231-2381 (代表)
- **DBJ投資アドバイザー株式会社**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-9-1  
TEL 03-5200-5700 (代表)
- **DBJ証券株式会社**  
〒105-0003  
東京都港区西新橋2-15-12  
(日立愛宕別館)  
TEL 03-3503-0052 (代表)
- **DBJアセットマネジメント株式会社**  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-2-2  
(アーバンネット大手町ビル)  
TEL 03-3241-5300 (代表)

# 関係会社の状況 (平成24年3月31日現在)

## 連結子会社

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が所有する 子会社等の 議決権比率(%)
DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	投資コンサルティング業務	平成15年 3月10日	40	100.00
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	新規事業を行う者に対する 出資等	平成2年 6月1日	99	100.00
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	信託受益権の取得、 信託の運用委託及び指図等	平成18年 4月3日	50	100.00
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.00
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 12月16日	〔百万シンガ ポールドル〕 <sup>1</sup>	100.00
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成21年 6月5日	〔百万ユーロ〕 <sup>7</sup>	100.00
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	不動産賃貸業等	平成22年 2月1日	80	100.00
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業等	平成21年 12月1日	68	50.58
有限会社DBJコーポレート・メザニン・ パートナーズ	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成15年 6月6日	3	100.00
UDSコーポレート・メザニン投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成18年 1月18日	29,600	50.00 (0.00)
UDSコーポレート・メザニン3号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成20年 2月15日	34,687	50.00 (0.00)
あすかDBJ投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成17年 10月28日	6,680	49.40
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成17年 10月14日	99	100.00
DBJキャピタル1号投資事業組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成22年 7月9日	986	100.00 (0.01)
DBJ新規事業投資事業組合	東京都中央区	投資事業組合	平成22年 7月9日	1,786	99.99
DBJキャピタル2号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区	投資事業組合	平成22年 10月1日	1,300	100.00 (0.01)
DBJ証券株式会社	東京都港区	証券業	平成10年 10月22日	500	66.65

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、間接議決権比率を内数として表示しております。なお、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合、あすかDBJ投資事業有限責任組合、DBJキャピタル1号投資事業組合、DBJ新規事業投資事業組合及びDBJキャピタル2号投資事業有限責任組合については、それぞれ出資割合を記載しております。

4. DBJ Singapore Limitedの設立年月日は、同社を現地法人化した日付を記載しております。

5. あすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としております。

6. DBJ証券につきましては、平成23年8月に旧日立キャピタル証券株式会社の普通株式を取得し、連結される子会社となったものであります。なお、当社は平成23年10月1日付にてDBJ証券株式会社に社名変更しております。

7. 連結される子会社は17社、持分法適用関連会社は15社であります。

## 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248(注)3	1,060,466 (注)3
平成21年9月24日 (注)4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注)4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466
平成23年12月7日 (注)5	—	—	6,170	1,187,364	—	1,060,466
平成24年3月23日 (注)4	8	43,632	424	1,187,788	—	1,060,466

- (注)1. 平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。  
 なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。
2. 平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。  
 なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。
3. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
4. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。  
 発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
5. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、新DBJ法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、新DBJ法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は平成23年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。  
 当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
6. 上記同様、平成24年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

## 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

**第一条(目的)**

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

**第三条(業務の範囲)**

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金

融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

**第五条(日本政策投資銀行債の発行)**

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

**第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)**

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

**第十二条(株式)**

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

**第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)**

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十五条 (代表取締役等の選定等の決議)**

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第十六条 (取締役の兼職の認可)**

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

**第十七条 (事業計画)**

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十八条 (償還計画)**

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十九条 (認可対象子会社)**

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

**第二十条 (定款の変更等)**

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第二十二条 (財政融資資金の運用に関する特例)**

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

**第二十三条**

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

**第二十五条 (債務保証)**

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

**第二十九条 (主務大臣)**

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

**附則****第二条 (政府保有株式の処分)**

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

**第三条 (この法律の廃止その他の措置)**

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

**第四条 (準備期間中の業務等の特例)**

会社はその成立の時において業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則

第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

#### 第九条(出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

#### 第十五条(政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

#### 第十六条(承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

#### 第十八条(主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、

第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

#### 第六十六条(検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

#### 第六十七条(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

### 株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。

- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。

- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

## (政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

## (国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

## (国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

## (国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

## (登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

**(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)**

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

**(調整規定)**

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。）の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用

については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第四条」とする。

**(政令への委任)**

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議**

参議院財政金融委員会  
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。
- 一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

- 一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

# 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号:抜粋)

## (株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六条 東日本大震災による被害に対処するために株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。第百三十三条において同じ。)の円滑な実施のために行われる出資及び国債の発行又は償還については、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認めるとあるのは「危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めると」と、同法附則第二条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用する。

## 附則

### (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

### (株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

### (株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「附則第二条の二」の下に「(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法附則第二条の四第二項」を「この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項」に改める。

(参考1) 株式会社日本政策投資銀行法附則(株式会社日本政策投資銀行法改正法による改正後及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「財特法」による改正・読み替え後)

## (政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

## (政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

## (国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

## (国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十七年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

**(参考2) 株式会社日本政策投資銀行法改正法附則(財特法による改正後)****(検討等)**

第二条 政府は、平成二十六年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対

応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

# 財務の状況

<b>I. 経理の状況（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月）</b> . . . . .	<b>148</b>
<b>連結財務諸表等</b> . . . . .	<b>149</b>
<b>連結財務諸表</b> . . . . .	<b>149</b>
連結貸借対照表 . . . . .	149
連結損益計算書 . . . . .	150
連結包括利益計算書 . . . . .	151
連結株主資本等変動計算書 . . . . .	152
連結キャッシュ・フロー計算書 . . . . .	153
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 . . . . .	154
追加情報 . . . . .	156
注記事項 . . . . .	156
連結附属明細表 . . . . .	180
<b>財務諸表等</b> . . . . .	<b>182</b>
<b>財務諸表</b> . . . . .	<b>182</b>
貸借対照表 . . . . .	182
損益計算書 . . . . .	184
株主資本等変動計算書 . . . . .	185
重要な会計方針 . . . . .	186
注記事項 . . . . .	187
附属明細表 . . . . .	193
<b>主な資産及び負債の内容</b> . . . . .	<b>194</b>
<b>II. 参考情報</b> . . . . .	<b>195</b>
財務諸指標 . . . . .	195
開示債権と引当・保全の状況 . . . . .	202
金融再生法開示債権の状況 . . . . .	203
リスク管理債権の状況 . . . . .	204
自己資本比率の状況 . . . . .	205
<b>III. 自己資本充実の状況</b> . . . . .	<b>207</b>
自己資本比率の状況（連結） . . . . .	207
自己資本比率の状況（単体） . . . . .	210

## I. 経理の状況(平成23年4月～平成24年3月)

---

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

## 【1】連結財務諸表等

## (1)【連結財務諸表】

## ①連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
現金預け金		233,297		175,618
コールローン及び買入手形		61,852		89,500
買現先勘定		—	※2	152,889
金銭の信託		24,819		24,423
有価証券	※1, 7, 10	1,165,580	※1, 7, 10	1,176,622
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8	13,031,480	※3, 4, 5, 6, 7, 8	13,645,469
その他資産	※7	122,296	※7	132,487
有形固定資産	※9	181,486	※9	180,962
建物		9,191		8,682
土地		47,808		45,562
リース資産		74		59
建設仮勘定		123,589		124,802
その他の有形固定資産		822		1,856
無形固定資産		5,960		7,057
ソフトウェア		3,872		5,924
リース資産		69		39
その他の無形固定資産		2,018		1,092
繰延税金資産		36,137		18,854
支払承諾見返		145,068		128,518
貸倒引当金		△161,607		△151,448
投資損失引当金		△1,158		△1,072
<b>資産の部合計</b>		<b>14,845,213</b>		<b>15,579,881</b>
<b>負債の部</b>				
債券	※7	3,312,713	※7	3,130,495
借入金		8,576,482		9,170,553
短期社債		—		50,999
社債		316,675		541,327
その他負債		52,981		78,631
賞与引当金		4,581		4,694
役員賞与引当金		17		12
退職給付引当金		25,885		13,484
役員退職慰労引当金		52		55
偶発損失引当金		711		—
繰延税金負債		48		43
支払承諾		145,068		128,518
<b>負債の部合計</b>		<b>12,435,218</b>		<b>13,118,816</b>
<b>純資産の部</b>				
資本金		1,181,194		1,187,788
資本剰余金		1,060,466		1,060,466
利益剰余金		132,329		159,606
<b>株主資本合計</b>		<b>2,373,990</b>		<b>2,407,861</b>
その他有価証券評価差額金		13,169		19,313
繰延ヘッジ損益		17,406		27,711
為替換算調整勘定		△101		△149
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		<b>30,474</b>		<b>46,874</b>
少数株主持分		5,530		6,329
<b>純資産の部合計</b>		<b>2,409,995</b>		<b>2,461,065</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>14,845,213</b>		<b>15,579,881</b>

## ②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
経常収益	345,189	318,775
資金運用収益	298,929	277,360
貸出金利息	271,860	253,849
有価証券利息配当金	19,268	15,590
コールローン利息及び買入手形利息	165	115
買現先利息	149	287
預け金利息	171	105
金利スワップ受入利息	7,238	7,287
その他の受入利息	75	123
役務取引等収益	9,998	9,461
その他業務収益	12,642	5,522
その他経常収益	23,618	26,430
償却債権取立益	—	10,120
偶発損失引当金戻入益	—	711
その他の経常収益	※1 23,618	※1 15,598
経常費用	250,173	219,562
資金調達費用	172,231	155,517
債券利息	52,920	47,668
コールマネー利息及び売渡手形利息	149	41
借入金利息	116,646	104,564
短期社債利息	10	56
社債利息	2,500	3,182
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	607	551
その他業務費用	12,012	2,622
営業経費	36,708	37,870
その他経常費用	28,612	23,000
貸倒引当金繰入額	—	1,413
その他の経常費用	※2 28,612	※2 21,586
経常利益	95,015	99,213
特別利益	18,657	11,438
固定資産処分益	7	104
貸倒引当金戻入益	8,095	—
償却債権取立益	8,002	—
投資損失引当金戻入益	445	—
偶発損失引当金戻入益	2,104	—
厚生年金基金代行返上益	—	11,036
その他の特別利益	2	297
特別損失	9,291	447
固定資産処分損	3	314
減損損失	21	132
繰上償還手数料	8,881	—
その他の特別損失	384	—
税金等調整前当期純利益	104,381	110,204
法人税、住民税及び事業税	371	21,488
法人税等調整額	944	10,444
法人税等合計	1,315	31,932
少数株主損益調整前当期純利益	103,065	78,271
少数株主利益	1,481	957
当期純利益	101,583	77,313

## 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	103,065	78,271
その他の包括利益	8,277	※1 19,110
その他有価証券評価差額金	2,073	8,854
繰延ヘッジ損益	6,273	10,288
為替換算調整勘定	△46	△49
持分法適用会社に対する持分相当額	△22	17
包括利益	111,343	97,382
親会社株主に係る包括利益	109,867	93,714
少数株主に係る包括利益	1,475	3,668

## ③連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	1,181,194	1,181,194
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
当期変動額合計	—	6,594
当期末残高	1,181,194	1,187,788
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	40,779	132,329
当期変動額		
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	101,583	77,313
当期変動額合計	91,550	27,277
当期末残高	132,329	159,606
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	2,282,439	2,373,990
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	101,583	77,313
当期変動額合計	91,550	33,871
当期末残高	2,373,990	2,407,861
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	11,091	13,169
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,078	6,143
当期変動額合計	2,078	6,143
当期末残高	13,169	19,313
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	11,154	17,406
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,252	10,304
当期変動額合計	6,252	10,304
当期末残高	17,406	27,711
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	△54	△101
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△46	△47
当期変動額合計	△46	△47
当期末残高	△101	△149
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	22,190	30,474
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,283	16,400
当期変動額合計	8,283	16,400
当期末残高	30,474	46,874
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	22,908	5,530
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△17,378	798
当期変動額合計	△17,378	798
当期末残高	5,530	6,329
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	2,327,538	2,409,995
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	101,583	77,313
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,094	17,198
当期変動額合計	82,456	51,070
当期末残高	2,409,995	2,461,065

## ④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	104,381	110,204
減価償却費	1,984	2,583
減損損失	21	132
持分法による投資損益(△は益)	△1,837	2,020
貸倒引当金の増減(△)	△41,815	△10,158
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1,845	△85
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,342	106
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△4	△4
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△6,727	△12,401
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△2,104	△711
資金運用収益	△298,929	△277,360
資金調達費用	172,231	155,517
有価証券関係損益(△)	7,923	△3,166
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△623	△1,132
為替差損益(△は益)	15,330	1,482
固定資産処分損益(△は益)	△3	210
貸出金の純増(△)減	483,181	△613,988
債券の純増減(△)	△191,498	△182,217
借入金の純増減(△)	△505,997	594,071
短期社債(負債)の純増減(△)	—	50,999
普通社債発行及び償還による増減(△)	74,494	224,652
預け金の純増(△)減	△9,665	△17,871
コールローン等の純増(△)減	63,148	△27,648
買現先勘定の純増(△)減	179,991	△152,889
コールマネー等の純増減(△)	△153,000	—
資金運用による収入	303,109	280,304
資金調達による支出	△175,029	△157,633
その他	△2,107	△17,184
小計	16,948	△52,170
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△15,157	11,816
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,790</b>	<b>△40,354</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△1,727,311	△621,860
有価証券の売却による収入	362,248	103,706
有価証券の償還による収入	1,469,407	530,838
金銭の信託の増加による支出	△1,215	△110
金銭の信託の減少による収入	8,111	1,579
有形固定資産の取得による支出	△26,021	△1,708
有形固定資産の売却による収入	17	1,234
無形固定資産の取得による支出	△2,020	△2,630
無形固定資産の売却による収入	0	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	110
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>83,217</b>	<b>11,160</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
交付国債の償還による資本金の増加額	—	6,170
株式の発行による収入	—	424
配当金の支払額	△10,033	△50,036
少数株主からの払込みによる収入	2,848	540
少数株主への配当金の支払額	△22,439	△3,517
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△29,624</b>	<b>△46,418</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△553	61
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	54,828	△75,550
現金及び現金同等物の期首残高	144,756	199,692
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	106	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 199,692	※1 124,141

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
<b>1. 連結の範囲に関する事項</b>	
(1) 連結子会社17社	
DBJ事業投資(株)	
(有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ	
UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合	
UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合	
DBJクレジット・ライン(株)	
新規事業投資(株)	
DBJ Singapore Limited	
(株)日本経済研究所	
あすかDBJ投資事業有限責任組合	
DBJ Europe Limited	
DBJリアルエステート(株)	
DBJ投資アドバイザー(株)	
DBJキャピタル(株)	
DBJキャピタル1号投資事業組合	
DBJ新規事業投資事業組合	
DBJキャピタル2号投資事業有限責任組合	
DBJ証券(株)	
(連結の範囲の変更)	
DBJ証券(株)は株式取得により、当連結会計年度から連結しております。	
(2) 非連結子会社23社	
主要な会社名	
UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合	
(連結の範囲から除いた理由)	
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	
<b>2. 持分法の適用に関する事項</b>	
(1) 持分法適用の非連結子会社	
該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社15社	
イノベーション・カーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合	
(株)幕張メッセ	
みなとみらい二十一熱供給(株)	
(株)北海道熱供給公社	
(株)苫東	
(株)札幌副都心開発公社	
苫小牧港開発(株)	
苫小牧埠頭(株)	
東北水力地熱(株)	
日本海エル・エヌ・ジー(株)	
北海道国際航空(株)	
メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合	

都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合
政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司
旭川空港ビル(株)
(持分法適用の範囲の変更)
政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司は設立により、旭川空港ビル(株)は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しております。
また、地上の星投資事業有限責任組合は、清算により持分法の対象から除外しております。
(3) 持分法非適用の非連結子会社23社
主要な会社名
UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合
(4) 持分法非適用の関連会社93社
主要な会社名
合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称
鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)アドバンジェン、旭ファイバーグラス(株)、日本省力機械(株)、PRISM BioLab(株)、(株)泉精器製作所、(株)OPAL、(株)スプリングソフト、SKYROCKIT, INC.、ティボー(株)
(関連会社としなかった理由)
投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

**3. 連結子会社の事業年度等に関する事項**

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 7社

3月末日 10社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

**4. 会計処理基準に関する事項****(1) 有価証券の評価基準及び評価方法**

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法に

より行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸

倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,113百万円（前連結会計年度末は45,551百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

#### (追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年11月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

当連結会計年度における損益に与えている影響額は11,036百万円であり、特別利益に計上しております。

#### (10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12)リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に

行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(16)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」及び「偶発損失引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
株式	24,293百万円	24,066百万円
出資金	42,919百万円	44,288百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	一百万円	152,889百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	6,811百万円	10,686百万円
延滞債権額	111,000百万円	136,477百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	259百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	49,210百万円	52,782百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
合計額	167,281百万円	199,946百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有価証券	235,556百万円	14,714百万円
貸出金	700,942百万円	697,263百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有価証券	1,575百万円	—百万円

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金及び保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
保証金	41百万円	42百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
債券	2,802,443百万円	2,318,822百万円

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	245,482百万円	580,042百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	132,978百万円	455,229百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	1,837百万円	2,538百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
697百万円	—百万円

#### (連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
株式等売却益	12,471百万円	株式等売却益	3,634百万円
投資事業組合等利益	5,777百万円	投資事業組合等利益	7,750百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
貸出金償却	3,104百万円	貸出金償却	5,194百万円
株式等償却	15,188百万円	株式等償却	6,867百万円
投資事業組合等損失	5,754百万円	投資事業組合等損失	5,000百万円

#### (連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	15,948百万円
組替調整額	△4,179百万円
税効果調整前	11,769百万円
税効果額	△2,915百万円
その他有価証券評価差額金	8,854百万円

繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	22,440百万円
組替調整額	△8,229百万円
税効果調整前	14,210百万円
税効果額	△3,922百万円
繰延ヘッジ損益	10,288百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△49百万円
組替調整額	—百万円
税効果調整前	△49百万円
税効果額	—百万円
為替換算調整勘定	△49百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	70百万円
組替調整額	△53百万円
税効果調整前	17百万円
税効果額	—百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	17百万円
その他の包括利益合計	19,110百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,623	—	—	43,623	

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,033百万円	230円	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,036百万円	利益剰余金	1,147円	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

## II 当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,623	8	—	43,632	(注)

(注) 普通株式数の増加8千株は、財務大臣を割当先とする増資により発行したものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,036百万円	1,147円	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	37,349百万円	利益剰余金	856円	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金預け金勘定	233,297百万円	175,618百万円
定期性預け金等	△33,605百万円	△51,476百万円
現金及び現金同等物	199,692百万円	124,141百万円

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## ①リース資産の内容

## (ア)有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

## (イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

## ②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

## ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

## 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	448	328	3	115
無形固定資産	224	144	—	80
合計	673	473	3	195

## 当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	81	56	—	25
無形固定資産	204	178	—	25
合計	286	234	—	51

## ②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	149	42
1年超	53	10
合計	203	53
リース資産減損勘定の残高	—	—

## ③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	208	150
リース資産減損勘定の取崩額	3	—
減価償却費相当額	200	144
支払利息相当額	5	2
減損損失	—	—

## ④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	218	230
1年超	148	100
合計	366	331

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、製造業、運輸業・郵便業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計の方法として、金利スワップについて繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用し、通貨スワップについて振当処理を採用しています。ヘッジ対象は金利スワップが貸出金・有価証券・借入金・債券・社債、通貨スワップが外貨建金銭債権・外貨建債券です。また、ヘッジの有効性評価は内部規定に従ってリスク減殺効果を検証しています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規定に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

#### ②市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規定においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR (Value at Risk)、金利感応度分析 (Basis Point Value) 等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。またALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

##### (ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規定や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

##### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規定に基づき実施されています。

##### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量（損失額の推定値）は、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%）によるVaRに基づいております。平成24年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、41,484百万円です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規定に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	233,297	233,297	—
(2) コールローン及び買入手形	61,852	61,852	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	526,637	548,939	22,301
その他有価証券	360,318	360,318	—
(4) 貸出金	13,031,480		
貸倒引当金（*1）	△160,292		
	12,871,187	13,449,875	578,687
資産計	14,053,292	14,654,282	600,989
(1) 債券	3,312,713	3,410,637	97,924
(2) 借入金	8,576,482	8,692,747	116,264
(3) 社債	316,675	318,865	2,190
負債計	12,205,871	12,422,250	216,379
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	13,262	13,262	—
ヘッジ会計が適用されているもの	27,441	27,441	—
デリバティブ取引計	40,703	40,703	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	175,618	175,618	—
(2) コールローン及び買入手形	89,500	89,500	—
(3) 買現先勘定	152,889	152,889	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	672,405	695,762	23,357
その他有価証券	213,894	213,894	—
(5) 貸出金	13,645,469		
貸倒引当金（*1）	△149,928		
	13,495,540	14,113,871	618,330
資産計	14,799,848	15,441,536	641,687
(1) 債券	3,130,495	3,260,653	130,158
(2) 借入金	9,170,553	9,290,125	119,571
(3) 短期社債	50,999	50,999	—
(4) 社債	541,327	544,484	3,157
負債計	12,893,376	13,146,263	252,887
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,904	12,904	—
ヘッジ会計が適用されているもの	36,871	36,871	—
デリバティブ取引計	49,776	49,776	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。(一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。)なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

## (1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利のうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利のうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付債券とみて現在価値を算定しております。)

## (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行及び連結される子会社が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## (3) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 社債

当行の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利のうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利のうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当行が負担する対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
① 金銭の信託(*1)	24,819	24,423
② 非上場株式(*2)(*3)	133,860	127,999
③ 組合出資金(*1)(*3)	117,040	126,977
④ 非上場その他の証券(*2)(*3)	27,723	35,346
合計	303,444	314,746

(\*1) 信託財産・組合財産等非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) 前連結会計年度において、15,173百万円(うち非上場株式13,548百万円、組合出資金32百万円、非上場その他の証券1,592百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、6,803百万円(うち非上場株式6,685百万円、非上場その他の証券117百万円)減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	233,292	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	61,852	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	26,423	60,580	205,595	110,172	60,480	63,385
国債	—	—	—	83,672	40,676	50,885
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	26,423	60,580	89,185	16,900	1,800	12,500
その他	—	—	116,410	9,600	18,004	—
その他有価証券のうち満期があるもの(*)	150,903	48,438	81,115	11,071	30,328	2,895
国債	150,401	45,450	40,264	5,308	2,051	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	502	611	38,964	5,474	28,277	—
その他	—	2,376	1,886	288	—	2,895
貸出金(*)	1,709,267	3,582,936	3,116,738	1,816,658	1,952,092	735,975
合計	2,181,738	3,691,955	3,403,449	1,937,902	2,042,902	802,256

(\*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない118,731百万円(うちその他有価証券のうち満期があるもの920百万円、貸出金117,811百万円)は含めておりません。

## 当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	175,614	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	89,500	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	44,344	85,551	299,014	148,379	43,226	51,888
国債	—	—	36,372	67,074	30,626	40,388
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	38,200	60,172	162,498	28,700	2,600	11,500
その他	6,143	25,378	100,143	52,605	10,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(※)	52,591	25,296	34,946	3,200	48,542	2,833
国債	49,978	—	—	1,048	21,523	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	2,613	21,815	34,940	2,151	27,018	—
その他	—	3,480	6	—	—	2,833
貸出金(※)	1,786,870	3,884,502	3,247,912	1,835,293	1,967,851	775,873
合計	2,148,921	3,995,350	3,581,874	1,986,873	2,059,620	830,595

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,541百万円(うちその他有価証券のうち満期があるもの377百万円、貸出金147,163百万円)は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

## 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,168,010	2,344,990	1,975,553	1,042,799	1,020,035	1,025,092
債券及び社債	521,740	740,496	679,381	557,847	388,856	741,066
合計	1,689,750	3,085,487	2,654,934	1,600,647	1,408,891	1,766,158

## 当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,341,870	2,398,691	2,068,229	1,163,007	1,129,073	1,069,681
短期社債	50,999	—	—	—	—	—
債券及び社債	464,025	734,347	961,875	452,038	408,507	651,029
合計	1,856,895	3,133,039	3,030,104	1,615,045	1,537,581	1,720,710

## (有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	175,234	178,884	3,650
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	107,993	114,241	6,248
	その他	109,469	123,851	14,382
	小計	392,696	416,977	24,281
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	99,396	98,633	△762
	その他	34,545	33,328	△1,216
	小計	133,941	131,961	△1,979
	合計	526,637	548,939	22,301

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	174,461	182,231	7,769
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	134,420	141,047	6,626
	その他	134,405	147,887	13,482
	小計	443,288	471,166	27,878
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	169,250	166,282	△2,968
	その他	59,866	58,312	△1,553
	小計	229,116	224,595	△4,521
	合計	672,405	695,762	23,357

## 3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	22,824	15,762	7,062
	債券	317,387	311,496	5,891
	国債	243,476	242,898	577
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	73,911	68,597	5,313
	その他	13,876	6,779	7,097
	小計	354,089	334,037	20,051
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,450	10,296	△2,846
	債券	838	859	△20
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	838	859	△20
	その他	30,014	30,014	—
	小計	38,303	41,170	△2,866
	合計	392,392	375,207	17,185

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	36,467	19,193	17,273
	債券	109,333	103,156	6,176
	国債	22,572	22,241	330
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	86,761	80,914	5,846
	その他	10,376	4,716	5,659
	小計	156,177	127,067	29,109
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,339	6,411	△1,071
	債券	52,134	52,141	△7
	国債	49,978	49,980	△2
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,156	2,160	△4
	その他	50,242	50,242	—
	小計	107,717	108,796	△1,078
	合計	263,894	235,863	28,030

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	39,944	11,244	1,225
債券	265,768	121	7
国債	265,768	121	7
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	36,547	1,205	86
合計	342,260	12,571	1,319

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	29,932	1,858	1,803
債券	91,584	492	—
国債	91,070	477	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	514	15	—
その他	1,789	995	1
合計	123,307	3,346	1,804

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度中に、満期保有目的の債券2,460百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

当連結会計年度は、該当ありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、4,119百万円(うち株式8百万円、債券4,104百万円、その他の証券6百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理額は、95百万円(うち株式64百万円、債券31百万円、その他の証券0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

## (金銭の信託関係)

## 1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	38	△1

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	43	4

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

## 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表	うち連結貸借対照表
				計上額が取得原価を 超えるもの	計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	24,781	21,834	2,946	2,968	21

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表	うち連結貸借対照表
				計上額が取得原価を 超えるもの	計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	24,379	21,470	2,909	2,909	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

I 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	17,298
その他有価証券	14,352
その他の金銭の信託	2,946
(△)繰延税金負債	4,136
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,161
(△)少数株主持分相当額	△14
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△6
その他有価証券評価差額金	13,169

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

## II 当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	29,068
その他有価証券	26,159
その他の金銭の信託	2,909
(△)繰延税金負債	7,052
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	22,015
(△)少数株主持分相当額	2,695
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	19,313

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

## 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	金利先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
取引所	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	603,529	532,868	15,372	15,372
	受取変動・支払固定	602,607	532,028	△11,479	△11,479
店頭	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3,892	3,892

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	590,096	507,934	17,267	17,267
	受取変動・支払固定	588,298	506,242	△13,908	△13,908
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,358	3,358

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	97,497	97,497	12,779	12,779
	為替予約				
	売建	158,859	—	△1,620	△1,620
	買建	38,139	—	△76	△76
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	11,082	11,082

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
金融商品	買建	—	—	—	—
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	97,497	97,497	14,030	14,030
	為替予約				
	売建	107,290	—	△3,437	△3,437
	買建	8	—	△0	△0
店頭	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	10,592	10,592

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・				
	デフォルト・オプション				
	売建	178,660	95,110	△1,272	△1,272
店頭	買建	36,000	11,000	△439	△439
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,712	△1,712

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	85,219	74,219	△895	△895
	買建	11,000	—	△150	△150
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,046	△1,046

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、 社債、有価証券 及び貸出金			
	受取固定・支払変動		585,389	577,498	29,925
	受取変動・支払固定		50,231	45,129	△2,484
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		405,804	394,040	(注)3
	受取変動・支払固定		563	444	
	合計	—	—	—	27,441

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、 有価証券及び 貸出金			
	受取固定・支払変動		485,498	479,741	39,656
	受取変動・支払固定		66,529	61,028	△2,784
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		566,400	547,724	(注)3
	受取変動・支払固定		444	325	
	合計	—	—	—	36,871

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び貸出金	164,228	5,427	(注)
	合計	—	—	—	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,427	—	(注)
	合計	—	—	—	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

該当ありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度(平成23年11月1日に厚生年金基金制度から移行)及び退職一時金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成22年7月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成23年11月1日に過去分返上の認可を受けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
	金額		金額	
退職給付債務	(A)	△47,110	△36,101	
年金資産	(B)	19,316	21,466	
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△27,793	△14,635	
未認識数理計算上の差異	(D)	2,370	1,043	
未認識過去勤務債務	(E)	△462	107	
連結貸借対照表計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	△25,885	△13,484	
前払年金費用	(G)	—	—	
退職給付引当金	(F) - (G)	△25,885	△13,484	

(注) 1. 前連結会計年度は、厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額	金額
勤務費用	1,167	1,169
利息費用	923	842
期待運用収益	△63	△96
過去勤務債務の費用処理額	△35	△23
数理計算上の差異の費用処理額	171	220
その他	1	1
退職給付費用	2,166	2,114
厚生年金基金代行返上益	—	△11,036

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 一部の在外連結子会社の確定拠出年金への掛金支払額は、「その他」として計上しております。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

## (1) 割引率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

## (2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
0.5%	0.5%

## (3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

## (4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)

## (5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている)

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	71,580百万円	57,367百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	37,916百万円	27,394百万円
税務上の繰越欠損金	12,789百万円	8,117百万円
退職給付引当金	10,499百万円	4,916百万円
その他	5,374百万円	6,700百万円
繰延税金資産小計	138,162百万円	104,497百万円
評価性引当額	△85,281百万円	△62,670百万円
繰延税金資産合計	52,880百万円	41,826百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△11,873百万円	△15,795百万円
その他有価証券評価差額金	△4,136百万円	△7,052百万円
その他	△782百万円	△168百万円
繰延税金負債合計	△16,792百万円	△23,015百万円
繰延税金資産の純額	36,088百万円	18,810百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	36,137百万円	18,854百万円
繰延税金負債	△48百万円	△43百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	40.69%
評価性引当額の増減	△37.59%	△12.85%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—%	3.16%
持分法による投資損益	△0.71%	0.75%
その他	△1.13%	△2.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.26%	28.98%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する主な法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は698百万円、繰延税金負債は5百万円それぞれ減少し、繰延ヘッジ損益は1,862百万円、その他有価証券評価差額金は930百万円、法人税等調整額は3,483百万円それぞれ増加しております。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

##### イ 当該資産除去債務の概要

支店等の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開事業に伴う本店移転に関して、本店ビルの取壊義務及び有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

##### ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積もり割引率は0.4%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	1,043百万円	1,046百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	—百万円
時の経過による調整額	1百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円	—百万円
その他増減額(△は減少)	1百万円	0百万円
期末残高	1,046百万円	1,047百万円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	271,860	37,716	35,612	345,189

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	263,970	32,467	22,337	318,775

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入(注1)	300,000	借入金	4,866,584
							借入金の返済	836,315		
							利息の支払	78,916	未払費用	18,434
							債務被保証(注2)	2,164,887	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成42年11月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

3. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,035,757百万円の借入金があります。なお、当連結会計年度において、同公庫に対して借入金307,520百万円の繰上償還を実施し、これに伴う繰上償還手数料8,881百万円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	増資の引受(注1)	6,594	-	-
							資金の借入(注2)	500,000	借入金	4,577,285
							借入金の返済	789,299		
							利息の支払	68,915	未払費用	17,299
							債務被保証(注3)	2,257,667	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 交付国債の償還によるものが6,170百万円、当行が行った株主割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものが424百万円であります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成44年1月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,711,361百万円の借入金があります。

## (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

## (ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当がありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当がありません。

## (エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当がありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当がありません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当がありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当がありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当がありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当がありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当がありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

## (1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	55,118.08円	56,259.53円
1株当たり当期純利益金額	2,328.63円	1,772.27円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当連結会計年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額	2,409,995百万円	2,461,065百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	5,530百万円	6,329百万円
(うち少数株主持分)	5,530百万円	6,329百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,404,464百万円	2,454,736百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,623千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益	101,583百万円	77,313百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円
普通株式に係る当期純利益	101,583百万円	77,313百万円
普通株式の期中平均株式数	43,623千株	43,624千株

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## ⑤連結附属明細表

## 債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要	
当行	5～23回 政府保証債 (国内債)	平成13年8月24日～ 平成20年8月20日	682,486	632,606 [50,000]	0.8～2.2	あり (注7)	平成23年8月24日～ 平成35年6月19日	(注)1	
	1～14回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日～ 平成24年3月14日	348,923	528,178	0.4～2.1	なし	平成28年7月29日～ 平成36年2月23日		
	67次政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,070	25,066	1.81	あり (注7)	平成40年9月4日	(注)2	
	1, 3～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成19年11月26日	936,344 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	777,920 (1,600,000千\$) (700,000千EUR) [74,996]	1.05～6.875	あり (注7)	平成23年8月2日～ 平成39年11月26日	(注)1	
	1～5次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成21年12月1日～ 平成24年3月13日	163,092 (1,850,000千\$)	284,868 (3,350,000千\$)	0.7175～ 2.875	なし	平成26年12月1日～ 平成29年3月13日	(注)3	
	5, 7, 9, 11, 13, 16, 17, 19, 20, 22, 24～51回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日～ 平成20年7月31日	1,104,812	829,856 [219,990]	0.78～2.74	あり (注7)	平成23年6月20日～ 平成59年3月20日	(注)4	
	1次財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,982	49,997 [49,997]	1.65	あり (注7)	平成24年6月20日	(注)4	
	2回財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	あり (注7)	平成35年9月19日	(注)4 (注)5	
	短期社債	平成23年4月5日～ 平成24年3月30日	—	50,999 [50,999]	0.104～ 0.12499	なし	平成23年5月6日～ 平成24年5月25日		
	1～23回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成20年12月18日～ 平成24年2月14日	267,000	474,000 [60,000]	0.241～1.745	なし	平成23年12月20日～ 平成31年3月20日		
	1～2回普通社債 (私募債)(国内債)	平成21年8月24日～ 平成23年5月17日	10,000	20,000	0.48～0.847	なし	平成26年9月19日～ 平成27年6月19日		
	6～15, 17～30回 普通社債 (ユーロMTN)	平成21年3月10日～ 平成23年7月25日	39,675 (405,000千\$)	47,327 (515,000千\$) [9,040]	0.61586～ 1.47355	なし	平成24年3月23日～ 平成30年7月25日	(注)6	
	合計	—	—	3,629,389	3,722,822	—	—	—	—

(注)1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。

5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機関債であります。

6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保社債であります。

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。

8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。

9. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

10. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	515,024	296,353	437,994	342,311	619,563

## 借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	8,573,482	9,170,553	1.13%	—
借入金	8,573,482	9,170,553	1.13%	平成24年5月～平成44年1月
1年以内に返済 予定のリース債務	75	57	2.15%	—
リース債務(1年 以内に返済予定の ものを除く。)	56	29	5.42%	平成25年4月～平成28年9月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,341,870	1,204,191	1,194,500	1,102,995	965,233
リース債務	57	16	4	5	2

## 資産除去債務明細表

期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

## (2)【その他】

該当ありません。

## 【2】財務諸表等

## (1)【財務諸表】

## ①貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	220,743	164,534
現金	1	2
預け金	220,741	164,532
コールローン	61,852	89,500
買現先勘定	—	※2 152,889
金銭の信託	20,903	20,610
有価証券	※1, 7, 10 1,150,145	※1, 7, 10 1,139,649
国債	418,710	247,012
社債	280,139	390,589
株式	163,428	172,744
その他の証券	287,867	329,303
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,067,978	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,704,999
証書貸付	13,067,978	13,704,999
その他資産	123,178	133,473
前払費用	11,883	8,573
未収収益	41,900	46,408
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	49,509	62,528
その他の資産	※7 18,947	※7 15,025
有形固定資産	※9 156,032	※9 154,673
建物	9,173	8,664
土地	47,808	45,562
リース資産	73	59
建設仮勘定	98,250	98,594
その他の有形固定資産	727	1,793
無形固定資産	5,937	7,045
ソフトウェア	3,851	5,915
リース資産	69	39
その他の無形固定資産	2,016	1,090
繰延税金資産	36,083	18,790
支払承諾見返	148,068	128,518
貸倒引当金	△158,806	△150,350
投資損失引当金	△1,158	△1,072
資産の部合計	14,830,957	15,563,263

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
債券	※7 3,312,713	※7 3,130,495
借入金	8,573,482	9,170,553
借入金	8,573,482	9,170,553
短期社債	—	50,999
社債	316,675	541,327
その他負債	52,882	78,229
未払法人税等	68	20,668
未払費用	30,749	28,490
前受収益	717	568
金融派生商品	8,805	12,752
リース債務	132	87
資産除去債務	1,015	1,016
その他の負債	11,393	14,646
賞与引当金	4,500	4,600
役員賞与引当金	17	12
退職給付引当金	25,748	13,342
役員退職慰労引当金	52	52
偶発損失引当金	711	—
支払承諾	148,068	128,518
<b>負債の部合計</b>	<b>12,434,852</b>	<b>13,118,132</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	1,181,194	1,187,788
資本剰余金	1,060,466	1,060,466
資本準備金	1,060,466	1,060,466
利益剰余金	129,855	154,539
その他利益剰余金	129,855	154,539
別途積立金	29,801	79,819
繰越利益剰余金	100,054	74,720
<b>株主資本合計</b>	<b>2,371,516</b>	<b>2,402,793</b>
その他有価証券評価差額金	7,350	14,817
繰延ヘッジ損益	17,238	27,519
評価・換算差額等合計	24,588	42,337
<b>純資産の部合計</b>	<b>2,396,104</b>	<b>2,445,130</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>14,830,957</b>	<b>15,563,263</b>

## ②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
経常収益	339,209	318,605
資金運用収益	295,863	277,128
貸出金利息	272,466	254,567
有価証券利息配当金	15,603	14,650
コールローン利息	165	115
買現先利息	149	287
預け金利息	164	95
金利スワップ受入利息	7,238	7,287
その他の受入利息	75	123
役務取引等収益	10,033	9,232
その他の役務収益	10,033	9,232
その他業務収益	12,642	5,522
国債等債券売却益	121	492
国債等債券償還益	77	5,000
金融派生商品収益	12,301	—
その他の業務収益	141	30
その他経常収益	20,669	26,722
償却債権取立益	—	10,120
株式等売却益	10,037	3,055
金銭の信託運用益	1,119	1,069
偶発損失引当金戻入益	—	711
その他の経常収益	※1 9,513	※1 11,764
経常費用	247,102	222,735
資金調達費用	172,186	155,488
債券利息	52,920	47,668
コールマネー利息	149	41
借入金利息	116,601	104,535
短期社債利息	10	56
社債利息	2,500	3,182
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	611	505
その他の役務費用	611	505
その他業務費用	11,917	2,585
外国為替売買損	6,844	862
国債等債券売却損	7	—
国債等債券償還損	3	—
国債等債券償却	4,104	31
債券発行費償却	434	686
社債発行費償却	184	518
金融派生商品費用	—	486
その他の業務費用	338	—
営業経費	35,307	36,581
その他経常費用	27,079	27,575
貸倒引当金繰入額	—	3,115
投資損失引当金繰入額	—	170
貸出金償却	3,104	5,194
株式等売却損	3	1,752
株式等償却	14,199	6,402
金銭の信託運用損	569	10
その他の経常費用	※2 9,202	※2 10,929
経常利益	92,106	95,870
特別利益	18,225	11,140
固定資産処分益	1	104
貸倒引当金戻入益	8,061	—
償却債権取立益	8,002	—
投資損失引当金戻入益	56	—
偶発損失引当金戻入益	2,104	—
厚生年金基金代行返上益	—	11,036
特別損失	9,278	440
固定資産処分損	2	308
減損損失	21	132
繰上償還手数料	8,881	—
その他の特別損失	372	—
税引前当期純利益	101,052	106,569
法人税、住民税及び事業税	56	21,400
法人税等調整額	941	10,449
法人税等合計	998	31,849
当期純利益	100,054	74,720

## ③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,181,194	1,181,194
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
当期変動額合計	—	6,594
当期末残高	1,181,194	1,187,788
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
資本剰余金合計		
当期首残高	1,060,466	1,060,466
当期末残高	1,060,466	1,060,466
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	—	29,801
当期変動額		
別途積立金の積立	29,801	50,018
当期変動額合計	29,801	50,018
当期末残高	29,801	79,819
繰越利益剰余金		
当期首残高	39,834	100,054
当期変動額		
剰余金の配当	△10,033	△50,036
別途積立金の積立	△29,801	△50,018
当期純利益	100,054	74,720
当期変動額合計	60,219	△25,334
当期末残高	100,054	74,720
利益剰余金合計		
当期首残高	39,834	129,855
当期変動額		
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	100,054	74,720
当期変動額合計	90,021	24,683
当期末残高	129,855	154,539
株主資本合計		
当期首残高	2,281,495	2,371,516
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	100,054	74,720
当期変動額合計	90,021	31,277
当期末残高	2,371,516	2,402,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,092	7,350
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	257	7,467
当期変動額合計	257	7,467
当期末残高	7,350	14,817
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	10,982	17,238
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,255	10,281
当期変動額合計	6,255	10,281
当期末残高	17,238	27,519
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,075	24,588
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,512	17,748
当期変動額合計	6,512	17,748
当期末残高	24,588	42,337
純資産合計		
当期首残高	2,299,571	2,396,104
当期変動額		
交付国債の償還による増資	—	6,170
新株の発行	—	424
剰余金の配当	△10,033	△50,036
当期純利益	100,054	74,720
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,512	17,748
当期変動額合計	96,533	49,026
当期末残高	2,396,104	2,445,130

## 重要な会計方針

当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
<b>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</b>	
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。	
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	
<b>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</b>	
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	
<b>3. 固定資産の減価償却の方法</b>	
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)	
有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。	
また、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建 物	3年～50年
その他	4年～20年
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)	
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年～5年)に基づいて償却しております。	
(3) リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。	
<b>4. 繰延資産の処理方法</b>	
債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	
<b>5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</b>	
外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	

## 6. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,113百万円(前事業年度末は45,551百万円)であります。

## (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理

#### (追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年11月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

当事業年度における損益に与えている影響額は11,036百万円であり、特別利益に計上しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度未までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 8. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監

査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ  
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

#### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

#### (4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

#### ※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
株式	51,474百万円	50,010百万円
出資金	51,200百万円	52,665百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
事業年度末に当該処分をせず所有している有価証券	一百万円	152,889百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	6,811百万円	10,686百万円
延滞債権額	107,931百万円	134,977百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4

号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	259百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	49,210百万円	52,782百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
合計額	164,212百万円	198,446百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	235,556百万円	14,714百万円
貸出金	700,942百万円	697,263百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	1,575百万円	—百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
保証金	13百万円	12百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
債券	2,802,443百万円	2,318,822百万円

※8. 貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	247,222百万円	580,042百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	134,718百万円	455,229百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	1,776百万円	2,440百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
697百万円	一百万円

#### (損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
投資事業組合等利益 8,025百万円	投資事業組合等利益 9,558百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
投資事業組合等損失 6,866百万円	投資事業組合等損失 10,867百万円

#### (株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）  
該当ありません。

II 当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）  
該当ありません。

#### (リース取引関係)

##### 1. ファイナンス・リース取引

##### (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### ① リース資産の内容

###### (ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

###### (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

###### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	444	328	—	115
無形固定資産	224	144	—	80
合計	668	473	—	195

## 当事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	81	56	—	25
無形固定資産	204	178	—	25
合計	286	234	—	51

## ② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	148	42
1年超	53	10
合計	202	53
リース資産減損勘定の残高	—	—

## ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	206	150
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	198	144
支払利息相当額	5	2
減損損失	—	—

## ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	152	163
1年超	40	27
合計	193	191

## (有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度(平成23年3月31日)

時価のあるものは、該当ありません。

当事業年度(平成24年3月31日)

時価のあるものは、該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	37,572	38,485
関連会社株式	13,901	11,525
合計	51,474	50,010

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	71,710百万円	57,525百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	31,237百万円	23,817百万円
退職給付引当金	10,477百万円	4,894百万円
税務上の繰越欠損金	6,363百万円	—百万円
その他	4,758百万円	5,854百万円
繰延税金資産小計	124,546百万円	92,091百万円
評価性引当額	△71,721百万円	△50,329百万円
繰延税金資産合計	52,825百万円	41,762百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△11,826百万円	△15,753百万円
その他有価証券評価差額金	△4,134百万円	△7,051百万円
その他	△780百万円	△167百万円
繰延税金負債合計	△16,742百万円	△22,972百万円
繰延税金資産の純額	36,083百万円	18,790百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	40.69%
評価性引当額の増減	△39.31%	△13.38%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—%	3.26%
その他	△0.39%	△0.68%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.99%	29.89%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については

38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は693百万円減少し、繰延ヘッジ損益は1,854百万円、その他有価証券評価差額金は930百万円、法人税等調整額は3,478百万円それぞれ増加しております。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### イ 当該資産除去債務の概要

支店の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、本店ビルの取壊義務及び有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

##### ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積もり割引率は0.4%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	1,015百万円	1,015百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	—百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円	—百万円
期末残高	1,015百万円	1,016百万円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	54,926.45円	56,039.39円
1株当たり当期純利益金額	2,293.57円	1,712.81円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益	100,054百万円	74,720百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円
普通株式に係る当期純利益	100,054百万円	74,720百万円
普通株式の期中平均株式数	43,623千株	43,624千株

#### (重要な後発事象)

該当ありません。

## ④ 附属明細表

## 有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	10,101	1,437	389	8,664
土地	—	—	—	45,562	—	—	45,562
リース資産	—	—	—	194	135	48	59
建設仮勘定	—	—	—	98,594	—	—	98,594
その他の有形固定資産	—	—	—	2,661	868	336	1,793
有形固定資産計	—	—	—	157,114	2,440	773	154,673
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	9,806	3,890	1,726	5,915
リース資産	—	—	—	143	103	29	39
その他の無形固定資産	—	—	—	1,094	3	1	1,090
無形固定資産計	—	—	—	11,044	3,998	1,756	7,045

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	88,455	58,991	9,127	79,328	58,991
個別貸倒引当金	70,350	35,524	2,444	12,071	91,359
うち非居住者向け債権分	6,531	929	—	2,924	4,535
投資損失引当金	1,158	178	256	7	1,072
賞与引当金	4,500	4,600	4,500	—	4,600
役員賞与引当金	17	12	17	—	12
役員退職慰労引当金	52	22	22	—	52
偶発損失引当金	711	—	—	711	—
計	165,246	99,329	16,368	92,118	156,089

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……………回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額
- 偶発損失引当金……………自己査定結果による取崩額

## ○ 未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	68	20,937	338	0	20,668
未払法人税等	15	16,212	15	—	16,212
未払事業税	53	4,725	322	0	4,455

## (2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成24年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

### ①資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,597百万円、他の銀行への預け金162,934百万円であります。
その他の証券	外国証券163,622百万円、投資事業組合等への出資金128,215百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息42,834百万円、有価証券利息3,210百万円その他であります。

### ②負債の部

未払費用	借入金利息19,172百万円、債券利息7,035百万円その他であります。
------	--------------------------------------

## (3)【その他】

該当ありません。

## Ⅱ. 参考情報

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1. 財務諸指標

#### (1) 貸出金等の状況

##### ① 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,343,331	13,328,179
有価証券(社債)	246,960	338,777

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券(社債)を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

##### ② 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	13,067,978	—	13,067,978	13,704,999	—	13,704,999
平均残高	13,343,331	—	13,343,331	13,328,179	—	13,328,179
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	13,067,978	—	13,067,978	13,704,999	—	13,704,999
平均残高	13,343,331	—	13,343,331	13,328,179	—	13,328,179

(注) 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありませぬ。

## (2)貸出金残高の状況

## ①業種別貸出状況(残高)

(単位：百万円)

業種別	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	貸出金残高		貸出金残高	
製造業	3,242,465	(24.81%)	3,469,133	(25.31%)
農業、林業	758	(0.01%)	1,235	(0.01%)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業、採石業、 砂利採取業	49,155	(0.38%)	59,554	(0.43%)
建設業	31,353	(0.24%)	44,820	(0.33%)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,775,285	(13.59%)	2,357,827	(17.20%)
情報通信業	637,957	(4.88%)	570,417	(4.16%)
運輸業、郵便業	3,238,172	(24.78%)	2,977,966	(21.73%)
卸売業、小売業	1,065,538	(8.15%)	1,122,841	(8.19%)
金融業、保険業	575,185	(4.40%)	659,127	(4.81%)
不動産業、 物品賃貸業	1,669,539	(12.78%)	1,633,232	(11.92%)
各種サービス業	780,168	(5.97%)	805,706	(5.88%)
地方公共団体	2,397	(0.02%)	3,135	(0.02%)
合計	13,067,978	(100.00%)	13,704,999	(100.00%)

(注) ( )内は構成比。

## ②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、各投融資制度に基づいた投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当事業年度末の貸出金残高は6,117億円です。

## 第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	金額		金額	
破綻先債権	182		164	
延滞債権	25,353		18,406	
3ヶ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	20,922		19,407	
合計	46,458		37,978	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

## (3) 借入金等の状況

## ①借入金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	金額	金額
債券	3,447,212	3,202,203
借入金	8,908,533	8,823,121
社債	297,524	463,972

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

## ②借入金の期間別割合



## ③自行債券の発行残高

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末
政府保証債(国内)	1,031,410	1,160,785
政府保証債(海外)	1,124,507	1,087,855
財投機関債(国内)	1,104,812	829,856
財投機関債(海外)	51,982	51,997
社債(国内)	277,000	494,000
社債(海外)	39,675	47,327
短期社債	—	50,999
合計	3,629,389	3,722,822

## ④自行債券の期間別残高

(単位：百万円)

前事業年度末残高 (平成23年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	49,991	79,944	92,844	229,739	308,879	270,010
政府保証債(海外)	158,598	74,974	313,669	183,168	—	394,097
財投機関債(国内)	274,992	389,964	149,979	144,940	69,976	74,958
財投機関債(海外)	—	49,982	—	—	—	2,000
社債(国内)	33,000	124,000	110,000	—	10,000	—
社債(海外)	5,157	21,630	12,888	—	—	—
合計	521,740	740,496	679,381	557,847	388,856	741,066

当事業年度末残高 (平成24年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	50,000	79,871	172,806	289,609	388,520	179,977
政府保証債(海外)	74,996	103,714	515,053	—	—	394,091
財投機関債(国内)	219,990	279,982	104,974	129,962	19,986	74,959
財投機関債(海外)	49,997	—	—	—	—	2,000
社債(国内)	60,000	244,000	160,000	30,000	—	—
社債(海外)	9,040	26,780	9,040	2,465	—	—
短期社債	50,999	—	—	—	—	—
合計	515,024	734,347	961,875	452,038	408,507	651,029

## (4) 損益の状況

## ① 損益の概要

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
業務粗利益	133,823		133,304	
経費(除く臨時処理分)	△35,307		△36,581	
人件費	△19,112		△19,557	
物件費	△14,422		△14,538	
税金	△1,772		△2,485	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	98,516		96,723	
のれん償却額	—		—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	98,516		96,723	
一般貸倒引当金繰入額	—		—	
業務純益	98,516		96,723	
うち債券関係損益	△3,916		5,461	
臨時損益	△6,409		△853	
株式関係損益	△4,165		△5,269	
不良債権関連処理損失	△3,088		△8,046	
貸出金償却	△3,104		△5,194	
個別貸倒引当金繰入額	—		△3,115	
その他の債権売却損等	16		264	
償却債権取立益等	—		10,832	
その他臨時損益	843		1,630	
経常利益	92,106		95,870	
特別損益	8,946		10,699	
うち固定資産処分損益	△0		△204	
うち貸倒引当金戻入益・償却債権取立益等	18,167		—	
うち繰上償還手数料	△8,881		—	
うち厚生年金基金代行返上益	—		11,036	
税引前当期純利益	101,052		106,569	
法人税、住民税及び事業税	△56		△21,400	
法人税等調整額	△941		△10,449	
法人税等合計	△998		△31,849	
当期純利益	100,054		74,720	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

5. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

6. 科目にかかわらず利益はプラス表示、費用・損失はマイナス(△)表示をしております。

## ② 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
給与・手当	15,261		15,818	
退職給付費用	2,172		2,122	
福利厚生費	2,335		2,220	
減価償却費	1,931		2,531	
土地建物機械賃借料	3,363		3,373	
営繕費	1,543		1,788	
消耗品費	347		410	
給水光熱費	301		303	
旅費	707		840	
通信費	266		300	
広告宣伝費	19		31	
租税公課	1,772		2,485	
その他	5,284		4,354	
合計	35,307		36,581	

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

## ③部門別損益の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	123,677	—	123,677	121,640	—	121,640
資金運用収益	295,863	—	295,863	277,128	—	277,128
資金運用費用	172,186	—	172,186	155,488	—	155,488
役務取引等収支	9,421	—	9,421	8,727	—	8,727
役務取引等収益	10,033	—	10,033	9,232	—	9,232
役務取引等費用	611	—	611	505	—	505
その他業務収支	724	—	724	2,937	—	2,937
その他業務収益	12,642	—	12,642	5,522	—	5,522
その他業務費用	11,917	—	11,917	2,585	—	2,585
業務粗利益	133,823	—	133,823	133,304	—	133,304
業務粗利益率	0.88%	—	0.88%	0.89%	—	0.89%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

## ④資金運用勘定・調達勘定の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	15,245,511	—	15,245,511	14,977,705	—	14,977,705
利息	295,863	—	295,863	277,128	—	277,128
利回り	1.94%	—	1.94%	1.85%	—	1.85%
うち貸出金						
平均残高	13,343,331	—	13,343,331	13,328,179	—	13,328,179
利息	272,466	—	272,466	254,567	—	254,567
利回り	2.04%	—	2.04%	1.91%	—	1.91%
うち有価証券						
平均残高	1,532,095	—	1,532,095	1,207,789	—	1,207,789
利息	15,603	—	15,603	14,650	—	14,650
利回り	1.02%	—	1.02%	1.21%	—	1.21%
うち預け金						
平均残高	128,616	—	128,616	80,728	—	80,728
利息	164	—	164	95	—	95
利回り	0.13%	—	0.13%	0.12%	—	0.12%
資金調達勘定						
平均残高	12,788,880	—	12,788,880	12,576,986	—	12,576,986
利息	172,186	—	172,186	155,488	—	155,488
利回り	1.35%	—	1.35%	1.24%	—	1.24%
うち債券・社債						
平均残高	3,744,737	—	3,744,737	3,666,175	—	3,666,175
利息	55,421	—	55,421	50,850	—	50,850
利回り	1.48%	—	1.48%	1.39%	—	1.39%
うち借入金						
平均残高	8,908,533	—	8,908,533	8,823,121	—	8,823,121
利息	116,601	—	116,601	104,535	—	104,535
利回り	1.31%	—	1.31%	1.18%	—	1.18%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

## ⑤ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	10,033	—	10,033	9,232	—	9,232
うち預金・貸出業務	6,566	—	6,566	7,097	—	7,097
役務取引等費用	611	—	611	505	—	505
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	9,421	—	9,421	8,727	—	8,727

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

## ⑥ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	724	—	724	2,937	—	2,937
外国為替売買損益	△6,844	—	△6,844	△862	—	△862
国債等債券損益	△3,916	—	△3,916	5,461	—	5,461
その他	11,485	—	11,485	△1,661	—	△1,661

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

## (5) 諸比率等

## ① 利鞘

(単位：%)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	1.94		1.85
(イ) 貸出金利回	2.04		1.91	
(ロ) 有価証券利回	1.02		1.21	
(2) 資金調達原価②	1.63		1.54	
(イ) 預金等利回	—		—	
(ロ) 外部負債利回	1.35		1.25	
(3) 総資金利鞘①-②	0.31		0.31	

(注)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債。

## ② 1株当たり情報

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	1株当たり純資産額	54,926.45円		56,039.39円
1株当たり当期純利益金額	2,293.57円		1,712.81円	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	当期純利益	100,054百万円		74,720百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円		—百万円	
普通株式に係る当期純利益	100,054百万円		74,720百万円	
普通株式の期中平均株式数	43,623千株		43,624千株	

## ③利益率

(単位：%)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	ROA			
総資産業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.64		0.64
総資産経常利益率		0.60		0.63
総資産当期純利益率		0.65		0.49
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.43		4.07
自己資本経常利益率		3.98		4.03
自己資本当期純利益率		4.33		3.14

## ④支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
	保証	42	148,068	41

## ⑤1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,187,998	1,245,909

## ⑥職員一人当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,858	11,948

## ⑦中小企業等貸出金

		前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	1,658,079	1,371,770
総貸出金残高②	百万円	13,067,978	13,704,999
中小企業等貸出金比率①/②	%	12.69	10.01
中小企業等貸出先件数③	件	1,567	1,371
総貸出先件数④	件	3,494	3,065
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	44.85	44.73

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の企業等であります。

## 2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成24年3月末)(単体)

(単位: 億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 109	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 109	うち担保・保証・引当金によるカバー 109 うち引当金 1	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 200	914	100.0%	破綻先債権 106
破綻懸念先 1,367	危険債権 1,367	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,367 うち引当金 913	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 144		100.0%	延滞債権 1,349
要管理先債権 579	要管理債権 528	うち担保・保証によるカバー 248	信用部分に対する引当率 78.4%	(部分直接償却) 4	590	88.4%	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 527
要注意先 2,005	正常債権 136,775					債権残高に対する引当率 6.7%	
正常先 134,720						債権残高に対する引当率 0.2%	
債権残高合計 138,779	債権合計 138,779				貸倒引当金合計 1,504	債権残高に対する引当率 1.1%	リスク管理債権 1,984

- (注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。  
「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。  
2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。  
3. 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。  
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

## (参考情報)

## (1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

## (2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

## 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

## 3. 要管理債権

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

## 4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

## (3) 銀行法に基づくリスク管理債権

## 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

## 3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

銀行法施行規則より抜粋

## 3. 金融再生法開示債権の状況

## 金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度末 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度末 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,533	10,944
危険債権	106,540	136,679
要管理債権	49,470	52,782
小計	165,544	200,406
正常債権	13,090,353	13,677,530
合計	13,255,898	13,877,937

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
部分直接償却実施額	45,551	59,113

## 開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.07	0.08
危険債権	0.80	0.98
要管理債権	0.37	0.38
正常債権	98.75	98.56

## 保全状況

(単位:%)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	91.7	88.4
信用部分に対する引当率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	82.5	78.4
その他の債権に対する引当率(部分直接償却実施後)		
要管理先債権以外の要注意先債権	10.0	6.7
正常先債権	0.1	0.2

## 4. リスク管理債権の状況

## リスク管理債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
破綻先債権	6,811	10,686
延滞債権	107,931	134,977
3ヵ月以上延滞債権	259	—
貸出条件緩和債権	49,210	52,782
合計	164,212	198,446

## 貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率(単体)

(単位:%)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
破綻先債権	0.05	0.08
延滞債権	0.83	0.98
3ヵ月以上延滞債権	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	0.38	0.39
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	1.26	1.45

## 業種別リスク管理債権(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
製造業	19,324	29,653
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—
建設業	5,350	5,000
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5,033	4,964
情報通信業	5,260	5,763
運輸業、郵便業	22,347	21,502
卸売業、小売業	16,934	17,668
金融業、保険業	3,450	14,630
不動産業、 物品賃貸業	49,053	59,124
各種サービス業	37,457	40,138
地方公共団体	—	—
合計	164,212	198,446

## 5. 自己資本比率の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお本表は、全国銀行協会の雛形に則した表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

### 連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：百万円)

項目		平成23年3月31日 金額	平成24年3月31日 金額
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,181,194	1,187,788
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,060,466	1,060,466
	利益剰余金	132,329	159,606
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	50,036	37,349
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	5,516	3,633
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	2,329,469	2,374,145	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 <sup>(注1)</sup>	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	7,798	13,077
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	88,187	58,589
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 <sup>(注2)</sup>	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 <sup>(注3)</sup>	—	—
計	95,985	71,666	
うち自己資本への算入額 (B)	95,985	71,666	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目 (D)	543,446	532,526	
自己資本額 (E)	1,882,009	1,913,285	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,677,316	9,740,240
	オフ・バランス取引等項目	257,815	301,084
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,935,132	10,041,324
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	—	—
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	243,451	263,296
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	19,476	21,063
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—	
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	9,178,584	10,304,620	
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100 (%)	20.50	18.56	
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)	25.37	23.03	

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## 単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額	金額
	資本金	1,181,194	1,187,788
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,060,466	1,060,466
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	129,855	154,539
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	50,036	37,349
基本的項目	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
(Tier 1)	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	2,321,479	2,365,444
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 <sup>(注1)</sup>	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	5,168	9,841
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	88,455	58,991
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
(Tier 2)	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 <sup>(注2)</sup>	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 <sup>(注3)</sup>	—	—
	計	93,624	68,832
	うち自己資本への算入額 (B)	93,624	68,832
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
(Tier 3)	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 <sup>(注4)</sup> (D)	545,489	543,113
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,869,614	1,891,162
	資産(オン・バランス)項目	8,669,532	9,769,468
	オフ・バランス取引等項目	257,815	301,084
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,927,348	10,070,553
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	—	—
リスク・	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	—	—
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	239,933	260,041
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	19,194	20,803
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)) (M)	9,167,281	10,330,594
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / M × 100(%)		20.39	18.30
(参考)Tier 1 比率 = A / M × 100(%)		25.32	22.89

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## Ⅲ. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年3月27日金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

なお当行は本件情報開示の時点(平成24年7月現在)において、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、参考として自己資本比率告示に基づく自己資本比率を開示します。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスクについて標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておらず、自己資本比率告示第4条及び第16条に該当するため、マーケット・リスク相当額を計測にあたり不算入としております。

### 【1】自己資本比率の状況(連結)

#### 定量的な開示事項

#### 1. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

##### イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
貸出金	12,483,080	13,147,987
出資・ファンド	242,864	272,894
コミットメント・支払承諾見返	295,370	293,406
債券(国債・社債等)	827,885	769,702
現先・コールローン	61,866	242,390
その他	605,151	497,046
合計	14,516,218	15,223,428

##### ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

##### (1) 地域別

(単位:百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
国内合計	14,515,336	15,222,544
海外合計	882	883

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

##### (2) 業種別又は取引相手別

(単位:百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
製造業	3,494,246	3,774,990
農林水産業	922	1,401
鉱業	45,348	54,714
建設業	40,325	68,098
卸売・小売業	1,156,814	1,196,031
金融保険業	1,082,887	1,387,525
不動産業	1,383,031	1,334,769
運輸通信業	3,735,347	3,429,722
電気・ガス・水道業	1,818,276	2,475,942
サービス業	1,012,804	994,334
その他	746,214	505,898

## (3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
5年以下	5,767,717	6,704,444
5年超10年以下	5,412,965	5,230,813
10年超15年以下	1,988,982	1,954,710
15年超	824,102	820,874
期間のないもの	522,451	512,585

## ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	550,730	485,398
同	10%	98,610	86,205
同	20%	3,817,147	2,903,066
同	50%	4,244,213	5,164,121
同	100%	5,613,238	6,377,135
同	150%	32,081	25,005

## 2. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー  
該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

## (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	690,796	715,430
うち再証券化エクスポージャー	—	3,499
クレジット・デリバティブ	120,510	71,312
うち再証券化エクスポージャー	—	41,763
ファンド(注)	175,106	182,600

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

## (2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	213,080	112,263
		所要自己資本額	3,409	1,796
同上	50%	残高	13,867	8,403
		所要自己資本額	554	336
同上	100%	残高	304,261	374,858
		所要自己資本額	24,340	29,988
同上	350%	残高	954	3,412
		所要自己資本額	267	955
同上	自己資本控除	残高	444,358	418,199
		所要自己資本額	—	—
同上	その他(注)	残高	9,891	6,943
		所要自己資本額	1,697	1,142

(注) 自己資本比率告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

## [再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	—	41,763
		所要自己資本額	—	1,336
同上	100%	残高	—	618
		所要自己資本額	—	49
同上	225%	残高	—	1,133
		所要自己資本額	—	204
同上	650%	残高	—	1,195
		所要自己資本額	—	621
同上	自己資本控除	残高	—	551
		所要自己資本額	—	—

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び  
原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス		269,252	236,150
ファンド(注)		175,106	182,600

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される  
信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
信用リスク・アセット額		21,220	14,286

## 3. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額		保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 564億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 195億円

## 【2】自己資本比率の状況(単体)

### 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
3. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&amp;I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&amp;P)。</p>
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第1条第47号)」に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評価制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。</p> <p>また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。</p> <p>ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、係る情報については審査部署にも提供され、審査部署は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。</p> <p>ハ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>当行は標準的手法を採用しております。</p>

	<p>二. 証券化取引に関する会計方針</p> <p>当行では投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。</p> <p>ホ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称</p> <p>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <p>(株)格付投資情報センター(R&amp;I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&amp;P)。</p>
7. マーケット・リスクに関する事項	<p>当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。</p>
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。</p> <p>当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。</p> <p>当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手順を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。</p> <p>また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。</p> <p>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>当行は基礎的手法を採用しております。</p>
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要	<p>当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産(オフバランス資産を含む)の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。</p>
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としてはValue at Risk (VaR) やパーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。</p> <p>(*) 下欄「ロ」の②及び③の計測手法</p> <p>定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。</p> <p>ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</p> <p>当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。</p> <p>① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測</p> <p>② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値</p> <p>③ 200bpValue (ベシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測</p> <p>(②及び③は、パーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)</p>

## 定量的な開示事項

## 1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	714,187	805,644
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	684,046	769,519
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け	—	—
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	7,527	8,867
(iii) 法人等向けエクスポージャー	639,510	723,673
(iv) 出資等のエクスポージャー	18,711	21,306
(v) その他エクスポージャー	18,295	15,672
② 証券化エクスポージャー	30,141	36,124
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,194	20,803
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	733,382	826,447
ホ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率		
単体自己資本比率	20.39%	18.30%
基本的項目比率	25.32%	22.89%

## 2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
貸出金	12,483,395	13,192,835
出資・ファンド	267,120	296,948
コミットメント・支払承諾見返	295,370	293,406
債券(国債・社債等)	827,885	769,702
現先・コールローン	61,866	242,390
その他	564,120	456,927
合計	14,499,758	15,252,211

## ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

## (1) 地域別

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
国内合計	14,499,758	15,252,211
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありませぬ。

## (2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
製造業	3,494,246	3,774,990
農林水産業	922	1,401
鉱業	45,348	54,714
建設業	40,325	68,098
卸売・小売業	1,156,814	1,196,031
金融保険業	1,099,731	1,450,669
不動産業	1,411,058	1,362,796
運輸通信業	3,735,347	3,429,722
電気・ガス・水道業	1,818,276	2,475,942
サービス業	1,013,870	995,400
その他	683,817	442,443

## (3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
5年以下	5,767,717	6,704,444
5年超10年以下	5,412,965	5,267,556
10年超15年以下	1,988,982	1,960,287
15年超	824,102	820,874
期間のないもの	505,991	499,049

## ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を実施した後の額)

(単位：百万円)

		平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	550,730	485,398
同	10%	98,610	86,205
同	20%	3,808,137	2,896,755
同	50%	4,244,213	5,164,121
同	100%	5,608,858	6,411,453
同	150%	32,081	25,005

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
適格金融資産担保	—	152,830
保証又はクレジット・デリバティブ	1,426,488	1,210,309

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	133,529	133,953
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	98,100	80,789
うち金利関連取引	59,554	49,504
うち外国為替関連取引	36,745	30,734
うちクレジット・デリバティブ取引	1,800	550
ネットिंगによる与信相当額削減額	142,371	115,667
ネットの与信相当額	89,258	99,075
うちネットの再構築コストの額	39,180	54,916
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	178,660	85,219
クレジット・デフォルト・スワップ購入	36,000	11,000
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾見返と構成して参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー  
該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

## (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	657,037	692,945
クレジット・デリバティブ	120,510	62,467
うち再証券化エクスポージャー	—	41,763
ファンド(注)	210,271	223,486
うち再証券化エクスポージャー	—	2,274

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

## (2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

			平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	20%	残高	213,080	112,263
		所要自己資本額	3,409	1,796
同上	50%	残高	13,867	8,403
		所要自己資本額	554	336
同上	100%	残高	304,009	374,858
		所要自己資本額	24,320	29,988
同上	350%	残高	569	3,412
		所要自己資本額	159	955
同上	自己資本控除	残高	446,402	428,980
		所要自己資本額	—	—
同上	その他(注)	残高	9,891	6,943
		所要自己資本額	1,697	1,142

(注) 自己資本比率告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等。

## [再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	—	41,763
		所要自己資本額	—	1,336
同上	100%	残高	—	402
		所要自己資本額	—	32
同上	225%	残高	—	736
		所要自己資本額	—	132
同上	650%	残高	—	777
		所要自己資本額	—	404
同上	自己資本控除	残高	—	358
		所要自己資本額	—	—

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス ファンド(注)	237,072	207,768
	209,329	221,570

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
信用リスク・アセット額	21,220	14,286

## 6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

## 7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る 貸借対照表計上額		
上場株式等エクスポージャー	34,209	37,900
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は 株式等エクスポージャー	221,289	249,942
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	10,034	1,303
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	14,199	6,402
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額	7,350	14,817
ニ. 自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により 補完的項目に算入した額	5,168	9,841

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

## 8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測 期間5年で計測され る金利変動の1%タ イル値と99%タイル 値の測定による金利 ショックに伴う経済 的価値の減少額 564億円	保有期間1年、観測 期間5年で計測され る金利変動の1%タ イル値と99%タイル 値の測定による金利 ショックに伴う経済 的価値の減少額 195億円

## エグジット (EXIT)

アセットファイナンスにおいて、元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.45, 49

## シニアファイナンス (シニア融資)

シニアファイナンスとは、通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.34, 44, 112

## シンジケート・ローン

幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関をとりまとめてシンジケート団を組成し、単一の契約証書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.42, 46, 62, 79, 81, 82, 84, 97, 99, 100, 103, 114

## ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.28, 29, 34, 42, 44, 47, 114

## デューデリジェンス (Due Diligence)

融資団のために行われる、融資対象不動産についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。SPCが発行する社債の信用度評価のために要請される建物状況調査、環境調査、法的調査、市場調査などがその主要なものである。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.55

## ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存（＝遡求）することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト（介入権）を金融団が行行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.34, 43, 44, 48

## ハイブリッドファイナンス

ハイブリッドファイナンスとは、資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法をいう。ハイブリッド証券・ハイブリッドローン等による資金調達手段であり、メザニンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、永久債、優先出資証券、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.42

## プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.31, 44, 47, 93, 112

## メザニンファイナンス (メザニン融資)

メザニンファイナンスとは、銀行が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう（メザニンとは中2階という意味）。メザニンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、シニアファイナンスより高く適切な金利水準を確保することによって、金融機関にとって投資が可能となっている。

→ P.16, 28, 34, 41-45, 47, 48, 112

## リファイナンス

借り換えのこと。償還期日の半年～2年前に、リファイナンスアレンジャーがリファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。なお、リファイナンスが完了しなかった場合に備え、テイル期間を設けて売却手続きを定めておくのが通常である。アセットファイナンスにおいて、元本の償還のための資金調達をいかに図るかは極めて重要である。

→ [P.49](#)

## ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ [P.117, 118, 122-124](#)

## CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ [P.3, 42, 51, 52, 67, 71-108, 113](#)

## DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことをさす。日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ [P.16, 17, 31, 42, 49, 112](#)

## M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ [P.20, 28, 31, 35, 38, 39, 42, 43, 46, 48, 55, 87, 92, 107, 108, 114](#)

## MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ [P.42, 45, 48](#)

## PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money (VFM) という概念が、判断基準のひとつである。

→ [P.47, 58, 65, 93, 112, 114](#)

## PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ [P.47, 58, 65, 68, 93, 114](#)

## SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ [P.46-48, 82, 93](#)

## UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ [P.50, 101, 103](#)

平成24年7月  
発行 株式会社日本政策投資銀行  
経営企画部広報・CSR室  
URL : <http://www.dbj.jp/>



<http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目9番1号

Tel: 03-3270-3211 (大代表)



本誌は FSC 認証紙を使用し、「植物油インキ」を使い、環境に配慮して印刷しています。  
また、本誌の印刷、製本工程で使用した電力量（1,900kWh）はグリーン電力でまかなわれています。